野村八良著

上代文學に現れた日本精神

東京　大岡山書店刊行

例言

一、本書論述の趣旨は、之を卷頭の序言に依つて會得せられたい。

一、予は豫て上代文學史を編纂したい志を持つてゐるが、其の詳細は之を他日に讓るとしても、一先づ此の小研究で其の一部を果した事を自ら喜とする。

一、此の小研究を世に問ふに至つたに就いては、先づ東京高等學校長文學博士塚原政次氏に甚深の謝意を表する。其は同氏の推薦に依つて、文部省から精神科學奬勵費の交附（昭和五年度分）を受ける光榮を有したからである。

一、右の次第に依り、又文部省當局各位に對し、謹みて感謝の意を表明する。

一、本研究進行中、數回文學博士上田萬年氏の門を叩き、種々高教を忝うしたことは、亦大に感謝しなければならぬ。其の高說は處々に之を引用した。

一、本研究の爲、各所に旅行した際、大神神社宮司高橋萬次郎氏を始め、好意を寄せられた

各位にも特に御禮を申さなければならぬ。又著述進行中、論題に關係ある著書を惠贈せられた橋純一氏やグンデルト氏にも謝意を表する。

一、參考書中の特に最も主要なものだけ、卷末に列載した。邦文の分では、もつと澤山あるが、さまではと省いた。大抵は其の都度、書中に明にしてある。

一、書中、書名を掲げるに、慣例に從つて略稱を以てしたのが多い。例へば、
記は古事記、　紀は日本書紀、　續紀は續日本紀、
神武紀は日本書紀の神武天皇の卷、
といふ意である。

一、記・紀、萬葉集、祝詞、宣命等の原文を引用したものには、一般の方々の了解せられ易い爲に、今日の漢字・假名併用の書式に改めて置いたのが多い。

一、索引は、主要な書名や件名を取交ぜて作製した。

一、此の書の出版に就いては、八木重良氏の一方ならぬ盡力によつたことを併せてこゝに記して置く。

昭和六年九月上旬

著者

目次

序言……一
神國、神道――古人の恩頼――古文獻の貴さ――思想國難と對策――論述の方法

第一章　序論

第一節　上代文學一般……九
上代文學の品種――古事記――日本書紀――風土記――現存五種古風土記――古風土記逸文――萬葉集――延喜式――祝詞――續紀宣命――參考資料

第二節　國語の特性と上代文學……三一
大和民族と國語の單一――國語はウラルアルタイ語族に屬す――音韻組織――語彙――文學的美辭――美稱――枕詞――序詞――同音の反覆――アリテレーション――同語の反覆――疊語から對語、對句へ――二の對と三の對――リズム――歌の形式――古文と記載――上代文學の觀點
第三節　古史神話の特質……五六
古史神話――開闢說と神統記――國家的意義――實際的傾向――統一性
第四節　上代史概觀……六〇
先住民族――大和民族――建國の大業――崇神天皇の御事蹟――其の後の重要史實――氏族制――ウヂ、カバネ――大陸文化の影響
第二章　本論
第一節　上代人の生活及び風習……七五

興味有る問題——生活の物質的方面——食物——米——古史神話——保食神の農業神話——其の意義——稻の原產地の問題——イネ、シネ、ヨネ——大麥——粟——神勅の意義——蔬菜——狩獵——サツユミ、サツヤ——猪——鹿——漁——釣——鯛、鱸——鮪、鰹——蛤——蝮——海藻——川魚——鵜を使ふ——網——鹽——衣服——ソ——モ——材料——タヘ——齋部氏の事蹟——楮——麻——白妙（無地）——シヅ（倭文）——摺衣——染料植物——裝身具——珠玉——カヅラ——カザシ——住居——樹木起原神話——五十猛命と林業——木の國——青垣山——樟——檜——杉——杣取り——運漕——家屋——屋船命——上代建築の模樣——ヒギ（チギ）——カツヲギ——草葺から板葺へ——床——產屋——妻屋——喪屋——方位——家屋關係の語——火——カグツチ——火鑽——水——井——井と婦女——ウタゲ——歌、舞——酒——酒樂——サケ、サカ——キ、クシ——歌垣、嬥歌——旅行——道路——塞神——橋——渡船、船橋——浮寳——丸木舟——巨木傳說と造船傳說——棚無小舟——大船

第二節　上代文學に現はれた日本的諸觀念……………………三一

(1)　神、靈魂、神籬、神主、神社、祭祀……………………三三

カミ（神）の語義——白石の說——宣長の說いた神の觀念——靈魂——和魂、荒魂——幸魂、奇魂——天翔る——鎭魂——ヒモロギ（神籬）——宣長の說——守部の說——ミモロ——カミナビ——神木——イハクラ（磐境）——神主——ヤシロ（社）——ミヅガキ（瑞籬）——マツリ（祭）——祭儀

(2)　敬　神……………………四一

神祇崇敬——氏神——長門の神祭——旅行と神助——幣帛

(3)　國　土……………………四六

諾冉神話の國生み——大八洲國——國と神名——クニ（國）——出雲國造の國土經營——ウシハク——ヲスクニ——ウブスナ

(4)　天皇、神器、宮殿……………………五四

萬世一系――皇位――スメラミコト――スメロキ――オホキミ――スメミマノミコト――スメロキ即ち神――神器――ミヤ、ミアラカ――トツミヤ――神と天皇――天皇と臣民

(5) 祖先、親子、家族……………………………一六二

オヤ、コ――チ、ハ、其の他――父母の慈愛――母と子――家庭――一族――家族主義――相續――祖先崇拜――祖先の意志――形見――祭

(6) 愛……………………………………………一七四

異性愛――神婚傳說――丹塗矢――赤玉――フェティシズム――三輪式――箸墓――蛇形の神――求婚傳說――妻覓――妻爭――嫉妬――七媛女の一――春山の霞男――萬葉集と求婚傳說――萬葉人の戀愛觀

(7) 名……………………………………………一八二

人名――先づ名を知らんと欲す――女子と名――母、其の子に命名す――命名法――御名代――名譽――家名

(8) 智力崇拜……一九〇
思兼神——八十の心を思ひ足らはす——智力の勝利
(9) 卜占、夢、神託、神憑、誓約、探湯……一九二
ウラ——フトマニ——夢——神憑、神託——ウケヒ——探湯
(10) 罪、穢、禊祓、禁忌……一九七
罪——天つ罪、國つ罪——贖罪——唾——祓の二義——ミソギ——禁忌
(11) 農耕……二〇四
重農立國——稲作——神事——湯種——水——田——ミトシロ——農民の勞苦——新嘗——驕奢
(12) 武勇、刀劍崇拜……二〇八
ヲ（男）とメ（女）——をとこさぶ、をとめさぶ——男性と勇健——ヲタケビ——タケル——武勇と忠君——大伴、佐伯二氏の家訓——防人と奉公

精神――武器――刀劍――諸尊と十握劍――神劍
(13) 言靈……二一六
言靈――諸家の說――語の魔術的能力――一言主の神――美辭の感應――呪詛――語りつぎ言ひつぎ――言擧せぬ國
(14) 自然觀照……二三一
自然に對する驚異――關心と嘆美――國見と旅――花鳥風月の鑑賞――自然界の象徵化
(15) 道、法……二三八
ノリ――ミチ、ヨシヘ――道德――マコト、マゴヽロ――律令
餘論……二五三
平安朝時代――鎌倉時代以後――結語
主要參考書……二六七

索引……………………………………一四二

序言

神國、神道

われ〳〵の祖先は、我が國を神國と稱し、我が國に行はれる道を惟神(カムナガラ)の道若しくは神道と呼んで來た。敬神、崇祖を最大の信條とし、どこまでも强い國家的意識を持ち、飽くまでも堅い皇室中心主義を抱いて、此の金甌無缺の國體を今日に傳へたのである。

國粹と云ひ、國體の精華と稱へる所の實質は、固より一朝一夕に備つたものでは無い。遠い〳〵われ〳〵の祖先の間に於て、次第に其の要素が整つて行つたのであるから、淵源が古く、又繼續性に富んでゐた次第で、此の點に於て、畏くも皇祖、皇宗及び列聖の御恩德を謝し奉り、併せて我々大和民族の祖先の恩賴を肝に銘じなければならぬ。

古人の恩賴

此の意味で、われ〳〵が特に祖先を追念して感激する所以は、其の神國と稱し、神道と呼ぶ所の由來を詳にすべき古文獻を後裔に傳へて吳れた點に存する。神話を遺し、古傳說を貽し、古語や古諺をさながらに置土產にして吳れた事は、其の貴さ、何物も換へ難い。

古文獻の貴さ

此の貴重な文化記念物（山川草木等の天然記念物に對して）があればこそ、われ／＼は其處に古代文化の跡を探り、古代思想の泉を掬び得るのである。古意古道の研究の對象が、かなり多く現存することは、實に我が國が世界の一古國たる名實兼備の一證である。

思想困難と對策

困難と云ふ語は、稍大袈裟でもあり、一體好ましくないが、今や我が國は思想困難に直面してゐると云はれる。試に世論の一斑を有力新聞の社說に徵すると、昭和五年十二月廿九日の東京日々新聞に「思想界の跡」と題して論じたものゝ内、左の一節は思想界及び世相の混亂狀態を如實に傳へてゐると思ふ。曰く、

左翼理論はいかに尖銳でも、理論倒れで現實との隔たりが廣い。すがり處のないどうにもならない自棄的な心境は、一方に、社會群をして自殺のやうな絕望的な手段を選ばせるか、でなければ、エロ、グロ、ナンセンス、モダアニズム等の他愛のない官能的享樂に、現實を逃避せしめる。どつちにしても大衆が生の目的を喪失した意味で、忌むべき不健康な狀態である。一九三〇年初期に一群の文學集團が起り、それが表現した主題の多くが、前に擧げた諸傾向の色彩化であり、高揚化であつたりしたのも、偶然といへず、雜誌や出版物のジャズ化、レビュー化によつて、都會文化の尖端的な

毒の花を、極度に宣傳したのも、時代の不安がいかに思想の胎内に深化されたかを反映するもので、おそらくかゝる情勢は昭和六年に延長されて、ます〳〵盛んになるとも、めつたに解消されはせぬであらう。

又昭和六年七月十七日の時事新報の「所謂思想問題」と題した中の「國體觀念の新教育方針」と題する一節は、思想問題の對策の事に觸れたもので、一部人士の聲を代表したものゝやうに聞える。曰く、

共産主義の思想中には、我國體を否認するものありとは、屢々聞くことにして、我輩の最も苦々しく思ふ所なるが、之れに就いて、斯る亂暴無法なる心得違ひを爲すものが、共産主義なりなど稱して、人心を惑はすに至つたのも、畢竟我國民教育上に、國體觀念の涵養に尙ほ盡さゞるものあるが爲なれば、今後この點に關して此上一層力を注ぐの必要ありとて、之を以て危險思想に對抗するの一策とするの說が、又一部に行はれてゐる。我日本國固有の國體を、永遠無窮に保持せねばならぬことは、國民中一人の疑ふ可からざる所にして、此一事は我國民教育上の有らゆる制度施設に於て、多年終始一貫して維持せらるゝ國民的大精神である。大小諸學校の修身、倫理、國史、

各種讀本の諸科を通じ、國體觀念の涵養は、殆ど到れり盡せるの感ありて、我無比の國體を萬代に支持するの信念は、正しく日本國民の宗教的信仰と成れるものと、我輩が常に確信して安心したる所なるに、近時の共産主義的思想の流行を目して、尙ほ我國體觀念の徹底に努力の足らざるものあるが爲めなりとの說を聞くに至つては、甚しく惑はざるを得ない。（下略）

と。今一々其の說の當否を評するを要しないが、今日の思想界が何と無く中心を失つて居り、徒に醉つてゐるもの、溺れてゐる者が多いのであるから、其の匡救の方法としては、中心を明にし、陶醉者、惑溺者に自覺を促し、以て一般民衆に、歸趨する所を示さなければならぬ。それで一大先覺者の出現も待望せられるが、差當り識者間に眞箇な講究せられなければならぬ。洵に微々たる予輩と雖も、官學に奉仕して、日々古文學を講じてゐる職責上、徒に拱手傍觀は出來ないのである。憂心忡々、私に平生考察してゐる所を披瀝し、以て熱烈な祖國愛を同志の間に唱道しようと思ふ念は止み難い。其の一端が此の一篇となつたのである。「上代文學に現れた日本精神」此ういふ題目は最早古いと云ふを休めよ。賀茂眞淵や本居宣長の考究程度に止るならばともかくであるが、今日の時勢は、われ／＼

を驅つて其以上を考へしめた。考へた結果の當否は、世の批判を俟つしかないが、所謂思想善導の一助ともと思ふ婆心は、共鳴を得ないこともなからうと思ふ。

論述の方法

此の一篇に於て論述考證する方法は、先づ序論として基礎的問題を取扱ふのである。即ち上代文學一般と題して、古典の性質を述べ、更に、國語の特性と上代文學との交渉に及び、而して古史神話の特質を通觀し、上代史概觀を略述するのである。次に本論として取扱ふ所は、本研究の核心(ケルン)である。即ち上代人の生活及び風習を各方面から敍べ、それから上代文學に現れた日本的諸觀念と題し、之を細目に分けて詳述する。最後に餘論として、中古時代並に武家時代文學上の日本精神を略述する。かうして古今を貫いて、日本精神の如何なるものであるかを明にするので、畢竟、今の人に國民的自覺を促すのを目的とするのである。

終に一言斷つて置く事がある。こゝに上代と云ふのは、國初以來奈良朝末迄を意味するので、極めて永い期間で、世が降ると共に、漢學や佛教の移入に隨つて文化の度が段々遷つて來てゐるから、予は必ずしもそれを一樣に見ようと云ふので無いと云ふ事である。唯我が民族の間に發生し、發展した日本的精神が、如何なる性質で、如何に繼承せられたの

であるか、其の點を文獻を資料に仰ぎつゝ、吟味しようといふに歸する。

第一章　序論

第一節　上代文學一般

上代文學の品種

本書は題して「上代文學に現れた日本精神」と稱する。其の資料として取扱ふ所の上代文學とは如何なる典籍若しくは作品を指すか、此の事を説明して置くのは第一に必要である。一體上代文學の品種は、後の時代の文學に馴染んだ人々から見ると、頗る變つた點がある。例へば物語――小説といふやうな物は、平安朝以後の文學には、頗る多いのであるが、奈良朝以前の物には、さういふ創作物は絶無である。それで上代文學の種目は、歌がかなり廣い領域を占めてゐる。歌は大體抒情詩である。次に神話、傳説、歴史といふ類がある。此は永い間語り繼がれ、遂に記載せられて典籍の形を取つた。神話や傳説は、性質上、敍事詩である。極めて古い時代の歌は、神話や傳説と結びついてゐた爲に、後に傳つたと云ふ關係もあつて、此の現象は一種の興味を覺えしめる。歌も時代が進んでは、著しく創作氣分に支配せられるやうになつた。右の兩方面の外に、神祇祭祀に伴なつた祝詞(ノリト)の

一類があり、又主として奈良朝の詔勅は國語を以て綴られて宣命と稱せられてゐる、其の一類がある。大約さういふ文學が、此の論題の資料である。國家本位の神話、傳說、歴史を統一的に一部にした物に、古事記と日本書紀とがあり。地方傳說を收めてゐる物に、風土記がある。歌は記・紀二典に載つてゐるが、風土記にも幾分存する。併し創作的の歌を多數取集めたのは、萬葉集である。

古事記は太安萬侶が元明天皇の和銅四年九月十八日に詔を奉り、翌年正月廿八日に撰進した三卷の上代史で、もと稗田阿禮の誦み習つた天武天皇勅語の舊辭を撰錄したものと稱せられてゐる。處が勅撰の史籍であるといふのに拘らず、其の顚末が續日本紀の明文に存しないといふ事情で、後世疑を挿まれた。それは沼田顯義の如き、級長戶風を著して、僞書說を出し、近年中澤見明氏も史學雜誌に同樣の說を公にせられた。併し未だ全く勅撰の古典たる事を否定しかねる點もある。とにかく、古書である事は、土佐國風土記の逸文に、「多ノ氏古事記曰云々」と見え、又萬葉集卷二の左註に、古事記といふ書名が擧げられてゐるので分る。此の左註が假令後人の所爲としても、旣に元暦校本にも明記せられてゐる位だから、古い事である。三卷の内、上卷が神代で、中下兩卷が神武天皇から推古天皇

迄である。大體の文脈は漢文であるが、國語を寫す爲に、頗る意が用ゐられてゐる。其は序文に、「上古之時。言意並朴。敷レ文構レ句。於レ字卽難。已因レ訓述者。詞不レ逮レ心。全以レ音連者。事趣更長。是以。今或一句之中。交二用音訓一。或一事之內。全以レ訓錄。」とある。全文の讀法は、本居宣長の古訓古事記のが行はれてゐる。其の後の學者で、全く宣長の讀法を改易した人は、未だ一人も無い。

日本書紀

日本書紀は、元正天皇の養老四年五月に出來た三十卷の上代史で、舍人親王の奉勅撰であることは、續日本紀に明文がある。尤も弘仁私記序に據ると、夫の太安麻呂も參與してゐるらしい。此の書の一、二、兩卷が所謂神代卷で、卷三以下が神武天皇から持統天皇迄である。歌謠以外、文章は純然たる漢文で、なか〳〵文飾に富んでゐる。(併し昔から出來るだけ和訓を以て誦習する態度が採られてゐた。) 此の漢文で編纂せられ、頗る潤色があるといふ點が、宣長などに嫌惡せられ、爲に之を排して、古事記尊重に傾いてゐたが、今日公平に考へると、史籍としては勿論、文學史料としても、此の紀の價値は多大であると申さなければならぬ。一體修史事業が、こゝ迄に進展したのに就いては、淵源が遠いのであつて、其の過程は、別著國文學研究史に詳述した通である。凡そ古傳說には、之を傳

承した事々によつて。異説をも生じてゐたから、其を統一するのは、容易でなかつたと想はれるが、いくら異説と云つても、妄に無視も否定も出來ないから、或程度迄之を尊重しなければならない。此の紀に此等の Version が「一書曰」として保存せられてゐるのは、學問上洵に大切な事である。

風土記の起は、續日本紀卷六元明天皇和銅六年の條に、五月二日の詔として、畿内七道諸國郡鄉の名には好き字を着けるやうに、其の郡内に生ずる所の物産は、具に色目を錄し、土地の沃瘠、山川原野の名號の由來、及古老相傳ふる舊聞異事を、史籍に載せて言上するやうにと、仰せ下された旨が見えてゐる。それで漸次諸國から地方誌を撰進した、其が風土記である。此風土記に種々な地方傳說（Örtliche Sage）が包含せられてゐるといふ點が、文獻學上殊に貴重なのである。其の風土記に和銅六年以後、年所を閱するに隨つて、かなり多くの國々から上(タテマツ)つたらしいけれども、未進の國もあつたであらう。仍に醍醐天皇の延長三年十二月十四日には、太政官符を以て、早速風土記を勘進するやうに、諸國司に命ぜられたのである。（類聚符宣抄參照） 而して其の初度の分、即ち少くとも平安朝に降らない古風土記で、今日に傳つてゐるのは、常陸・出雲・播磨・肥前・豐後の五國分で、予

は、之を現存五種古風土記と呼んでゐる。常陸國風土記は河内、眞壁二郡の分が脱けて居り、又現に存する部分にも、省略せられたまゝの所があつて、完璧では無いけれども、上代の物に相違無いと思はれる。中山信名は和銅の撰進たることを主張してゐるが、西野宣明の考證は更に委しいのである。其の說に、此の記が何時出來たかは詳で無いが、記中に白壁郡、藻島驛家、板來驛と書いてある、其は延暦中に白髮部の姓を改めて、眞髮部とせられたから、白壁郡を改めて、眞壁郡とせられたのも亦當時で、此の記が延暦以後に出來たとしたら、白壁とある筈が無い。又藻島及び板來驛を廢せられたのは、弘仁年間であるから、此の記が弘仁以後に成つたなら、二驛の名が有る筈が無い。それで和銅の詔命に應じて作られた物と認める。但、出雲の記との先後は分らないと云ふのである。次に出雲國風土記は首尾一貫して、最も能く原形の保存せられてゐる物であり、卷尾に、「天平五年二月卅日勘造。秋鹿郡人神宅臣金太理。國造帶意宇郡大領外正六位上勳業出雲臣廣島」とあつて、年紀や署名が分明である。加之各郡の部の末に、それ〴〵責任者の名が列記してあるのである。中山信名は、此天平五年を以て和銅撰進の物を改定した年紀と考へてゐるが、識語に勘造とあるのを見ると、さうとも想はれないやうである。播磨國風土記は卷首

が缺文となつて居て、賀古郡の中途から現存するが、最初に赤石郡の部が有つたらうと云ふ事は、殆ど疑を容れないやうである。此の記も上代の物と認めてよい事は、故栗田寛氏の考證に詳である。其の說の要點は、續紀に、「靈龜二年四月甲子。割二大鳥。和泉。日根三郡一。始置二和泉監一焉。」と見えて、其の時から河内の和泉郡を和泉監に隷けた筈であるのに、此の記の揖保(イヒホ)郡狹野(サヌ)村の條に、川内國泉郡とあるのは、靈龜二年以前の筆であらうし、又出雲風土記に、「鄕字者。依二靈龜元年式一。改レ里爲レ鄕。」と見えて居るのに拘らず、此の記には倭名鈔の鄕名をも、里として居て、鄕と記してゐないから、靈龜元年以前に注進したものに相違無いと云ふのである。靈龜元年は和銅六年から三年目であつて、隨つて此の記は、今の所、最古の風土記の觀が有る次第である。それから肥前國風土記は首尾が缺佚してゐるばかりで無く、中途にも缺文がある。又豐後國風土記も完本では無い。併し兩者共體裁や文面から觀て、古風土記には違無いと想はれるのである。

尙、古風土記の逸文は、權律師仙覺の萬葉集註釋（通稱仙覺抄）や卜部兼方（懷賢）の釋日本紀を始め、其の他諸種の書に、化石のやうに含有せられてゐる物がかなり多い。此等は文獻學的價値が多大である。栗田氏の纂訂古風土記逸文並に同考證は、往々後世の末書

から材料を採集してゐる點など、如何と考へられるふしも有りはするが、ともかく研究者を裨益するものである。

萬葉集は文學史上一大寶典であるだけ、傳說すべき事が多い。其の題號の意は、仙覺抄には萬の言の葉の義とし、契沖の代匠記には兩義があるとして、葉を一は言の葉の義と一は世の義とに見て、決定を與へてゐないが、今日では萬葉を萬語と見、萬世の義とする方が、多く學者間に認められてゐる。それから撰者に就いて、橘諸兄(モロエ)とするのは、古い傳說で、榮華物語月宴の卷に、孝謙天皇の天平勝寶五年に左大臣橘卿が撰んだとあるが、藤原清輔の袋草紙には、「撰者或稱橘大臣。或稱家持(ヤカモチ)。」の句が見え、（清輔自身は「此集聖武撰歟。」と言つてゐる。）其の後、拾芥抄には定家の「似(タリ)二家持卿之所一レ注。」と云ふ說が出てゐる。仙覺は諸兄、家持兩人說を唱へたのである。處が契沖は、定家の說から悟得して、非勅撰說、家持私撰說を強調したのである。其の論旨の要點は、

（前略）今此定家卿ノ抄ヲ見テ、是ニ心着テ普ク集中ヲ考ヘ見ルニ、勅撰ニモアラズ、撰者ハ諸兄公ニモアラズシテ、家持卿私ノ家ニ、若年ヨリ見聞ニ隨テ記シオカレタルヲ、十六卷マデハ、天平十六年、十七年ノ比マデニ、廿七八歲ノ内ニテ撰ビ定

メ、十七卷ノ天平十六年四月五日ノ歌マデハ、遺タルヲ拾ヒ、十八年正月ノ歌ヨリ第二十ノ終マデハ、日記ノ如ク、部ヲ立ズ、次第ニ集メテ、寶字三年ニ一部ト成サレタルナリ。

といふのであつて、尚更に精密に考證してゐる。處が一方、荷田春滿は諸兄の撰に家持の集の混じたものとし、（眞淵の萬葉解に載せてゐる。）賀茂眞淵は諸兄撰の舊傳を重んじたが、時代は孝謙天皇御宇といふよりも、少しく遡つて、聖武朝であらうとしてゐる。一體彼は、眞の萬葉集と云ふのは、一、二、十三、十一、十二、十四の六卷で、同時に撰ばれたもの、爾餘の十四卷は之に與らないといふ說を萬葉考に立てゝ居るのである。本居宣長も全稿卷之次第之事を書いて、一、二、三、四、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十六の十四卷が前の撰、五、十五、十七、十八、十九、廿の六卷が後の撰であるとした。契沖說の如きは、其の研究がしつかりしてゐて、論證も綿密至極であるけれども、全廿卷が家持私撰であるかは疑問の餘地が有る。此の集の撰者及び編年年代に就いては、近年注目すべき新研究が出てゐる。品田太吉氏の如きは、萬葉集兩卷說（萬葉學論纂所收）を出し、

第一、第二の兩卷は書體同一にして、雜歌、相聞、挽歌の三種を具備し、而も精選したる完全なる一書なり。諸兄公撰萬葉集といひ傳へたるは、必ずや此兩卷の事なるべし。

と唱へられた。此は傾聽すべき意見である。又山田孝雄氏の如きは、萬葉集の編纂は寶龜二年以後なるべきことの證（萬葉學論纂所收）を考へ出された。其は卷十四の東歌の國名順から心づかれて、武藏が相模と上總との間に置かれてゐるから、寶龜二年冬十月の定以後の事で、隨つて、萬葉集全部の編纂は、此の卷十四の編次より古かるべき道理が無いから、同年以後としなければならぬといふ新しい考である。是には多少の異存も挿まれるやうであるが、卷十四の成立ちだけは、其の證で動くまいと思ふ。かやうに撰者及び編纂年代の問題は多岐に亘つてゐる。

本集の部類は、契沖の說明した處では、雜歌、相聞、譬喩、挽歌の四種であるが、鹿持雅澄の萬葉集古義には、右の四種に四季雜歌、四季相聞の二種を加へて考へてゐる。而して契沖が各卷に就いて、部類の次第を吟味してゐるのは、有益な調であから、左に示して置かう。

卷一、泊瀬朝倉宮（雄略）から寧樂宮に至る雜歌

卷二、難波高津宮から藤原宮に至る相聞と、後岡本宮（齊明）から寧樂宮に至る挽歌との二部

卷三、持統天皇から聖武天皇に至る雜歌と、紀皇女の御歌から家持（内舍人）迄の譬喩と、上宮太子の御歌から天平十六年迄の挽歌との三部

卷四、仁徳天皇から聖武天皇に至る相聞

卷五、太宰帥大伴卿報㆓凶問㆒歌から憶良の戀㆓男子名古日㆒歌迄（自神龜五年至天平五年雜歌、此は憶良の自記に、家持が終の一首を加へたもの）

卷六、養老七年から天平十六年迄の雜歌

卷七、雜歌、譬喩、挽歌の三部（作者が無い。）

卷八、四季雜歌、四季相聞（皆作者が有る。）

卷九、雜歌、相聞、挽歌の三部

卷十、卷八同樣（但、作者が無い。）

卷十一、十二、古今相聞往來歌類（作者が無い。）

卷十三、雜歌、相聞（問答と譬喩とは此の內）挽歌の三部（作者が無い。）

卷十四、東歌（國別に雜歌、相聞、譬喩）

卷十五、天平八年六月新羅への使の往還の歌、及び中臣宅守が越前へ流された時、狹野茅上娘子と別を悲しんで互に詠んだ歌

卷十六、有二由緣一雜歌（相聞も交つてゐる。）

卷十七から卷廿迄、大體日記のやうで、部類を立てない。

集中所收の歌體は、長歌、短歌、旋頭歌の三體である。（雅澄は三體ノ辨を書いて、五七五七七七の一體は、短歌に一句餘（アマ）した格で、旋頭歌でない、別體だといふ事をも說いてゐる。）集中歌數は、古義に計算したのでは、

長歌二百六十二首
短歌四千百七十三首
旋頭歌六十一首
}合計四千四百九十六首

となつてゐる。集の書式（眞名假名（マナガナ）の書きやう）に就いて、契沖は、

ツラ〳〵此集ノ書ヤウヲ見ルニ、必シモ撰者ノシワザニハアラデ、其比ノ風俗（ナラヒ）ニテ、

家々ニ様々ニ書タルヲ、其マヽニ寫サレタルモ多カルベシ。第五、第十四、第十五、第十七巳下ノ四巻、以上七巻ハ安ラカニカケリ。又第十一ノ人麿歌集ノ歌百四十九首ハ簡古ニカヽレタリ。是ハ彼集ノマヽニ寫サレタリケルニヤ。

と説明してゐるのは、頗る妥當である。それから本集の引書に就いて、彼は左の八部を擧げてゐる。

古事記　日本紀　古歌集　人麿歌集　山上憶良ノ類聚歌林

笠金村集　高橋蟲麿集　田邊福麿集

集中の作者は極めて多数である。柿本人麿、山上憶良(ヤマノヘノオクラ)、山部赤人(ヤマベノアカヒト)、大伴旅人(タビト)、家持父子の如きが最も著名で、高市連(タケチノムラジ)黒人、高橋連蟲麿等も忘れてはならぬ。女流にも大伴坂上郎女(サカノヘノイラツメ)其の他いろ／＼ある。此等の人々の履歴は、萬葉集古義の人物傳を參考せられたい。又諸歌人の特色の如きは、一般文學史に譲つて置く。

延喜式

轉じて延喜式祝詞に就いて略述しよう。延喜式は左大臣藤原忠平等の奉勅撰で、奉命の降下は延喜五年八月であるが、出來上つたのは、延長五年十二月廿六日である。上延喜格式ノ表の中に、

臣等謹本ニ綸命一。忽履ニ薄氷一。於レ是捜ニ古典於周室一。採ニ舊儀於漢家一。取ニ捨弘仁貞觀之弛張一。因ニ脩永徽開元之沿革一。勒成ニ二部一。名曰ニ延喜格式一。但格十二卷。筆削早成。往年奏御。式五十卷。撰集纔畢。今日上聞。

とあるので、編纂の事歴が能く分る。五十卷中第十卷迄が神祇部で、其の第八卷に祝詞（ノリト）が廿七篇收められてゐる。ノリトは具（ツブサ）にノリトゴトである。賀茂眞淵は、ノリタベゴト（宣賜言）のタベがテとなりトとなつたのだと說を立て、本居宣長はノリトキゴト（宣說言）のキの省略だと異見を出したのであるが、予はノリツゴトであらうと思ふ。ノリは無論宣（ノリ）で、動詞ノルの名詞形で、ノルは、イノル（祈）とも交渉の有る語である。ツはノの意の助詞で、タベの約轉でも、トキの下略でも無からう。詔戸言（ノリトコト）といふやうな書き方から見ても、戸は假名である。ツの音がトの音に轉じるのは、ヲトツヒ（一昨日）がヲトトヒとなるのでも分り、ツキ（月、太陰）とトキ（時）との關係、ツル（釣）とトル（捕）との關係からも考へ得る。コトは言であることは勿論である。略してノリトと、トを名詞かの如く考へて用ゐたのは、語原が漸く忘却せられた爲であらう。該式には祝詞の外に、本質から云ふと違つた所の壽詞（ヨゴト）も一緒に取扱つてある。其の廿七篇の名目は、主として祭の名で示さ

れてゐる。（祝詞考參照）

一、新年祭（トシゴヒノ）
二、春日祭（カスガノ）
三、廣瀬大忌祭（オホイミノ）
四、龍田風ノ神ノ祭
五、平野祭
六、久度（クド）、古開（フルアキ）（眞淵は此のフルアキといふ訓を疑問としてゐる。）
七、六月月次祭（ミナヅキノツキナミマツリ）
八、大殿祭（オホトノホガヒ）
九、御門祭（ミカドマツリ）
一〇、大祓（オホハラヘ）
一一、東文忌寸部獻二横刀一時咒（ヤマトノフミノイミキガトモノタテマツルタチヲトキノ）
一二、鎭火祭（ヒシヅメノマツリ）
一三、道饗祭（ミチアヘマツリ）（眞淵は一二と一三とを前後した。）

一四、大嘗祭

一五、鎮御魂齋戸祭

一六、伊勢ノ大神宮　二月祈年、六月・十二月月次祭

一七、豐受宮

一八、四月神衣祭

一九、六月月次祭

二〇、九月神嘗祭

二一、豐受宮同祭

二二、同神嘗祭

二三、齋内親王參入時（眞淵は奉レ入ニ齋内親王一時詞（イツキノヒメミコヲイレタテマツルトキノコトバ）としてゐる。）

二四、遷ニ奉大神宮一祝詞

二五、遷ニ却祟神一（眞淵は終に詞の字を入れた。）

二六、遣唐使ノ時ノ奉幣

二七、出雲國造神賀詞（眞淵はイヅモノクニツコガカムホギノコトバと訓み、宣長はイヅモノクニノミヤツコノカムヨゴトと訓んだ。）

総の出雲國造神賀詞は壽詞(ヨゴト)である。壽詞の古い物で尙一つ、藤原賴長の台記の康治元年の大嘗會の別記に中臣ノ壽詞がある。武田祐吉氏の上代日本文學史に、延喜式と其の前の弘仁式、貞觀式との交渉を述べられた中に、

祝詞の部分にあつては、たゞ弘仁式にも祝詞の一卷があつて、その中に多分豐受宮神嘗祭の祝詞等が載つてゐたであらうと推察し得るに止る。本朝法家文書目錄には、弘仁式の第六卷が祝詞であつたと傳へてゐる。

とあるのは、傾聽すべき言である。尙、祝詞の製作年代に就いて、眞淵は其の祝詞考の序文中に、左の如き說を出してゐる。

先出雲の國造が神賀の詞は、飛鳥岡本の御代（著者曰、舒明天皇の御宇のこと）の言なるべし、こと葉まさしくしてみやび、心たくみにしてゆたか也、巧みのこまやけきは、いと後によれゝど、しらべのゆたなるぞ上つ代の殘れるなる。次に六月、十二月の大祓の詞は、大津淸御原の御代ら（著者曰、天智天武兩朝のこと）の辭也、言おもしろく雄々しく、心巧みにしてとゝのへるものゝ、ゆたならずかたらに聞ゆるは、つとめて古へをうつせれば也、そが次に祟神を却、大殿祭の詞は、藤原の宮（著者曰、持統文武兩朝のこと）の末につくれるならむ、今一

きざみおとりにたり。祈年、廣瀬、立田の祭らの詞は、奈良の宮の始つころいへるにて、おやじ古言もてすれど、ふみちふものを心に得ていひなせしならねば、また一きざみおとりにたり。そがつぎ〳〵の詞は、いやくだちにくだち、きよわらに弱らひつゝ、更にあげつらふべくもあらずなもある。

精細に吟味はせられてゐるが、畢竟するに、一個の推定に過ぎなかつたのである。それで宣長は大祓詞後釋を著して、反對意見を述べたのである。其の要領は、

もろ〳〵の、祭の中のふるき祝詞は、おほかたはいと上代より、申しならへるまゝにて、いと〳〵ふるきを、そのつゞりざま、いひざまなど、いさゝかづゝは、世々にうつりかはり來ぬることも、おのづから有りと見え、又後に加はりもし、省かりもし、かはりもしたることなども、すこしづゝはまじれるも有りと見えたり。かく有て、全く令式にのれる如く定まりたるは、大寶令のころならむか。はたそれよりやゝ前つかた、天智、天武の御世のほどより定まれるも有りやしけむ。それはたたしかにはいひがたし。又後に始れる祭の、又祭はふるけれど、その祝詞は、古のはうせたるにや、やゝ後に作れりと見ゆるなど、作りざまはつたなく、とゝのはぬこともあるも、猶ふる

き他例(タグヒ)にならひたる。ふるき詞はまじれり。かゝれば、すべてふるき祝詞は、漢國人のよゝの文章、又こゝのも、後の物語、序文などを詠(ナガメ)いふごとくに、其代に其人の作れりなどは、いふべき物にあらず。そのおほかたは、上つ代より、つぎ〳〵傳によりて、申しならへる詞によりて、つゞれる物なれば也。

といふのである。これとて完璧とも認め難い。一體祝詞のやうな語誦を以てした文學としては、傳承中の變遷も有らうし、祭儀や風習の上の考究をした上でなくては、一々の成立や新古を定め得られるものでは無い。かういふ文學は、性質としては民族的文學であることを重視しなくてはならぬ。式に、

凡祭祀祝詞者。御殿(オホトノ)、御門(ミカド)等祭(ニハ)。齋部氏祝詞(申ス)。以外諸祭中臣氏祝詞(申ス)。

ともあつて、古來中臣、齋部で分掌してゐた關係上、語句に各々兩氏が携つてゐる點もあらうが、それとても或程度まででであらう。今見ると、大抵諸篇の組織文脈が相似形を爲してゐるから、或タイプがグルンドとなつて、次第にイミテートせられた點が有るやうに見える。又例へば春日祭の祝詞の如きは、春日神社の創立が、奈良朝に入つてからで有るから、其の祝詞が大して古からう筈もないし、それから廣瀬大忌祭の祝詞の如きを見るに、

「鰭の廣き物、鰭の狭き物」といふ語があつて、語の構造が「廣物」「狭物」といふ古い形で無いといふやうな點から、原作の成立年代が果して頗る古いであらうか、どうかと疑はれるといふ事などもある。祝詞の内容及び形式方面の論評は、一般文學史に委ねて置かう。又此の著全體を通讀せられるうちには、おのづから會得せられる點があらう。次に宣命の事を一言しよう。

朝廷の正史は日本書紀以下六部あつて、六國史と稱せられる。其の第二が續日本紀四十卷で、菅野眞道等の奉勅撰である。文武天皇の丁酉から桓武天皇の延暦十年迄、御九代、九十餘年に亘つてゐる。それで奈良朝の歴史として最も重要な物である。此の續紀に含有せられる宣命が六十二あるが、宣長は之を一括して研究し、續紀歴朝詔詞解六卷を著したのである。彼が其の卷頭の「まづとりすべていふ事ども」と題した總論は有益な言說が多い。宣命の意義を說いて、

世にいはゆる宣命は、すなはち古への詔勅にして、上ッ代の詔勅は、此外なかりしを、萬の事漢さまにならひ給ふ御世〳〵となりては、詔勅も漢文のを用ひらるゝこと多くなりて、後の世にいたりては、つひにその漢文なる方を、詔書、勅書とはいひて、も

とよりの皇國言のをば、分て宣命とぞいひならへる。（中略）さて宣命といふ目は、此續紀の十の卷に始めて見えて、そは命を宣よしにて、宣と命を交へ倚へて、告聞するをいふ也。

と言ひ、元來勅命をうけ給はつて宣聞かせる事をさして云つた名目で、後には其の文をさして云ふやうにもなつたと附言してゐる。さうして尙彼は、持統天皇以前の宣命の失せた事を慨歎し、而も幸に古い祝詞と此の續紀の詔詞との傳存する事を非常に喜んでゐるのである。宣命の書式に關する彼の說も亦參考になる。曰く、

いにしへは、片假字、平假字といふ物なかりしかば、物をしるすに、皇國語のまゝにはものしがたければ、から國のしるしざまにならひて、萬の事みな漢文もてしるしけるを、哥のみはいはゆる萬葉假字をもてしるし、又祝詞、宣命も古語のまゝに書て、一もじもたがへず、てにをはの假字をさへに細書に添へたる、是を世に宣命書といへり。そも〳〵これらのみは、漢文にはしるさで、然ヵ語のまゝにしるしける故は、歌はさらにもいはず、祝詞も神に申し、宣命も百官、天ノ下ノ公民に宣聞しむる物にしあれば、神又人の聞て、心にしめて感くべく、其詞に文をなして、美麗く作れるものに

して、一もじも讀ミたがへては有ルべからざるが故に、尋常(ヨノツネ)の事のごとく、漢文さまには書キがたければ也。

と、文體史的に觀てゐるのである。（宣命書は古代の書式の一體で、備後國風土記逸文にも其の例が存する。）凡そ詔勅を作るのは、内記の職で、職員令に、「大内記二人。掌下造ニ詔勅一。凡御所記錄事上。中内記二人。掌同ニ大内記一。少内記二人。掌同ニ中内記一。」とある。又内記式に、「凡宣命文者。皆以ニ黃紙一書レ之。但奉ニ伊勢大神宮一文。以ニ縹紙一書。賀茂社以ニ紅紙一書。」と。かういふ風に用紙にまで慣例があつた。續紀の六十二の宣命の性質、種類はどうであるかと云ふと、次田潤氏の校註祝詞宣命の宣命概說に盡されてゐる。即ち時代別では、

文武天皇朝　二篇　　元明天皇朝二篇　　聖武天皇朝　九篇
孝謙天皇朝　九篇　　淳仁天皇朝六篇　　稱德天皇朝十九篇
光仁天皇朝十二篇　　桓武天皇朝三篇

とし、宣命を下される場合からは、

御即位、立皇后、立皇太子、改元、御讓位、大官任命等の場合に、宣命を下し給ふの

は、何れの御代にも殆ど恆例となつてゐるのであるが、聖武天皇の御代には大佛の建造があり、孝謙天皇以降には橘奈良麻呂、惠美押勝、和氣王、粟田道麻呂等の陰謀反逆などの不祥事があつたので、自然宣命を下す機會が多かつたのである。試みに之を篇數で表して見るならば、即位、立后、立太子、改元等の宣命は、合計十六篇であるが、不祥事に關するものは合計十八篇の多きに及んでゐて、此等は主として孝謙天皇以後の歷朝に出てゐる。

と調べて居られる。

以上資料としての典籍作品は、之を略述したのであるが、序に加へて置きたいのは、本研究の參考資料たる古書である。一々解說は施さないが、書名だけ掲げて置かう。

古語拾遺　　先代舊事本紀（略稱、舊事紀）

神道五部書（伊勢二所皇太神宮御鎭座次第記、伊勢二所皇太神宮御鎭座傳記、豐受皇太神宮御鎭座本紀、造伊勢二所太神宮寶基本紀、倭姫命世記）

皇太神宮儀式帳　　止由氣宮儀式帳

尾張國熱田太神宮緣起　新撰姓氏錄
神皇正統記

第二節　國語の特性と上代文學

大和民族と國語の單一

ヨセフのナショナリティーの The language factor in nationality と題する章の冒頭に、The most obvious element of nationality is language. と云つてゐるのは、蓋し當然な事で、我が大和民族が古往今來、單一な國語を所有し、之を以て常に[illegible]し團結したのは、考へて見ると、此の上も無く結構な事である。瑞西人が或は獨逸語或は佛蘭西語或は伊太利語を語り、白耳義人がフランダアス語や佛蘭西語を使つて、其の國語の統一が無いのに較べると、實に雲泥の差である。我が古史に徴すると、高麗・百濟の人や、支那人・阿知使主（オミ）、都加使主（ツカオミ）の黨類の如きこ たどのイムミグラントが入込んでゐるにも拘らず、國語が儼として存續したのは、我々後世子孫の至大な幸福である。

國語はウラルアルタイ語族に屬す

言語學上、語族の方面から我が國語を考察する時、國語はウラルアルタイ語族に屬すべき幾多の性質を帶びてゐると稱せられる。其の點を極ざつと言つて見ると、音韻組織上、

R音が語頭音（Anlaut）とならないこと、（此は契沖が既に和字正濫抄で言明してゐる。）又語彙の上で、複數の表し方に特別な法則が無くて、單に其の語を重ねて、「國々」「山々」「人々」「我々」といふやうな Duplication の構造を以てすること、又語法上、關係代名詞（Relative pronoun）が存在しないこと等であつて、此は滿蒙、朝鮮等の言語と共通の性質である。而して國語は又、世界の言語の形態的分類上、膠着語（Agglutinative language 加添語とも譯せられる。）の性質を有することは、他のウラルアルタイ系の語と同樣で、接尾語や助詞や助動詞のやうな形式語（Formwort）が、主要な概念語（Begriffwort）に膠着して、いろ／＼に其の語の機能を助けて行くのである。處が近年國語の研究上、從來と多少異なつた學說も起つてゐる。例へば坪井九馬三氏の如きは、國語の語法的關係はウラルアルタイ系であるにしても、語彙には南洋系の分子が著しいといふことを說いて居られる。（同氏國語の曙と題する著書參照）から云ふ點は、尙今後の考究を俟たなければなるまい。

我が上代語の音韻組織は、ともかく印歐語の如きに較べると、至極簡單であつたのは事實である。ホイットニーは The structure of the language is very simple and euphonious.

と評した。（The life and growth of language.）契沖が考究したやうに、ア（A）オ（O）の兩音が、語尾音（Auslaut）とならないとか、濁音が語頭音とならないとか云つた（前述のR音の事と共に、其の說が和字正濫抄に見える。）事の外に、殆ど二重母音（Diphthong）の見受けられぬ事、（尤も此は多少存在したかも知れぬ。是に就いて上田萬年氏の說がある。次章で述べる。）二個以上の子音の結合も無かつたらしい事、又純粹の子音は乏しくて、多くは母音と結合してシラブルを形作つてゐる事、隨つて子音が語尾音とならない事等が數へられるのである。

音韻組織が、此の如く單純であることの一證は、單音綴（Monosyllable）の語彙が頗る多いといふ現象を以て示し得る。今其の主な名詞を擧げると、左のやうである。

ア　畔、足、網、

イ　氣、寢、

ウ　鵜、

エ　兄、江、枝、

カ　鹿、處、

キ　木、葱、酒、城、黄、

ケ　毛、饌、笥、

コ　子、蠶、籠、

サ　箭、

ス　巣、簀、洲、

セ　瀬、兄、

ソ　麻、衣、

タ　田、手、

チ　血、鉤、乳、路、

ツ　津、

テ　手、道、値、

ト　門、戸、外、

ナ　名、菜、魚、

ニ　土、丹、荷、

ヌ　野、沼、

ネ　根、嶺、

ノ　野、幅、

ハ　歯、羽、葉、

ヒ　日、火、氷、檜、梭、樋、

フ　生、

ヘ　舳、瓮、邊、上、

ホ　穂、帆、火、

マ　目、

ミ　身、實、

メ　女、妻、海藻、芽、目、

モ　藻、裳、

ヤ　屋、箭、谷、

ユ　湯、

ヨ　夜、代、世、

ワ　輪、回、

ヰ　猪、井、

ヲ　男、夫、尾、岑、麻（苧）、緒、

代名詞も最古のものは、やはり一音である。人代名詞では、

ア又はワ（我）　ナ（汝）　カ（彼）　タ（誰）

で、後これにレが附いてアレ（ワレ）、ナレ、カレ、タレとなつたのである。指示代名詞では、

コ（此）　ソ（其）　カ（彼）

の如きで、これにレが附いて、コレ、ソレ、カレとなり、ノが附いて、コノ、ソノ、カノと云ふ詞遣が出來たのである。二音綴（Dissyllable）の名詞も勿論古い所から見えて、古事記から拾つても、クニ（國）シマ（島）カゼ（風）ヤマ（山）など枚擧に遑が無いが、此の現象に就いて、上田萬年氏は常に著者にかう云ふ事を話された。單音綴の名詞を多く持つた種族が、同時に二音綴の名詞も使つてゐたのか、若しくは二音綴の名詞を多く持つた

種族が、後に合流した爲に、今見る如き狀態になつたのか、此の問題は一考を要すると云ふお說である。此は洵に興味の有る事と思ふ。併し今日では殆ど見分けのつかない位になつてゐるのである。二音綴の語が、後に多く國語に加はつたのであらうとは思はれるが、エ（兄）に對するオト（弟）、キ（木）に對するクサ、ヒ（日）に對するツキ（月）といふやうな相對的の名詞が、一方は一音、他方は二音として行はれてゐる所を見ると、双方が合流したとしても、極めて古い時代の事と考へられる。數詞の如きも、

ヒト（一）　フタ（二）　ミ（三）　ヨ（四）　イ又はイツ（五）

ム（六）　ナヽ（七）　ヤ（八）　コヽノ（九）

といふやうに、音數から見ると、一音のと二音以上のとが混じてゐるので、かういふ詞が一時に揃つたので無く、ヒトはフタと相伴なひ、ミはムと共に、又、ヨはヤと共に發達して、しまひに其等が合流したのであらうが、それにしても其の時期は極めて古い事であつたであらう。此の二音綴の語の中、各綴に母音のアを含んだものは殊に發達の早いものと想はれる。アカ（赤）アサ（朝、麻）アマ（天、雨）カサ（笠）カタ（肩）カハ（川）カヤ（茅）サカ（坂）ササ（笹）サハ（澤）タマ（玉）ハタ（畑）ハナ（花）ハマ（濱）ハ

ラ（原）マタ（股）ヤマ（山）ワラ（藁）等がそれである。とにかく上代語の音韻組織は極めて單純なものであつた。

文學的美辭美稱

さういふ國語が、文學的美辭として、大に發達したと云ふ點が、又一の驚異である。

鹿持雅澄は、其の萬葉集古義の總論で、此の問題を種々考究してゐる。其の中で、彼が美稱（タヽヘコトバ）と名づけてゐる語類の如きは、最も能く日本精神の反映せられたものである。彼は之を左の如く分類してゐる。

- 音數から
  - 一言のもの……御（ミ）、眞（マ）、佐（サ）など
  - 二言のもの……大（オホ）、太（フト）、豐（トヨ）など
- 用法から
  - 尊み敬ふ方を稱へる……御心、大殿（オホトノ）、大御神など
  - 勝れた方を稱へる……御山、眞玉、狹衣（サ）、豐御酒（トヨミ）、太知立（フトシリタテ）など
  - 不偏中正な方を稱へる……御中、眞清（マソヤカ）など
  - 純正なのを稱へる……眞金、佐寐處（サネド）など
  - 全備したのを稱へる……眞袖など
  - 心に適つて好いのを稱へる……御吉野（ミヨシヌ）、眞熊野（マクマヌ）、小筑波（ヲツクハ）など

かういふ詩的用語で、我が國獨得の觀のあるのは、枕詞である。アストン、フローレンツ諸氏は之を Epithet 若しくは Epitheton（性質形容詞）に對比し、ホーマーの Der schnellfüsige Achilles などを擧げてゐるが、枕詞の用法はそれよりも、もつと多岐に亙つてゐる。是も雅澄が萬葉集枕詞解に詳細な研究をしてゐる。彼は其の用法を左の如く分類したが、大に參考に資するに足る。

其の物の用（ワザ）を言ふ、……あかねさす日、石ばしる瀧の類
其の物に附いたものゝ形容（アルカタチ）を言ふ……みづたまる池、つぬさはふ岩の類
體の物に假に意を設けて、用語（ワザコトバ）から續ける……たきゞこる鎌倉山の類
物を借りてあるがまゝに續ける……すがのねのねもころの類
其の物の形容を稱（タヽ）へる……うちひさす宮、たかひかる日の御子の類
其の體（スガタ）を言ふ……たむけ草幣（ヌサ）、遠つ神わが大王（オホキミ）の類
其の所、其の景物を言ふ……かはづなく神南備川、み雪ふる冬の類
彼の物のあるかたちを以て、此の物のさまにいひうつす……かりこもの亂れの類
他物の體を借りて、此の用を言ふ……いもがそでまきむく山、とほつ人まつらの類

同音を重ね言ふ……ほとゝぎすほと〳〵、あはぢ島あはれの類
物に譬ふ……いりひなすかくり、又かもじもの水にうきゐての類
續けのたよりに言を補ふ（掛詞となる）……あづさ弓ひき（とよ國）とのぐもりあめ
（ふる川）の類

此等の枕詞は、後世意義が不明となつて、今日尚、定說の無いものが、かれこれ有る。「あしひきの」「ひさかたの」の類で、其等は多く名詞に續くものである。動詞や形容詞に續く方のは、概して分り易い。「大船の」「もみ葉の」「燒く鹽の」の類は容易に首肯せられる。上代人の心作用は、場合によつては、現代人以上に敏感に働いたものと見える一證が、此の枕詞の事でも知られる。鷄(カケ)、鵜(ウ)、雉(キヾシ)といふやうな鳥類を、枕詞を附けて辨別して、

家つ鳥――鷄
島つ鳥――鵜
野(ヌ)つ鳥――雉

と云つた所に、頗る味が有ると思ふ。又形容詞の「長し」を言ひ起す爲に、時には、

菅の根の――長き春日[ハルヒ]を云々

と云ひ、又時には、

栲綱[タクヅヌ]の――長き命を云々

と云つたのも面白く、動詞の「明[ア]く」を言ひ出す爲に、

いなのめの――あけゆきにけり云々

と云ひ、或は、

たまくしげ――あけなふすの日云々

と云つたのも面白い。此の枕詞の用法が、少しづゝ延長されて、

もののふのやそ宇治川（八十氏の氏から宇治に掛る。）

をとめらが袖ふる山（袖振るの振るから布留に掛る。）

のやうな形（雅言が續けのたよりに言を補ふと云つた類）となり、さうして次第に序ノ詞が發展したのである。

路の邊の、草深百合の、後[ユリ]にちふ、妹が命を、我知らめやも。（萬葉集十一）

わたの底、おきつ白浪、立田山、いつかこえなむ、妹があたり見む。（同集一）

といふやうに、第二句迄が序となつてゐる。更に第三句以下に及んでは、

ますらをの、さつ矢たばさみ、立向ひ、射るまとかたは、（的から的形の浦に懸る。）見るにさやけし。（同集巻一）

大船の、香取の海に、碇おろし、いかなる人か、（「いかり」から音を重ねて「いかなる」を起す。）物おもはざらむ。（同集巻十一）

といふやうな頗る巧妙なものになり、遂に左の二例（初のは十句、次のは十三句。）の如く、規模の大きなものにまでなつたのは、極めて面白い現象と謂はなければならぬ。

こもりくの、長谷の川の、上つ瀬に、鵜を八頭漬け、下つ瀬に、鵜を八頭漬け、上つ瀬の、年魚を咋はしめ、下つ瀬の、鮎を咋はしめ、麗し妹に、たぐひてましを、云々（同集巻十三）

（前略）鯨魚取り、海邊をさして、渡津の、荒磯の上に、か青なる、玉藻おきつ藻、朝はふる、風こそきよせ、夕はふる、浪こそきよせ、浪のむた、かより此くよる、玉藻なす、寄宿し妹を、云々（同集巻二）

右の枕詞の一種の「ほとゝぎすほと〳〵」といふ風に、同音を重ねる修辭（雅澄は之を

畳辭(カサネコトバ)とも呼んでゐる。）は、上代人の頗る喜ぶ所であつた。「荒磯浪(アリソナミ)」から「有りても」と續け、「栂(ツガ)の木の」から「次々に」と續けるといふやうに、なか〳〵多い。殊に「Tsuga」から「Tsugi」に續けた具合を見るに、二音目の母音は一はa、他はiで同一でないから、Tsuga-Tsugiの音の反覆に音調を感じてゐたのであらうが、して見ると、上代人の聽覺の鈍さは意外であつたと想はれる。「淺茅原(アサヂハラ)」から「つばら〳〵」と續けたのも、チハラとツバラとの相近似した音調に快味を感じた結果である。新村出氏が「言葉のあらはす意味ばかりでなく、その音聲のひゞき又にほひ又あぢはひといふものがあつて、この音味とも名づけてよい所のものが、意味と相待つて、人々に言ひしれぬ佳い感じをよびおこすことがある。」（琅玕記劈頭の語）と述べられた音味の説は至極同感で、我が上代人がさう云ふ音味を徹底的に意識してゐたことを殊に嬉しく思ふ。

アリテレーション

一體同一子音が前後の語頭に位して相呼應するのは、アリテレーション（Alliteration）と稱せられて、國々の發生期の文學に大抵見受ける現象である。此は全く聽覺の美感に外ならぬ。其は口誦を主とした上代語としては當然である。古事記の歌から、例を拾ふと、

きみが行き、け長くなりぬ、（允恭記）……K音の繰返

ま杙には、ま玉を懸け、（同前）……M音の繰返

しび（鮪）つく海人よ、しがあれば、（雄略記）……S音の繰返

たか光る日のみこに、とよ御酒たてまつらせ、（清寧記）……T音の繰返

などがあるが、尙、祝詞の語句も、發達の古いと想はれるものには、

はた（鰭）のひろもの（廣物）……H音の繰返

みか（甕）の腹みて雙べて、……M音の繰返

さき國は廣く、さがしき國は平らけく、しまの八十島おつる事無く、（以上祈年祭祝詞）……S音の繰返

の如きが認められ、萬葉集の歌句にも、時代の比較的古い所には、左の如きがある。

くにはら（國原）は、けぶり立ちたつ、……K音の繰返

わがせこは、かりほ（借廬）作らす、かや無くば、こ松がもとの、かやをか（刈）らさね。……同上

伊波普猷氏の著古琉球を見ると、琉歌と頭韻法と題して、琉球文學にも此のアリテレーションの存する事が述べてある。此は注目すべき事である。

同語の反覆

右の如く、同音の反覆のみならず、「神集へ集へ」とか「神議り議り」とかいふやうに、同一語を反覆することも頻々行はれた。雅澄は之を複詞と名づけてゐるが、畳語と云ふ名目も行はれて居る。「百千鳥、千鳥は來れど、」「茅草刈り、草刈りばかに、」など、歌詞にも勿論尠く無い。Repetition と云ふ修辭は、とかく文化の低い時代に起りがちのもので、現に小兒の用語に其が多い事を以ても類推せられるが、一方に於て、Emphatic な表現となる效もあるのである。旋頭歌では、同一語の反覆が第三、第六兩句に於て行はれるといふ例になつてゐる。

八田の、ひともと菅は、ひとりをりとも、大君し、よしときこさば、ひとりをりとも。（仁德記）

はしたての、倉椅山に、立てる白雲、見まくほり、あがするたべに、立てる白雲。（萬葉集七卷）

かういふ修辭は、短歌形式でも、

やまとへに、ゆくはたがつま、こもりづの、下よはへつゝ、ゆくは誰がつま。（仁德記）

みもろの、いつかしがもと、かしがもと、ゆゝしきかも、かしはらをとめ。（雄略記）

あしひきの、山の雫に、妹待つと、吾がたちぬれぬ、山の雫に。（萬葉集二）

の如き例がある。

疊語から對語、對句へ

物事を繰返して云ふことは、口誦を主とした時代には、一面記憶を助ける效が有る。同じやうな事でも、とかく對にして言ふ修辭も、畢竟するに其處から發展する。物事を對に云ふことは、必ずしも我が國だけに限つては居ず、ヘブリューの古詩などにも見えるが、此の傾向は我に於ては夙に發達したものと考へられる。之を神名に徴するに、

天常立尊　遲土煮尊　角樴尊　伊弉諾尊　天津彦根尊
國常立尊　沙土煮尊　活樴尊　伊弉冉尊　活津彦根尊

といふやうに、相次いでお生れになつたり、夫婦、兄弟の關係があつたりすると、多くはさういふ風に申上げてゐる。かういふ言ひ方が、一般の名詞を擧げる場合に於ても、例へば、

甘菜　和妙　奥つ藻菜　鰭の廣物
辛菜　荒妙　邊つ藻菜　鰭の狹物

といふやうに、同樣に行はれる次第で、さうして、

長御膳(ナゲミケ)の遠御膳(トホミケ)　安幣帛(ヤスミテグラ)の足幣帛(タリミテグラ)
生日(イクヒ)の足日(タルヒ)　萬千秋(ヨロヅチアキ)の長秋

といふやうに、二個の對語を助詞の「の」で繋ぐ言ひ方も起り、又、

天翔り(アマガケ)國翔り(クニガケ)　聞き直し見直し
堅磐(カキハ)に常磐(トキハ)に　平らけく安らけく

といふやうな動詞の用法や、
といふやうな副詞の用法も生じるのである。それで歌詞としても、

上つ瀬に、鵜川(ウカハ)を立て、
下つ瀬に、小網(サデ)さし渡す、

沖見れば、重浪(シキナミ)立ち、
邊(ヘ)見れば、白浪さわぐ、

わたる日の、かげも隱ろひ、
照る月の、光も見えず、

二の對と三の對

といふ如きパラレルの句法が頻々と用ゐられるのである。此の如く主として二個の事物を對(ツキ)に言ふ修辭法は、我が民族が最も能く心得てゐたのであるが、それと共に、三個の事物

を對に言つてゐるものもある。例へば神名に、

底筒男命
中筒男命
表筒男命 （住吉ノ大神）

底津少童命
中津少童命
表津少童命 （阿曇連等の祭る神）

田心姫
湍津姫
市杵島姫 （筑紫胸肩君等が祭る神）

などがある。それで語句の方でも、諸尊の禊祓の神話に、上つ瀬は甚だ疾い、下つ瀬は甚だ弱いと仰せになつて、中つ瀬で濯がれたとあつて、上、中、下の三件を一對にした思想が現れ、岩戸神話の眞榊の枝に鏡などを懸ける記事にも、上枝、中枝、下枝と三つになつてゐる。此ういふ考へ方が、前の如き二個を一對にするのと最初から兩立したと見てしまへば、何も論は無いが、併しかういふ考へ方は、別の種族が好んで行つた事で、それが次第に融合同化したといふやうな經過がありはしないかとも、疑ふならば疑はれると思ふ。タゴリ姫、タギツ姫は、御名が對を爲してゐるが、イチキシマ姫は、別な命名法である。

又、諸尊が火神軻遇突智(カグツチ)を斬られた時、劍の鐔(ツミハ)の血が飛んで、化生せられた神は、甕速日(ミカハヤヒ)神、熯速日(ヒハヤヒ)神の二柱であるとする傳があるのに、更に武甕槌(タケミカツチノ)神を加へて三柱としてゐる傳もあつて、其は寧ろ不自然に思はれるといふやうな事情は、此の問題を解決する鍵となるやうにも思はれる。

上代語の音韻なり語彙なりに就いては、其の特徴は大體上述の次第であるが、其に次いで、語と語とが結合して形作る所のリズム（Rhythm）の問題に逢着するのである。此の問題には、既に意見を立てゝゐる先哲もある。例へば、八田知紀の如きは、調の説を著して、歌の調(シラベ)は、國語の特質が基本で、言ひ馴れ、聽き馴れた所に諧調が有るとしてゐるのである。ヒツキと云はずして、ツキヒ（月日）と云ひ、ヒルヨルと云はずして、ヨルヒル（夜晝）と續けて行く所に、本然の調があると云ふ説である。一體國語は、前にも述べたやうに、單語の音數は、一音、二音の物が多い。だからそれがコムパウンドとなつたり、フレーズとなつたりする時に、其の組立は聽覺の微妙な働で出來上つて行くので、そこに民族的慣習が、邈たる太古から成立つたと見なければならぬ。上代の歌詞のリズムが、五七調に落着したといふのも、初から五音の語や七音の語が多いのでは無く、短小な語が二

つ以上集つて、自然に五音を成し、七音を形作つたのである。試に祝詞のリズミカルな語句を見ても、五音や七音が多いのである。

五音のコムパウンド若しくはフレーズ　奥つ藻葉　明妙へ　甕の腹
夜の守　稱辭　日の御蔭

七音のフレーズ　うづの幣帛　鰭の廣物　島の八十島　瑞の御舍
御調の荷前　朝の御霧　いづの千別に

五、五音の連續　八束穗の、いかし穗に、長御膳の、遠御膳と、
安らけく、平らけく、

七、七音の連續　高天原に、千木高知りて、安幣帛の、足幣帛と、
青海原は、棹柁干さず、

五、七音の連續　手肱に、水沫かきたり、向股に、泥かきよせて、
谷蟆の、さわたる極、鹽沫の、とゞまる限、
宮柱、定めまつりて、
荒鹽の、鹽の八百道の、八鹽道の、鹽の八百會、

右の様な語句が列ねられて、歌謡となると、落着く所は、勢、短句長句の交錯である。五、五や七、七の反覆では、素より變化が無い。それで記・紀の歌を見ても、初は五、七音以外の遊離した句もあり、句法も定型として認められないものもあつたけれども、漸次五、七のタクトを基礎として、最後に七を置く型となつて、

五、七、七、……片歌

五、七、七、の二重式……旋頭歌

五、七、五、七、七、……短歌

五、七、五、七、五、七、（三回以上反復）七……長歌

と云ふ形式が整頓するやうになつたのである。祝詞の語句には、後世の調が交つたのか、七五調と認められるものもあるが、歌謡の方の定型は、五七調を規準としたものと見える。此の調はもと〳〵上代人の手拍子に合つたものらしい。例へば、

× × × ×　× × × ×

タ丶ナメテ〇〇一イナサノヤマノ〇一

と云ふやうに、歌詞は五プラス七の十二音であるが、拍子は八で、〇の所が休止で、×の

所が手拍子である。それが何故に七、五で無くて、五、七であるかと云ふに、一體五音の語を以て呼び起して、七音の語を以て之に次ぐ、つまり上を輕くして、下を重くするといふ聲調が、上代人の嗜好であつたと見なければならぬ。其は、

眞髪觸、奇稲田姫、國作、大己貴命
足一、騰宮　纒向の、日代の宮

といふやうな語のリズムを考へても、皆前半が輕く、後半が重い。出雲國造神賀詞から一例を拔いても、

白玉の、大御白髪坐し、赤玉の、御赤らび坐し、云々

と云ふ調子である。

そこで歌謠の方は、古い所で記・紀に見え、而も一音を、漢字一字づゝに記載してあるから、上代の古語古調を如實に知り得るが、歌謠以外の文學、散文と云つては適切で無からうが、永い間語り繼がれた語り物の方即ち神話、史的傳説の方の章句の正體はどうであらう。と云ふと、古事記が存するでは無いかと反問せられようが、予は宣長の古訓古事記そのまゝの語氣であつたかどうか疑はしい點があると思ふ。古事記には、古語をそのまゝ

保存したもの、例へば「久羅下那洲多陀用幣琉」とか「佐賀美爾迦美」とかいふ類は有るけれども、何分文脈が漢文であるから、古語其の儘の長い文章は分らぬ。それで祝詞の方に、寧ろ比較的信用の出來る上代散文の俤が認められる。例へば鎭火祭の祝詞に、

神伊佐奈伎伊佐奈美乃命、妹妋二柱嫁繼給氏、國乃八十國島乃八十島乎生給比、麻奈弟子爾火結神生給氏……

とある類である。

要するに、上代文學は、口誦の文學から記載の文學へと推移したが、性質上、國民文學と目すべきものも多きを占める。歌にしても、Volkslied として、神話や傳說にしても、Volksepos として、どこまでも民族的文學たることが基調となつたのである。其の後、傳本人麿以下の專門的歌人が次第々々に出現するに及んで、Kunstlied の發展を見たのである。太古の文學が民族的であつたから、內容の上に、神祇本位、國家本位であつた事も勿論である。其も外來思想の移入と共に、漸く日本思想以外に、新方面への膨脹を見るに至つたので、其の點は一般文化の進展をレフレゼントしてゐる。

ものゝふの、八十宇治川の、網代木に、いさよふ波の、ゆくへ知らずも。（萬葉集卷三）

には、論語の「逝者如レ是夫」の思想の影響を全く否定は出來まい。

古の、七の賢き、人たちも、欲りせし物は、酒にしあらし。（同集同巻）

には。明に竹林七賢が詠込まれて居る。又、

世の中を、何にたとへむ、朝開き、漕ぎにし船の、跡無き如し。（同集同巻）

世の中は、空しきものと、知る時し・いよゝますく、悲しかりけり。（同集五巻）

には、佛教的無常觀に支配せられた跡が見えてゐるといふ風である。

第三節　古史神話の特質

古史神話

開闢說と神統記

古事記及び日本書紀に傳へられる神話を、予輩は古史神話と呼んでゐる。一體世界各民族の神話は、概して天地開闢說（Cosmogony）に始つて、神統記（Theogony）に展開してゐるのを常とする。ヘブリュー神話、希臘神話皆其の例に外れない。我が古史神話も、初に宇宙の混沌（Primeval chaos）天地の剖判（Separation of heaven and earth）を語り、それから神の化生を說き、諾冉二神の功業を詳述して、神統記に及んでゐる。さうして日神、月神、素尊の三神分治から、岩戶神話に發展して、神話としての頂點に達し、次に大蛇神話、寶劍出現談に及び、一方大國主神の神話を交へ、國讓の事を語つて、天孫降臨談に移つてゐる。此の傳承は、上代人としては寧ろ歷史としての强い意識を以てしたのである。嘗て故高木敏雄氏は古史神話の成分を、天然的分子、宗敎的分子、國家的分子、社會的分子或は人事的分子、說話的分子の五種に分ち、而も中には各分子がはつきりと區別せ

られず、互に拘合してゐる由を述べられたが、(遺著日本神話傳說の研究) 眞に其の說の通りで、素尊の神性の如き、之を暴風雨神として神話學的解釋が加へられるやうに、天然神話の面影もかなりあるが、其の他一般に見渡した所では、人文神話たるカラアは更に濃厚である。つまり古史神話全體が、人皇第一代神武天皇の建國の大業の由來を物語つたものと見る時、國家的意義が多大に包含せられてゐるわけである。皇祖を語つたのも、神寶を述べたのも、寶祚無窮を言ひ傳へたのも、天孫降臨を說いたのも、皆皇室本位、國家本位であつて、是位中心思想のしつかりとした神話――歷史的神話は、他の民族の持たない所であると予は信ずる。農耕織紝、氏族分掌の人事的說話までも、皆此の國家本位の思想に結びついてゐるのである。說話として、荒誕な點も有り、誇張の點も有るが、概して頗るプラクティカルである。

國家的意義

實際的傾向

古史神話が實際的傾向を保持してゐるのは、國民性の反映であると思ふ。古代の我が大和民族は空想の働に於て淡泊であつた。古の印度人や希臘人のやうに、縱橫無碍でなかつた。物事を深く又緻密に考へず、執拗にフイロゾフイーレンしなかつたのである。神話に怪奇な事象が多く存しない。諸神の容貌の如きも、天目一箇命（アマノマヒトツノミコト）や猿田彥など幾分グロテ

スクナのがありはするが、概ね普通の人間的である。葛藤鬪爭の事件にしても、素尊神話や海宮神話を見ると、さほど激烈苛酷でも無い。畢竟するに、全體が大して複雜で無く、先づ單純と云ふ方である。いろ〳〵な低級神の如きにしても、日耳曼神話の如きに比すると、遙に少く、ざつとしてゐる。姉崎正治氏の言に、

It is also true that Japanese myths and stories are not so well connected and systematized as they are with the Aryan peoples. (Japanese mythology. p. 214.)

とあるのは、洵に剴切である。

統一性

我が古史神話が、少くとも夫の日本書紀の本文の如くに取纏めらるゝに就いては、いろ〳〵と吟味が施され、整理が加へられたので、其の際に捨てられない異傳異説、Version といふものが、一書ニ曰云々の形態で保存せられたのである。書紀の撰者が強い國家的意識の下に、幾多の古傳承の統一を企圖したが、此の統一性といふことも、結局やはり同化力に富む國民性の反映である。神話上の最も大きな統一は、出雲民族の有した神話、即ち素尊を中心とし、又大國主神を中心とした傳説圏を、天孫民族の有する神話の方に抱き込んでしまつた點に存する。其の結合の重點が、素尊を日神の弟神とした所に在る事は、誰

も認めるであらう。さうして日神と素尊との間の五男神は、日神が兒として御養育になつたと傳へながら、其の一柱たる天穗日命（アメノホヒノミコト）は、出雲ノ臣の祖であるといふ所を考へると、出雲方面の本來の傳承が其處に殘存してゐるやうに見える。國讓說話に於ける建御名方神（タケミナカタノカミ）の事（古事記所見）にしても、大和朝廷側の記述以外に、出雲側では、恐らくはもつと重大な意義があつたかも知れぬ。海宮神話で、火闌降命（ホノスソリノミコト）は彥火々出見尊（ヒコホホデミノミコト）の兄に當られるが、其の葛藤と云ひ、最後の降伏と云ひ、又隼人の祖であるといふ一書の傳を併せ考へると、是亦隼人種族の有した別個の傳說が統合せられたのであらう。尙又、古史の文面では、相當高い地位に認められ乍ら、後世朝廷の神祇祭祀上、何等の勢力も無く、全く沒交涉と云つたやうなのがあるのを見ると、さういふ神話は、或種族だけが傳へてゐたものとか、或部民の間にのみ齋（イツ）かれてゐたものとかに過ぎないので、天孫民族や出雲民族からは重視せられなかつたのかも知れないのである。神武天皇の建國創業を物語るといふ說話の大綱の爲に、本系の神話に、種々な旁系神話や、孤立した範圍の狹い關係の輕い一種族の神話のレムナント等が、集成せられ、統一せられて、全く大和朝廷の史的神話となつたのが、今見るやうな書紀本文の形態であると考へる。

第四節　上代史概觀

先住民族

大和民族が此の國土を占めて、勢力を振ふに至つた前には、先住民族（[illegible]）が方々に棲息した。古史に土蜘蛛（ツチグモ）の名が見えてゐる。神武紀に、層富縣波哆丘岬以下、三處の土蜘蛛を勇力有るものと記され、同紀に、高尾張邑の土蜘蛛を、「身短而手足長、與侏儒相類。」と記されて居るし、又肥前國風土記には、海松橿媛といふ女の土蜘蛛が出て居り、豊後國風土記にも、五馬媛といふ土蜘蛛が出て居る。常陸國風土記の茨城郡の條には、古老の談として、穴居した國巣の事が出て居る。而して國巣の割註に、「俗語曰、都知久母。又曰。夜都賀波岐。」とあるのは注目すべきで、國栖人（吉野の國栖にしても）と土蜘蛛とは同じ物、又八束脛は足長を云つたので、やはり土蜘蛛の異名であるのが面白い。同記那賀郡の條に、「上古有レ人。體極長大。身居二丘壟之上一。採レ蜃食之。」云々」とある巨人傳説も、極めてグロテスクに見えた異民族の謂で、やはり土蜘蛛に相違無い。バ

チェラー氏は此の土蜘蛛をアイヌ（蝦夷）と見做してゐる。アイヌのオリジンは洵に曖昧であるが、其の言語は、語彙も語法もアリアン系であると云はれてゐる。アイヌが命名したと思はれる地名の上からすると、殆ど日本全土に蔓延してゐたものと考へられるのである。（Ainu Life and Lore. 参照）此の蝦夷を北へ／＼と驅逐する事は、かなり後の世まで、中央政府の重要な軍務であつたのは、今更絮説する迄も無い。又アイヌ以外にも先住民は諸方に居住してゐたであらう。所謂國つ神で、或一地方の土豪と目すべきものが存在したと思はれる。神代紀一書に、瓊々杵尊が吾田笠狹(アタノカサ)の御碕にお出でになつた時、事勝國(コトカツクニ)勝長狹(カツナガサ)と名のる者に出會はれた。此處は長狹の住む國でございますが、天孫に奉りますと申上げたとある。此は地方の酋魁の一例である。

大和民族の起原問題は、上古史の劈頭に逢着する重大な事項であるが、此は容易に大膽な斷案を下すことは出來まい。併し控へ目に考へて、今の我々同胞の體格や、顏貌を見ても、タイプが單一で無い事が分るやうに、永い歳月の間に、種々な種族が合流した結果、さうなつたものと言へるであらう。能く人が口にするやうに、面長型(オモナガカタ)と圓顏型(マルガホ)との二大タイプ、それが一は北方系で、一は南方系であるといふのは、事實に近いかも知れぬ。其は

新渡戸稲造氏の The Japanese nation. に、

There are two facial types, the long and the round, or the oval and the "pudding-face," as it has been termed. The aristocracy have generally the longer type of face, and this is believed by good authorities attributable to Korean blood; whereas the "pudding-face" may have been inherited from the Malays or the Ainu.

と云つてある類である。殊に此の頃では體質の方面とか、言語の方面とかから、南方系の要素の有力な事を強調する學者もある位である。併し上代文獻の上からは、出雲民族と天孫民族との合流が顯著な事實であつて、南洋方面の事は、確かな資料に徴し得ないのである。出雲民族が韓半島に交渉を有したことは、素尊の傳說で分る。さうして大國主神の一統が山陰地方を根據として一大勢力を張つてゐたが、天孫民族の方から、折衝を重ねられて、こゝにめでたく國讓(クニユヅリ)が行はれたのである。紀に、大國主神が平國の時にお用ゐになつた廣矛(ヒロホコ)を天孫に奉られたとあるのは、貢獻には武器を献ぜられ、一切の武備を解除せられた恭順の事と解釋せられる。其の結果、顯露(アラハ)の事即ち政權は、天孫に移り、神事(カミゴト)のみが出雲方の手に委ねられたのである。併し出雲民族の勢力範圍は、紀伊や大和方面に迄及んで

ゐたから、之を同化するには、大分後々迄力を用ゐられたやうであつた。申すも畏いが、神武天皇の皇后は媛蹈鞴五十鈴媛命（事代主神が三島ノ溝橛耳神の女玉櫛媛に婚して生まれた方）で、即ち出雲系であり、（神武紀參照）安寧天皇の皇后は渟名底仲媛命（事代主神の孫鴨王の女）で、やはり出雲系であるといふやうな注目すべき事がある。（安寧紀、懿德紀）それから海神と云ふのも、神話から離れて事實に即して考へると、一種族であつて、阿曇連等が其の系統を引いてゐる。熊襲もクマと云ひソと云ふ一團の種族である。（此は南洋系では無く、朝鮮經由のものである事を、發掘物たる甕棺の研究から、京城帝國大學の小田教授が立證せられた由の報告が、昭和五年十二月廿五日の東京日々新聞に出てゐたのは、注意すべきことである。）而して來米部の如きは、夙に神武天皇の功臣となつてゐるが、クメべのクメはクマソのクマの轉じた語で、元來クマ族の者であるに相違無からう。さう云ふ風に、いろ／＼な小種族も皆次第々々に合流して、大和民族の大を致したのである。

神武天皇の建國の大業は、赫奕として萬世を照し、仰ぐべく尊ぶべき極である。其の西陲におはしまし乍ら、一途に大和を目ざゝれたのは、頗る深い意味が有つたであらう。其

に就いて、神武紀に、

抑又聞ニ於鹽土老翁一曰。東有ニ美地一。青山四周。其中亦有下乘ニ天磐船一而飛降者上。余謂。彼地必當ド足ニ以恢ニ弘天業一光中宅天下上。蓋六合之中心乎。厥飛降者。謂是饒速日歟。何不ニ就而都一之乎。

とあるが、此の饒速日命の御事が大な意味を持つと思ふ。此の命の事は古事記傳にも考證してある通、高天原から降られた神には違無いが、どの神の御子であるか、傳承が無い。宣長が「天照大御神の御子孫には非で、他天ツ神の御子なるべし。」と推察してゐるのに同意するしかない。（尤も舊事紀の天孫本紀に、天ノ忍穂耳ノ命の御子たる天ノ火明ノ命の事であるとしたやうな傳もあるが、宣長は之を僞説としてゐる。）ともかく此の命は、天孫民族の別働隊と考へられるが、夙に、大和に落ちつかれて、長髓彦が妹の三炊屋媛を娶つて、可美眞手命までも生んで居られたので、頗る勢力を有せられた。處で命は長髓彦を殺して歸順せられたから、天皇は大に悦ばせられたのである。（神武紀）だから神武天皇の中國平定の大業は、出雲に於ける國讓一件と、意義に於て相似た所があるやうに考へられる。

崇神天皇の御事跡

次に崇神天皇の御事跡が際立つて顯著である。綏靖天皇から開化天皇迄の御宇の事は、史實として大した事が見えないので、其の爲に之を闕史時代と呼んでゐる人さへある。

闕史時代と云ふのは、神武東征以來開化天皇までを云ふのである。その間の事は、記紀共に即位、立后、立太子、遷都、后妃、皇子の御名、及び崩御、それから其等に關する年月、寶算、御陵等を載せて居るに過ぎない。傳ふべき記事が、なかつたのでない、大いにあつたに違ひないが、傳はらなかつたのである。（太田亮氏著日本古代史新研究）

崇神天皇を時の人が御肇國天皇とお褒め申上げたと書紀に在るのは、第二の神武天皇といふやう考へたのであらう。其の御事跡は凡そ左の四方面である。

一、敬神　初め天照大神と倭ノ大國魂との二神を殿内に祭つて居られたのを、天照大神を笠縫邑に祭らしめられ、倭大國魂神をも別に祭らせられた。又大物主神を祭るに、大田々根子を神主とせられ、倭大國魂神を祭るに、長尾市を神主とせられた。又祝詞に據ると、龍田風ノ神を齋ひ祀られたのも此の朝であつた。

一、内政　四道將軍（大彥命を北陸に、武渟川別を東海に、吉備津彥を西ノ道に、丹波ノ

道主ノ命を丹波に、)を發遣せられた。

一、特に産業　農は天下の大本也と詔を下され、多く池溝を開鑿させせられた。(依網、苅坂、反折等の池)又沿海の國に令して船舶を造らせられた。

一、外交　任那が來朝した。

其の後の重要史實

其の後、大化の改新迄の歷朝の御事蹟では、垂仁朝の天日槍の來歸、景行朝の熊襲の征討、神功皇后の三韓征服の如きが、誰も知る大事件であるが、文化史的には、應神朝の縫衣工女渡來、典籍傳來、履中朝の國史設置、欽明朝の佛教移入、推古朝の憲法制作等が著しい事件である。殊に佛教傳來に就いては、書紀所見の欽明天皇十三年說の外に種々な異說があつて、境野黃洋氏の新著日本佛教史講話の如きに、詳述してある。

氏族制ウヂ、カバネ

太古の歷史を按ずる者に取つて、最も關心を持たなければならぬのは、氏族制の事である。臣下は多くは、世襲的職掌を以て氏とし、尊卑の階級を姓によつて區別してゐた。ウヂ、カバネの名義は古來諸說があり、ウヂは生血の義とか、出の音通とか釋かれ、カバネは崇名の義とか釋かれ、故栗田寛氏はウヂは內で、同家一族を云ひ、カバネは頭根で、氏中の長を云ふのであらうと自說を明示して居られる。(氏族考)　併し中田薫氏がウヂは業

古語の udum (oudoum) に交渉が有るとせられたやうな新説も出てゐるから、今後の考究に俟つことが多い。而して栗田氏は其の氏族考に、氏の名の起を五種とし、其の例を擧げて居られる。文に曰く、

諸の氏族に、職官を取れると、國縣居地の名に依れると、祖ノ名神ノ名をとり、又事物をとり、伎藝にとると、種々ある中に、神と君との御中執持て中らふ職を中臣連といひ、神祭の物を齋淨まはり仕ふる長を忌部首といひ、和妙衣を掌る氏人を、服部連とし、荒妙衣を織るものを、神麻績連とし、內兵として御門を衛るを大伴連といひ、物部の士を率て天皇が大御供仕奉り、不順者を誅ふ輩を物部ノ連とし、膳ノ臣の御膳、宍人朝臣の獸肉、また海神の子孫なる阿曇連の海人の宰となり、掃守連の蟹を持ひ、車持公の御輿を掌り、舂米には舂米宿禰、[illegible]には[illegible]ノ連、御宅には三宅連あり、猪甘部君、鵜甘部君の猪と鵜とを養ひ、縣犬養宿禰、海犬養が犬を養へるなどは、職業によりて號けしなり。大倭、葛城、凡河内、山代、伊勢、紀伊等の國造の、大和ノ直、葛城ノ直、凡河内ノ忌寸、山代ノ直、紀伊ノ河瀬直と云るの類は、國により、宇陀、建桁、志貴（舊事紀）紺口（姓氏錄）茅渟、伊根、壹岐、對馬（日本

紀）賀茂縣主（姓氏錄）次に飯高、佐那、壹志、川股の縣造の類は縣により、胸形君（筑前宗像郡）阿多君（薩摩阿多郡）田口ノ朝臣（大和高市郡田口村あり）吉野首（吉野郡）岸田ノ臣（山邊郡岸田）蘇我ノ臣（河内）茨田連（同上）丹羽臣、島田ノ臣（尾張丹羽郡また海部郡島田郷）小野（近江滋賀郡の郷）大宅（和泉）なぞの如きは、みな其ノ居地によりて名けたり。天ノ明玉命一名玉ノ祖命の裔に玉祖ノ連あり、天津久米命の後に久米直といひ、田道間守の裔に橘守あり、葛城襲津彦の末に葛木ノ朝臣あるは祖ノ名をとり、（姓氏錄）猿田彦命の名によりて猿女君と云ふが如きは、尊ノ名を取れるなり、（日本紀）額田部連が額に田町の形ある馬を献り、三枝部造が宮庭なる三枝草を獻れる、小子部連が蠶兒を誤りて小兒を集めたる、[illegible]首が[illegible]の[illegible]を貢り[illegible]ぎ、稚櫻部造が冬ノ日に櫻ノ花を求め、（姓氏錄）[illegible]連が[illegible]を[illegible]たる、（[illegible]記）大春日ノ朝臣の糟を積て垣とし、柿ノ本ノ朝臣の家門に柿ノ樹あり、[illegible]連の門に大キナル榎ノ樹の室なせるがありし類は、物にとれるなり。[illegible]部連[illegible]の標を建て、[illegible]田臣長幟を立りて水田に灑ぎ、大雀臣大鷦鷯ノ皇子の御為に木綿襷かけて御膳に仕へ奉れる、兒曾々保利兄弟が酒を釀る村によりて酒看都を氏とし、鹽乗津彦任那の宰として

吉氏となり、大命を蒙りて人を捕ふる者の御使連となり、田地を新墾して治田連といひ、和氣關を建て和氣ノ朝臣となり、韓蘇使主を見得たる人の韓矢田部造といひ、鳥を捕へて鳥取連となり、勇功ありて佐代公を負ひ、高樋を以て垂水岡の水を宮内に輸して垂水ノ公と稱ひ、茨田ノ堤を築きては茨田ノ朝臣となり、金多々利金ノ乎居を獻りし人に多々利公を賜ひ、鐵的を射貫して的臣といひ、呉權を得て朝廷に獻りしかば商長首となり、欅を賜ひて御膳部となれるは欅多治比ノ宿禰と云ひ、多治比瑞齒別ノ命の御湯坐に仕奉りて、多治比ノ宿禰となり、（姓氏錄）神門臣の出雲ノ大社の神門を作り、（出雲風土記）苫編首の皇舟の苫を編たる類は、事功によれるたり。（播磨風土記）爪工連の紫蓋、靭編首の靭、鞆張の鞆、矢作連、弓削宿禰の弓矢、土師連の埴物、石作連の石棺、鏡師公の鏡、坏作連の坏、笠縫の笠、勾筥作連の筥、倭鍛冶また韓鍛冶首の鍛冶、衣縫の衣服、河内、山背、倭、高麗等の畫師、黄書畫師の畫工、蜂田ノ藥師、（姓氏錄）奈良ノ藥師、（醫疾令）難波藥師（續日本紀）の醫藥に於けるが如きは、伎藝によれる也。

と。此は頗る精細な詞で、洵に參考となるのである。姓の階級には、臣、連、伴造、

國造、和氣、直、君、縣主、稻置の九種があつて、諸氏の部曲、下民を統べたのである。更に臣姓の人々の上に大臣が位し、連姓の上に大連が位したのである。其の中間に在つて諸氏の上に立つたのが、氏上である。一體其の氏と云ふのにも大氏、小氏と大小の別があつた。例へば左の如きものである。

大氏	小氏
阿倍氏 大彦命の後	阿倍ノ志斐、阿倍ノ間人、安倍ノ長田、阿倍ノ陸奥、阿倍ノ安積、阿倍ノ信夫、安倍ノ柴田、阿倍ノ會津、安倍ノ猨島、阿倍ノ久努。
物部氏 饒速日命の後	物部ノ肩野、物部ノ韓國、物部ノ依羅、物部ノ飛鳥、物部ノ多藝、物部ノ石上、物部ノ射園、物部ノ淨志、物部ノ海、物部ノ鏡。

此の氏族制には途に弊害が生じたので、大化の改新となつた。姓の如きは其の後には單なる尊稱となるし、部曲の民も解放せられて、天下の公民となつたのである。尚、此等の詳細な事は氏族考に讓つて置く。

時代が進展しては、大陸文化の影響が殊に著しかつた。大化の改新、大寶令の制定、奈良奠都等、政治史的た觀ると、國家組織の體制が次第に完備して行つたのである。而も文化史的には、佛教の興隆を最も顯著な事實と認めなければならぬ。聖德太子の崇佛と其の事業を始め、聖武天皇の大佛建立に至るまで、世は信仰と思想と兩つながら滔々として佛教的となつたが、併し惟神の道は毫も廢れなかつたのである。外來の宗教も我に傳り、弘通しては、全く國家的に取扱はれたからである。而も、佛教傳播の爲に、文學、美術、工藝、風俗等社會現象一般の上に、甚大な文化的發達を見た點は、喜ぶべきものがあつた。宣長等一派が古意の尊重を力說したのはよいが、其の排佛思想には、却つて僻した所がある。予は固より古意古道を重視するが、文化の進展に逆行するの說は無い。予の深く考へるのは、上代の日本精神が繼續性を持つて、今日に迄及んでゐるといふ心强い點である。世態の推移はいつでも免れない事である。

第二章　本論

第一節　上代人の生活及び風習

興味有る問題

われ〳〵の祖先の上代に於ける生活狀態を追想することは、歷史上又文學上洵に一の興味有る問題である。今日は何事もモダーニズム流行で、其の勢は滔々として止むを知らないが、我が民族性がどの程度まで保守的であるか。どの位移り氣で、包容性や同化力を持つてゐるか。凡そかういふ問題の究明には、先づ上代の風俗を研究して見なければならない。

生活の物質的方面　食物　米

生活の物質的方面としては、何よりも第一に衣食住の考察である。而して其の一つたる食物の問題は、米食の事から一考して、漸次他に及んで行くのを至當とするであらう。植物として稻、食用として米。此は米食民族たる我々に取つて、今日も極めて重要な問題であるが、上代に於ても重大な國家的意義を持つてゐたのである。

古史神話

古史神話に徵するに、食物の主宰神として、諸冊二神の御子に大宜都比賣(オホゲツヒメ)神といふのが、火神迦具土(カグツチ)の前にお生れ

になつてゐる（神代記）から、食物に對する民族の自覺に發達したことである。而して別に稚産靈（ワクムスビ）が軻遇突智（カグツチ）と埴山姫（ハニヤマヒメ）との間の子」といふ神の體から五穀が化生したといふ傳（神代紀上）があつて、ざつとしてゐるが、穀の起原を說明した說話となつてゐる。併しそれにも增して詳細な古傳は、保食神（ウケモチノカミ）に關する有名の神話（神代紀上）である。ウケモチのウケはオホゲツヒメのケ（大宜都比賣）と同じく、饌の義で、ウケをウカとも云ふやうに、ケの古形は、カと認めなければならぬ。米を炊いで饌とし、釀して酒とする。カと云ひ、キといひ、ケといつて、カ行音で主要な飲食物を意識的に表した古語の存在は、頗る興味がある。扨て天照大神が天上にまし／＼て月夜見尊（ツクヨミノミコト）に對し、葦原の中つ國に、保食神が居るから、行つて見よと仰せられた。尊が該神の許にお出でになると、該神は首を廻らして、國土の方に向つては口から飯（イヒ）を出し、海に向つては口から鰭の廣物、鰭の狹物（サモノ）（大小の魚）を出し、山に向つては口から毛の麁物（アラモノ）、毛の柔物（ニコモノ）（宣長は大小の動物の意とした）を出して、饗應せられたが、尊は口から吐出した物を穢らはしいとして、該神を斬り殺されたといふのである。そこに種の事の見えるのが注目せられる。而して尊の此の報告は、大神の思召に叶はなかつたのである。それから大神は更に天熊大人（アメノクマノウシ）を遣はして之を見させになる

と、該神の頂（イタヾキ）に牛や馬が化生し、額（ヒタヒ）に粟が生じ、眉の上に蠒が生じ、眼の中に稗が生じ、腹の中に稲が生じ、陰（ホト）の中に麥、大豆、小豆が生じてゐたので、天熊大人は悉く持つて來て、大神に獻上した處が、大神は大にお喜びになり、粟、稗、麥、豆を陸田種子（ハタツモノ）とし、稲を水田種子（タナツモノ）とせられた。さうして天邑君（アマノムラキミ）を定めて、稲種を天狭田（アメノサダ）及び長田（ナガタ）に植ゑさせられたら、其の秋は非常な豐作であつたと云ふ。此の後半の說話は、特に農業神話として、最も特色の認められるものである。それから天孫降臨の際の大神の勅語に、吾が高天原にきこしめす齋庭（ユニハ）の穗（イナホ）を以て、吾が兒（天忍穗耳尊を指す。）に御（マカ）せまつると仰せられた事も見えてゐる。（神代紀下）是も亦重大な意義がある。

　右の保食神の說話を考へて見るに、此の神は早く既に此の國土に住んで居つたもの即ち先住民族の一首領と見える事と、米穀其の他を所有してゐた事とが分る。月夜見尊が天降られた所は、古風土記逸文に據ると、山城國葛野であると分るけれど、其の事は、深く究めるを要しないが、保食神其の方は、說話の文面からは、女性であつたやうに受取れる。其の處からいろ／＼な物が化生したといふのは、一種の說話形式に過ぎないであらうし、同時に又農業のオリジンに關する說明說話ともなつてゐるのであるが、最も看過されない

稲の原産地の問題

のは、初、高天原の方には稲種が無かつたといふ點である。（こゝに一言を要するのは、古事記側の Version である。其は此の神話の筋は相似て居ながら、保食神が大氣津比賣神とせられ、月夜見尊が素戔嗚尊と傳へられてゐる點である。併し説話形式としては、書紀の方が整つてゐるやうに見える。）扨さうすると、保食神なるものは、何處から其を持つて來たのであらうか。是に於て稲の原産地の問題に逢着する。一體米を主食品とする國民は、我が國の外には、主に印度や支那の民らしいが、稲は言ふ迄も無く禾本科に屬し、元來東亞及び濠洲に出來る。其の品種も今日では五十種以上に上るさうであるが、印度や錫蘭島の沼澤に野生の物があるとの理由で、さういふ地方が先づ栽培の原産地と目せられてゐるやうである。我が國に於ける野生の稲の存在は疑はしいといふ事である。英語の Rice（獨逸語 Reis）は溯ると希臘語だが、更に其の語原はオリエンタル　ソースの語らしいと辭書に註してゐる位だから、旁〻印度あたりが本場であらうが、固より右の保食神が其の本場から直接持つて來たとは考へられぬ。其の間にいろ〱徑路があらう。それも、韓半島方面からか、或は南洋方面からか、若しくは南方面からかといふやうな問題は、容易に確實な推定は出來まい。それから Rice といふ語の如きは、稲の意にも米の意にも用ゐられる

イネ、シネ、ヨネ

のに、國語ではイネと云ひ、又ニギシネ（和稻）アラシネ（荒稻）のシネと云ふ語があつて、別にヨネとかコメとか云ふ語が存すると云ふ語彙上の特色もあるのは、是亦一考を要する。イネとシネとは元來同語と思はれるが、尙イネの古形はイナであらう。其のイは也行音で齋の意の接頭語らしいから、植物としての眞意は、ネ若しくはナの方に含まれてゐるやうである。ナエ（苗）といふ語は、此のナを含んでゐると思はれる。ヨネは米を意味するものゝ、其の古形はユネであつたらしく、其のユも齋の意と思はれ、音韻上イネと通じて、畢竟同一語原の語に歸してしまふから、さうすると、もと〳〵稻と米とを區別した語は無かつたことになるのであらう。麥は米に次いだ重要な物で、下民が常食とするのは大

大麥

麥（Barley）である。此の植物は歐洲では北緯七十度以南、亞細亞及び北亞米利加では同五十度までに生育すると云ふ。此は冬を越して生長し、夏收穫するので、稻と倂稱[illegible]つた所がある。ムギの語義は新井白石の東雅[三十]に、ムは高い義、ギは芒(ノギ)の意だとしてゐるが、如何であらう。麥(バク)の字の古音 Mak の轉訛と見る說の方が、眞に近いかも知れぬ。今も字音でバクと云ふ事が少く無い。又粟（Millet）も米の不出來な

粟

地では、常食に供せられる。備後國風土記逸文の蘇民將來の傳說に、粟飯(アハイヒ)の事が見える。

神勅の意義

專門家の言に、實は我が國で用ゐられるのは、支那で粟の字を以てする方の大粟で、粟の字を以てする小粟では無いと云ふ。元來が印度、錫蘭、亞弗利加の産だと云ふから、アハといふ語も、日本外來語辭典に擧げてゐるやうに、デリベーションはヒンヅスターニ語の Sawa や、ベンガル語の Sawa などから轉訛したと見る方が適切であらう。

次に神勅の意義であるが、此の事に就いて、有力な説を出してゐるのは、鈴木重胤である。卽ち稻穗の穗をお授けになつたと云ふのは、此の瑞穗に豐受大神の御靈を託けて、天降し奉らせられた事を意味するといふ事である。（日本書紀傳卷十）近頃楠純一氏は此の意義を強調して、豐受大神御靈實物を表達せられた。此の故事は古語拾遺にも載せてある。

尙、中臣壽詞に、

高天原に神留り坐す皇親神漏岐神漏美の命を持ちて、八百萬の神等を集へ賜ひて、「皇孫尊は、高天原に事始めて、豐葦原の瑞穗の國を、安國と平らけく、知し食して、天都日嗣の天都高御座に御坐して、天都御膳の長御膳の遠御膳と、千秋の五百秋に瑞穗を平らけく、安らけく、由庭に知し食せ」と事依し奉りて、天降り坐しゝ後に、云々

とあるのは、最も古意を含有した言である。尚、米作を主とした農耕上の諸觀念に就いては、後節で論及しよう。

蔬菜

　次に蔬菜類も古くから食用として栽培せられたが、一々の由來は素より分らない。祝詞の文句にはゼネラル　タームとして、甘菜（アマナ）・辛菜（カラナ）といふ語が使はれてゐて、スペッシャルな名詞は出てゐない。中には栽培しない、野生の物もかなり用ゐられたことは、今も芹などがさうであるのを以て推測せられよう。祝詞に、「大野原（オホヌノハラ）に生ふる物は」を承けて、甘菜、辛菜を續けてある、其の野といふのは、畠とばかり考へることは出來ないやうに思ふ。若菜摘は、例へば萬葉集巻頭の雄略天皇御製でも分るやうに、上下を通じて一般に行はれてゐたと見える。蒜（ヒル）とか韮（カミラ）とかいふ物は、歌謡にも謳へられてゐる。大根（オホネ）の如きは、卽ち作物に違無い。「つぎねふ、山城女の、小鍬持ち、うちし大根云々」と謡はれてゐる。（「みづ／＼し、久米の子らが、垣もとに、うゑしはじかみ」と謡はれたハジカミは、後世のやうに生薑では無くて、狩谷棭齋の箋注和名抄の説のやうに、山椒らしい。）

狩獵

　上代に於て、狩獵といふ事は頻々行はれた。狩人々山見者が山の幸（サチ）を得たれたと云ふのは、狩獵を主とせられた意である。天皇や皇子など高貴な方々が山野に遊獵にお出ましに

サツユミ
サツヤ
猪鹿

なつた事は、風土記や萬葉集にも傳説が多い。播磨國風土記に、應神天皇が走猪を射て御弓を折らせられたといふ傳説が、弓折山の故事として載せてある。萬葉集卷一には、草壁皇子（天武天皇の皇太子）が大和國宇陀郡の安騎野に獵にお出になり、又後に皇子の御子輕皇子（卽ち文武天皇）が其の野にお出になつた事の如きが見えてゐる。朝獵といふ語は、當時の慣用で、同集に數例が有る。それから狩獵の具としては、多く弓矢が用ゐられた。サツユミ、サツヤである。萬葉集卷二十に、サツヤに得物矢と意義上から當字が使つてあるのは、洵に面白い。獵せられる獸類は猪、鹿の如きで、猪に就いて、赤猪といふ語は、神代記の大國主神の神話中に見え、白猪は景行紀に見えて居り、又鹿も一例を示すと、攝津國風土記逸文の夢野の鹿の說話のやうな人情味を帶びた有名なのがある。狩獵關係の歌の一例を示して置かう。其は長皇子（天武天皇の皇子）が獵路野にお出でになつた時、御供についた柿本人麿が詠んだのである。（萬葉集卷三）

やすみしゝ、わが大王、高光る、日の皇子の、馬並めて、み狩り立たせる、弱薦を、
獵路の小野に、しゝこそは、（著者曰、しゝは猪、鹿の總稱）いはひ拜め、鶉こそ、いはひもとほれ。
しゝじ物、いはひ拜み、鶉なす、いはひもとほり、恐みと、仕へまつりて、久堅の、

天見る如く、まそ鏡、仰ぎて見れど、春草の、いやめづらしき、わがおほきみかも。

野獸や鶏を獵せられた趣が能く分る。

漁 海は勿論、川などの淡水に於ける漁の事も、夙に文獻に見えてゐる。彦火々出見尊が山の幸を有せられたといふのに對して、御兄の火闌降命は、海の幸即ち漁業を事とせられたといふのである。**釣** さうして鉤をお使ひになつたといふので、釣といふ事の行はれたのは古い。**鯛、鱸、** 此の神話に鯛が出てゐる。又神代記に出雲方面の事として、鱸を釣ることも見えてゐる。**鮪、鰹** 鮪（今云ふマグロ）や其の属の鰹の如きも早く知られた方である。總て魚を古語でナと云つた。魚もナであり、菜もナである。**蛤** 其の他貝類で、白蛤の如きも早く用ゐられた方で、景行天皇巡幸中、安房で膳臣の遠祖磐鹿六鴈が白蛤を膾にして奉つて賞せられたといふ功名談がある。尤もウムギをハマグリとするのは宣長等の言ふ所の普通の説であつて、黒川春村の如きは、之をアハビ（石決明）であると論定してゐる。**鰒** 鰒は、男狭磯といふ海人が明石の海底から大鰒を獲た傳說（允恭紀）の如きもあつて、是も亦夙に用ゐられたものと思はれる。**海藻** 尚、海産物では、海藻も採取せられたので、祝詞の文句に、「奥つ藻菜、邊つ藻菜」とあるのがそれで、海藻類を總括してメといふメも、畢竟モと同一語

川魚

原であらうが、或は夏にマといふ古語があつたかも知れぬ。元に戻つて漁の方で、川魚を

鵜を使ふ

捕る事は、萬葉集(一巻)に、吉野川の事として、「上つ瀬に、鵜川(ウカハ)を立て、下つ瀬に、小網(サデ)さし渡し、」とある。鵜を使つて鮎の如きを捕ることは、頗る古い。出雲神話(古事記上)に、櫛八玉神(クシヤタマノカミ)が鵜に化(ナ)つて海底に入つたといふ故事を語つてゐるから、鵜は早く知られてゐたのである。神武紀の歌謡に、「鵜養(ウカヒ)が徒(トモ)」といふ語が見える。大和には阿陀(アダ)の鵜養部(ウカヒベ)

網

などといふのが居た位である。網を以て漁することも、何分古代に行はれてゐたと思はれる。萬葉集(巻三)に、

大宮の、内まで聞ゆ、網引(アビキ)すと、網子(アコ)ととのふる、海人(アマ)の呼び聲。

と云ふのがある。持統天皇が難波に御幸せられた時の事らしい。長忌寸(イミキ)意吉麻呂(マロ)が詠んだものので、所謂地曳網の行はれた様子が察せられる。

食用に供せられる海陸の産物も、ずつと時代が降つて來ると、餘程増加したのである。一寸出雲國風土記の如きを見ても、草木では獨活(ウド)、薯蕷、葛根、蕨(ワラビ)から芋、椎、それから禽獸では山鷄(ヤマドリ)、鳩(ヤマバト)、熊、兎などが擧げられてゐる。薬用を主として支那あたりから輸入した草木なども、奈良朝などではかなり殖えて行つたのである。

食品の調理には、鹽を必要としたと想はれるが、製鹽の方法の如きは、極めて古い證を得難い。仲哀紀に、逆見(サカミ)の海を鹽地(シホドコロ)とするといふ事が見えてゐるのは、鹽田の事らしい。應神紀に、枯野(カラス)と名づけた官船が、朽ちて用に堪へないので、其の船材を薪として鹽を燒かせられた處、五百籠の鹽を得たと云ふ說話が載つてゐる。鹽を煮詰めて作つた事の行はれたのは、大體それで分る。「網の浦に、鹽燒くけぶり、夕されば、行き過ぎかねて、山にたなびく。」（萬葉集卷三）とか、又山部赤人が稻見野(イナミヌ)の海を詠んだ歌の中に、「鹽燒くと、人ぞさはなる、……濱を吉(ヨ)み、うべも鹽燒く云々」（同集卷六） とか言つてあるので、世と共に製鹽が次第に盛に行はれた事が分る。鹽は古代アラビヤやヘブリューには用ゐられたと云ふが、我が民族は何處から之を傳へたであらう。一體我が國には、岩鹽が存しないから、泉鹽も無いわけで、勢、海水から得るのであるが、最初は專門家の所謂素水焚法が行はれ、爲に燃料を多く要したであらう。而して食鹽が尊ばれると共に、亦鹽釜も崇められるに至つたであらう。それが又入濱法と呼ぶ鹽田法を以て、所謂濃水法の製法に迄進んで行つたのであらう。抑〻鹽は英語で Salt 獨逸語で Salz で、羅甸語で Sal で、語頭音に S を持つが、國語のシホのシは元來さういふ印歐語とは緣が無からう。シホは

ウシホ（潮）のシホと同じ語に違無いと思ふ。ウシホのシホは潮の字の古音から來たといふ説も有るが、遽に首肯せられぬ。シホ（鹽）は朝鮮語の Soi（海水を煮詰めた沈澱物）から來たといふ説（日本外來語辭典參照）の方が、いかにも尤と思はれる。而してシホの古音は Sio であつたやうで、其がアイヌ語に入つて Shippo となつてゐる。尚シホはシフであつたではないかと考へられるが、（フトコロ（懷）がホトコロと訛られることから見て。）文獻に徴證がない。

衣服　ソ

轉じて衣服の事に移らう。衣服の意の古語には、ソといふのがある。ソデ（袖）とかスソ（裾）とかいふ語も之を含んでゐる。此のソはヘソ（綜麻）のソで、麻の意と思はれるから、原料の語が轉じて、製作物の語となつたのであらう。而して琉球語でソヂ（袖）を Sudi と云つてゐるのから考へると、ソの古語としてはスまで溯るものと思はれる。ソの敬語に御服（ミソ）があり、神御衣（カムミソ）（神祇用）がある。而してミソと同意の語にミケシがある。此は古事記傳（卷十一）に、太刀を御佩（ミハカシ）、弓を御執（ミトラシ）といふ如く、衣を御着（ミケシ）と云つたので、キル（動詞）を古言にケルとも云ふから、其の方から出來た語だと説いてゐる。

モ

モ（裳）は主として婦女用でコシモ（腰裳）といふ語もあるが、ハカマ（袴、褌）といふ語の存在を併せ考

へると、モよりも古くマといふ語が用ゐられたのであらう。

材料タヘ

衣服の材料たる布は、主にカウゾ（楮）やアサ（麻）の纖維を織つた物が用ゐられ、之をタヘと稱した。祝詞の文句に明妙(アカルタヘ)、照妙(テルタヘ)、和妙(ニギタヘ)、荒妙(アラタヘ)とあるタヘである。此くタヘは織布の總名となつてゐるが、狹義にはタク（栲）で、楮を原料とした方を指したのである。蠶の繭から取つた生絲の方は、織つて絹布とせられるが、キヌといふ語が絹の古音(ケン) Kin の轉じたもの、又ハブタヘといふ語も元來帛栲(ハクタヘ)で、布に對して帛といふ字音の語が使はれたことなどを考へると、絹の弘まつたのは、外來文化の普及の結果であらうから、太古一般に行はれたのは、主に楮布や麻布であると認めなければならぬ。

齋部氏の事蹟

古語拾遺を見ると、楮や麻の播植の傳說がある。卽ち事は岩戸神話に關係してゐる。天太玉命(アマノフトタマノミコト)（齋部ノ宿禰の祖）をして諸部神(モロトモノヲノカミ)をして和幣(ニギテ)（ニギテのテはタヘの約つた語）を造らせられた。そこで長白羽ノ神（伊勢國の麻績(ヲミ)の祖）をして麻を植ゑて青和幣を作らせられ、天ノ日鷲ノ神、津咋見ノ神をして穀(カヂ)卽ち木綿(ユフ)を植ゑて白和幣を作らせられ、天ノ羽槌雄ノ神（倭文の遠祖）をして文布(アヤ)を織らせ、天ノ棚機姬ノ神をして神衣(カムミソ)所謂和衣(ニギタヘ)を織らせられたといふのである。それから太玉命の孫の天ノ富ノ命は、日鷲命の孫を率ゐて阿波國に移り、穀や麻を植ゑられた

が、更に阿波の齋部の一部分を引連れて東上せられ、房總の地に落ちつかれた。麻が好く出來るので、フサ（總）の國と稱した。フサはアサの古語である。（古語拾遺の割註に、「古語麻謂二之總一也。」とある。併し故栗田寛氏は、麻をフサと云ふ事は他に見當らない。唯世俗の詞に麻一條を一ふさと云ふのは、古言の遺つたのであらう。下總國相馬郡の鄕名の布佐も總のよく出來る處であつたら云々と述べて居られる。此のフサは予の考ではムサと通じる語かと思ふ。アイヌ語のムセ、モサ、モセ等は何れも蕁麻の義であるし、朝鮮語のモシは苧の義である。かういふ語が武藏國のムサに關係があると考へ、ムサシをアイヌ語の造語法から苧の多い場所の義に解釋してゐる。）結城といふ地名も、穀の木の出來る意から出たといふ。又安房といふ國名も、阿波の齋部が住みついたから本國と同名であると云ふ。併しかういふ類の事は他國にもあつた。豐後國風土記の速見郡柚富鄕に、「楮樹多生。常取二楮皮一。以造二木綿一。因曰二柚富鄕一」とある。一體此のカウゾ（楮）は蕁麻科に屬する木本で、東方亞細亞の產（狹義には支那原產）である。植物學上では、カヂノキとカウゾとツルカウゾとの三種としてゐるが、太古ユフ（木綿）と云つたのは、カヂで、（造伊勢太神宮寶基本紀にも、「謂下以二穀木一作中白和幣上、名號二木綿一」とある。）英語の

Paper mulberry で、木は雌雄異株である。其の內皮が我が國や支那で製紙用のパルプにせられ、南洋諸島で布とせられる。(Concise universal encyclopedia.) 紙の原料の事は姑く措き、我が國で古くから織布としたといふのは、其の製法を何處から受けて弘めたものか。さう考へて來ると、忌部氏の遠祖等は、最初から天孫民族の一か。中途から合流したものか。元來南洋系では無からうかといふやうな種々な疑問が起つて來る。忌部氏の植民が、先づ四國の阿波であり、それから東海の房總半島であるが、かういふ道筋は、忌部氏の渡來の問題に一の暗示を提供してゐるやうである。次にアサ(麻、又、大麻)は英語の Hemp で、桑科又蕁麻科の一年草である。品種がいろ〳〵あるので、其の纖維が丈夫な綱に作られたり、布に織られてシャツや、ベルトや、帆や、ホーズになるのを、外國では True hemp (Cannabis sativa) と云つてゐる。支那や印度を始め、熱帶から溫帶にかけて生育する物で、中央亞細亞地方が原產地だと云ふことである。此の植物もどういふ經過で我が國に傳つたものであらうか。或は稻の如きとは違つて、夙に、野生の物も存したかも知れない。カラムシ(苧)の如きは、野生の物があつたやうである。(拙著武藏野と其の文學參照) 麻の纖維を絲に撚へる作業をウム(績)と云つた。(後世ではツムグ(紡)である。)

ウムはウム（生）と同一語原であらう。又「荒栲（アラタヘ）の」を枕詞として、「藤原がうへに」とか、「藤江の浦に」とか續けてゐるのを見ると、藤の皮の纖維を以てした麁布も行はれたことが明である。

白妙（無地）

元來栲は白色であるから、「栲綱（タクヅヌ）の」は白の枕詞とせられた。隨つて布としての地色に、白妙（シロタヘ）即ち無地であつた。朝鮮人が今も白色を多く使用してゐるやうに、上代では其が多かつた。夫の「春過ぎて、夏來るらし、白妙の、衣乾（コロモホ）したり、天の香來山（カグヤマ）」（萬葉集卷一）とある白妙である。又「我が機物（ハタモノ）の、白麻衣（シロアサコロモ）」（萬葉集卷七）の如き詞も見える。其を色々

シヅ（倭文）

に染めることは、余程文化が進んでからである。天羽槌雄神が文布（アヤ）を織られ、其が倭文部（シドリベ）（シドリはシヅオリの約）の祖と目せられてゐるから、シヅ即ち縞（スヂ）（今日云ふ所の竪縞（タテシマ））の織られた事はかなり古い事であつたらう。此のスヂオリに青筋の文（アヤ）の有る布で、大嘗會の料とせられた事は、武烈紀の歌に、「大君の、御帶のしづはた、結びたれ、」とあるのを始め、又萬葉集卷十一に、「倭文はたの、帶解き替へて、」とあり、同集卷十一に、「古の、倭文はたおびを、結び垂れ、」とあるので察せられる。而して綾織（アヤオリ）の如きは、呉服（クレハトリ）を枕詞とし、綾を掛詞として、あやに戀ひしくなどと續ける中古以來の修辭から考へても、支那から織

婦が渡つて來て後、段々精巧な織方が行はれるやうになつて、弘まつたのであらう。

摺衣

染料植物

白地に模樣を附けるには、野生の草を以て摺つたのである。其には山藍の如きが用ゐられた。「山藍もち、摺れる衣きて、」(萬葉集卷九)といふのでも分る。又月草(今云ふ露草)も用ゐられたので、「鴨頭草に、服色取り、摺らめども、移ろふ色と、云ふが苦しさ、」(萬葉集卷七)とあるので分るが、此は、「月草に、衣ぞ染める、」(同集卷四)とも詠んであるから、染料ともなつたのである。而も色の褪せ易かつたことは、移ろふ色といふ詞でも分る。榛も亦「古に、有りけむ人の、覓めつゝ、衣に摺りけむ、眞野の榛原、」(同集卷七)とあるから、其の用途が分るが、染料にもなつたのである。紫草も染料植物とせられた。「託馬野に、生ふる紫、衣染め、」(萬葉集卷三)と詠まれてゐる通である。ムラサキといふ語は、朝鮮語の Porasaik が本原であると思はれる。(日本外來語辭典參照)それから萬葉集の詞には、「紅の深染の衣」の如きもあり、「橡の衣」の如きもあるから、世が進むと共に、いろ／＼な染料が使はれるやうになつたのである。クレナヰは呉の藍の義であるから、外來の物であることが明瞭である。

裝身具
珠玉

衣服の序に、裝身具の事を一言すると、太古既に珠玉を裝飾にしてゐたことである。古

語に「八坂瓊の五百箇の御統」とあるやうに、多くの珠を長く連ね綴つたので、其を頸に懸けたのである。即ち萬葉集卷十六の「吾がうたげる、珠の七條」の語句の如きである。尚「足玉も、手珠もゆらに、織るはたを、きみが御衣に、縫ひあへむかも」（萬葉集十）といふ歌もある位だから、頸ばかりで無く、手や足にも着けたのである。此は主として婦女子であつた。一體珠玉を愛翫することは、殊に支那に行はれるが、我が民族も、自らさういふ風習を有したのか、それとも彼からの影響の方が多大であつたらうか、一考を要する問題である。又珠玉其の物も、石質の玉が主であつたか、或は眞珠の如きものが主であつたか、或は兩者が併用せられたか、鰒の白玉は、前に述べた男狹磯の傳說にも結びついてゐる位で、夙に、採取せられてゐたのであるから、貝から得た珠も用ゐられたわけである。

大海の、水底照らし、石著く玉、齋ひて採らむ、風な吹きそね。
世間は、常如是のみか、結びてし、白玉の緒の、絶ゆらく思へば。
伊勢の海の、白水郞の島津が、鰒玉、取りて後もか、戀の繁けむ。

此等の歌（萬葉集七）は、他に寓意が有るけれども、眞珠を採取して用ゐた事況が能く

分るのである。

尙一つカヅラ（鬘）やカザシ（挿頭）の事に及んで置かう。岩戸神話に、天鈿女命が、天香山の眞坂樹を鬘にせられた事が見える。此の名詞カヅラが、動詞となると、カヅラクである。「ほとゝぎす、今來喧初む、菖蒲、かづらくまでに、離るゝ日あらめや。」（萬葉集卷十九）の用例のやうである。青柳なども、カヅラに用ゐられた。又木の枝などを手折つて、カザシにした事は、

古に、ありけむ人も、わが如か、三輪の檜原に、かざし折りけむ。（萬葉集卷七）

もゝしきの、大宮人は、暇あれや、梅をかざして、こゝに集へる。（同集卷十）

などがある。かういふ事は、時に取つての逸興であつたらうが、饗宴の際などでは、祝賀の意を籠めたのである。卽ち、

あしひきの、山の木末の、寄生（著者曰、やどり木也）とりて、かざしつらくは、千年祝ぐとぞ。（萬葉集卷十八）

青柳の、ほつ枝よぢとり、かづらくは、君が宿にし、千年ほぐとぞ。（同集卷十八）

などで知ることが出來る。古代の人が此の如き簡單で而も風雅な好尙を持つてゐた事は、

洵にゆかしいではないか。黒川眞頼の日本風俗說（全集四冊所收）に太古の着冠衣次第を左の如く概括してゐるのは、參考に資せられる。

第一に玉を着く。其の玉は頭の裝飾の玉、所謂頭玉、又髮の裝飾の玉、所謂玉鬘、又髮の裝飾の玉、所謂髻玉、又手頸の裝飾の玉、所謂手玉なり。

第二に冠を着る。但美豆良を結ひて冠を着るなれば、美豆良は冠の內に籠らず、冠は美豆良を着籠めざれば、左右の美豆良は冠の外に顯然たり。

第三に袴を着る。但暑き時は一重二重なるべけれど、寒き時は幾重も重ねて着るなるべし。

第四には、衣を着る。（中略）袖は細くして、袖は手頸を限とし、長は膝に至らず、暑寒の時に從りて一重二重又幾重も重ぬること、袴の條にいへるがごとし。

第五には裳を着る。腰部に纒ふものなり。長は膝に至るなるべし。

第六には帶を結ぶ。帶は布を疊み、又細く織り成すものありて、一ならず。但其の長さは甚長からず。所謂一重まはりなるものなり。

第七には履を穿く。履は布を以て造り、（中略）又草を以て編み造り、又革を以て縫

ひ造りしこと云々。

右は主に男子一般の事であるが、女子の服裝も大して變つたのでなく、異なる所は、髮の風儀と裳が男子のよりも長いといふ點とであると、やはり同氏の日本古代女子風俗（全集第四所收）に述べてある。

住居

次に住居の事である。前節で述べたやうに、先住民族たるアイヌの如きは、穴居したのであるが、大和民族は家屋を造つて住んだのである。家屋とは云つても、素より初は極めて簡單、質素な物に過ぎず、礎石も置かない位で、規模は小さく、構造も脆弱であつた。一口に云ふと、今日の語の掘立小屋程度であつた。上代人はそれをしも形容して、「底つ石根に宮柱太知り、高天原に氷椽高知り云々」（神代記）と言つたのである。此の家屋の

樹木起原神話

主要材料は、勿論木材であつた。其の建築材たる樹木の起原は神話中に存する。卽ち神代紀上一書に、素戔嗚尊が韓に居られた時、鬚髯を拔いてお散らしになると、杉となり、胸

五十猛命と林業

毛は檜、尻の毛は柀、眉毛は櫲樟となつた。御子の五十猛命、妹大屋津姫命、抓津姫命の御三方が、其の木種を我が國内に、分布せられたとある。其の三神が渡られた所とし

木の國

て、木の國（紀伊）が著名である。別の一書の傳には、筑紫を手始に植ゑ弘められ、やが

青垣山

て全國が青山となつたとある。雨量が多く、温度が中和を得てゐる國柄であるから、上代人の山林經營の成功はさこそと追想せられる。青垣山と云ふ古語の存在は、頗る興味があるではないか。諾冉神話には、木の祖句々廼馳を生ませられたとあるから、樹木に關する思想は、至つて古いわけであるのに拘らず、こゝにかう云ふ有力な神話の存するのは、出雲民族の側の古傳が、後に國家的に認められた結果であり、殊に大屋とか柱とか云ふ家屋建築上の語を神名に帶びさせられた三神（五十猛命に大屋毘古神の別號がある。）の崇拜は、家屋の重要性が一般に認知せられてゐたからで、文化がかなり高くなつてゐなければ、かういふ信仰は起り得まい。抑此の如き良材が韓土諸原であるといふ古傳は、最も注目すべき所であるが、杉や檜と共に、櫲樟の如き暖國産の物が一列に並べ擧げてあるのは、其の儘に肯定すべきか否か、或は櫲樟の渡來談も序に素尊神話に合流せられたのか、其の邊の事は今何とも言へないが、一考を要するであらう。

樟

樟（Camphor）は一般に我が國を始め、支那及び交趾支那を原産地と目せられるが、我が國では本島中部以北には生育しかねるものである。肥前國風土記に樟の巨木傳說が載つてゐるのは、九州なればこそと尤に思はれる。現に鹿兒島地方でこそ鬱然として叢林を成してゐるのを見る次第で、其が臺灣の

檜

如きに至ると、大森林をなし、又支那南部の福建あたりでも大森林があるとの事であるから、我に傳つたのは、寧ろ南方からではなからうか。ヒノキ（檜、扁柏）は松柏科に屬するもので、今は日本、北部及び中央亞米利加、ヒマラヤ山系等が原産地と認められて居つて、殊に Japanese cypress の稱さへあるが、我が國でも元は外來の物であることが、右の神話で知られる。

杉

杉（やはり松柏科）も Cryptomeria Japonica の學名で分るやうに、我が國が原産地と考へられてゐる（自生の物も多いといふ。）が、元來支那にも産するので、是亦元はと云ふと、外來の物であらう、而して右の神話中に、檜の用途を、瑞宮(ミヅノミヤ)（著者曰、ミヅノミアラカの古訓もある）の材と傳へてゐる思想は、今に繼續してゐて、いかにも、日本的である。眞木(マキ)といふ語は、主としては此の檜を褒めた稱で、「眞木さく」といふ枕詞は、「檜(ヒ)の材(ツマデ)」とか「檜の板戸」とか續けられるので分る。

杣取り

杣(ソマ)を取るには、斧鉞を以て伐採するが、其の作法が大殿祭(オホトノホガヒ)の祝詞に、

奥山の大峽(オホカヒヲ)小峽(カヒ)に立てる木を、齋部の齋斧(イミヲノ)を以ちて伐り採りて、本末(モトスヱ)をば山の神に祭りて、中間(ナカラ)を持ち出で來て、齋鉏(イミスキ)を以ちて齋柱(イミハシラ)立てゝ、云々

と見えてゐる。中間の適當な部分を材として使ふのは、分りきつた話であるが、本と末と

を山の神に手向けるといふのは、一つの古い風習である。丁度今日門松を撤去する際に、松の心を少間地に挿して置くのも、其の遺風と思はれる。山から伐採した柚は、先づ最寄の川に轉ばし流す、それを下流の或場所で塞き止め、更に筏に組んで漕ぶのは、現に行はれてゐる所で、其の趣は「飛驒人の、(著者曰、杣人の意)眞木流すてふ、丹生の河、事は通へど、船ぞ通はぬ」(萬葉集卷七)が能く示して居るし、尚場合によつて、なか〳〵骨の折れたことは、萬葉集卷一の「營二藤原宮一之役民作歌」で其の一斑が窺はれる。

やすみしゝ、わがおほきみ、高ひかる、日のみこ、荒妙の、藤原がうへに、食國を、めしたまはむと、おほみやは、高知らさむと、神ながら、念ほすなべに、天地も、よりてあれこそ、磐走る、淡海の國の、衣手の、田上山の、眞木さく、檜の嬬手を、ものゝふの、八十氏河に、玉藻なす、浮べ流せれ、其を取ると、さわく御民も、家忘れ、身もたな知らに、鴨じ物、水に浮き居て、あが作る、日の御門に、知らぬ國、より巨勢道より、我が國は、とこよにならむ、圖負へる、神龜も、新代と、泉の河に、持ち越せる、眞木のつまてを、百足らず、いかだに作り、のぼすらむ、いそはく見れば、神隨ならし。

此の歌に詠ぜられた道順は、宣長の玉勝間の說の如きでは無理で、井上通泰氏の萬葉集新考の解釋が妥當と考へられる。即ち、

近江の田上山にて伐り出したる材木を、大和の藤原に送るに、瀬田川に投ずれば、自然に流れて、宇治河を經て、木津川との落合に到るを、こゝに役民が待取りて、筏に組みて木津川をさかのぼせ、今の木津あたりにて、陸に揚げて、陸路を藤原に運ぶなり。彼落合よりさきは、人力によりて運送する事なれど、瀬田川より落合即今の八幡の附近までは、天然の力による事なれば、それを天神地祇の手傳とは云へるなり。云々

と云ふのである。

偖進んで、家屋の構造の事に移らうと思ふが、先づ宮殿造營のことも、古語拾遺に據ると、やはり岩戸神話に關聯して齋部氏の功業と傳へられてゐるのを看過してはならぬ。天太玉命の率ゐた手置帆負命（タオキホオヒノミコト）（讃岐國忌部の祖）と彥狹知命（ヒコサシリノミコト）（紀伊國忌部の祖）との二神をして材を伐らせて、瑞（ミツ）の御殿（ミアラカ）を造らせられたと云ふ。是に據ると、大屋毘古神といふ出雲系の神が紀伊に鎭まられたに拘らず、此の彥狹知命も紀伊の忌部の祖と仰がれたので

あるから、木村や建築に關する神祇も一元では無い。畢竟、出雲神話とは別の系統のユーバアリーフェルングを、齋部氏側に持つてゐた事になる。上代人は又此の宮殿を神格化した屋船命（ヤフネノミコト）と云ふ守護神を信じてゐた。大殿祭の祝詞は、此の神に天津奇護言（アマツクスシイハヒゴト）（即ち祝言）を申上げるものであるが、其の辭に上代建築の模樣が現れてゐるのである。其を一つ書にして見ると、

屋船命

上代建築の模樣

一、底つ磐根の極み、下つ綱根（番縄（ツガヒナハ）の類）に、這蟲（ハフムシ）の禍の無いやうに、

一、高天原は青雲の靄（タナビ）く極み、血垂りや飛鳥（トビトリ）の禍の無いやうに、

一、掘り堅めた柱や、桁、梁（ウツバリ）、戸、牖（マド）の錯（キカ）ひ（鑿目）が動き鳴る事の無いやうに、

一、引結んだ綱目が緩んだり、取葺いた草（カヤ）がそゝけないやうに、

一、御床（ミユカ）がいつも騒ぎ鳴つたり、夜目にあわてたり、怖れを感じたりすることの無いやうに、

と祈るのである。此は天皇の宮殿の事であるが、一般の上代家屋が想描せられる。又顯宗紀の室壽詞（ムロホギノコトバ）に、

築立（ツキタ）つる稚室葛根（フカムロツナネ）、築立つる柱は、此の家長（イヘキミ）の御心（ミココロ）の鎭（シヅマリ）也。取擧ぐる棟梁（ムナウツバリ）は、此

の家長の御心の林也。取置ける椽橑(タルキ)は、此の家長の御心の齊(トトノホリ)也。取置ける蘆萑(エツリ)は、此の家長の御心の平(タヒラ)なる也。取結べる繩葛(ナハカツラ)は、此の家長の御壽(ミイノチ)の堅(カタメ)也。取葺(トリフケ)る草葉(カヤ)は、此の家長の御富の餘(アマリ)也。云々

とあるのも同様である。此等から家屋の構造を概括すると、次のやうである。

家の構の主材は柱であること、周には戸が立てられたり、窓が設けられたこと、

小屋組として、桁があり、梁があり、棟があり、椽があること、

屋根は茅(カヤ)などで葺いたこと、(「尾花逆葺(サカフ)き」(萬葉集八)といふ語があるから、穂の方を下にして葺いたのである。)

材木を接合するには、葛(カツラ)(蔓)を用ゐたこと、

ヒギ(チギ)

其の柱などの材は、初は黒木(クロキ)(皮附きのまゝ)であつた。それから屋根の破風(ハフ)の所は交叉して見通しとなつてゐたので、其の兩端が空中に突出てゐた。其を氷木(ヒギ)(古事記に見える。)だの千木(チギ)(祝詞に出てゐる。)だのと云つた。後世の神社建築では、別に千木を拵へて乗せたのもあるが、初はさうではなかつた。而して其の中間の過程を示すのが、神明造(シンメイヅクリ)などの物で、破風と千木とが一直線内に在るのである。(中村達太郎氏著日本建築辭彙參

照）現に長野縣の官幣大社諏訪神社の上社の本宮の寶殿と稱する建物に、原始的構造が遺存するのを目撃する。宣長は古事記傳卷十四に於て、ヒギは肱木（ヒヂキ）のヂの略せられた語であり、チギは垂木（タリキ）のタリがチと約つた語で、違木（チガヒキ）とか、風木（チギ）とかの意とするのは惡いと言いてゐる。併しはつきりした語原は分らないやうである。又神社建築には、棟の上にカツヲギと稱する圓棒が並べ附けられてゐるが、是亦古式の名殘と考へられる。即ち太古茅などで屋根を葺いた時、其の棟を抑へさせるため、處々繩で束ねて突出した。之れを針目押（ハリメオサヘ）といふが、カツヲギは其の遺風を傳へて、別に木製の物を、取附けるやうになつた物のやうである。古事記傳卷十一に、山城國雲が畑村の民家では、棟にカツヲギと稱する風の防を置いてゐるといふ話が載せてあるのでも、此の事情が推測せられる。カツヲギは其の形が鰹節（カツヲブシ）に似たのから起つたといふ宣長の說も有るけれども、少々俗解の氣味が有る。中村達太郎氏は堅緒木といふ說の方に贊して居られる。雄略記を見ると、天皇が河內にいでました時、山上から國見をせられた處、カツヲを上げた家があるので、問はせられると、志幾の大縣（オホアガタ）主（ヌシ）の家と分つた。天皇の御舍（ミアラカ）に似せたのは不都合であると御咎めになつたので、大縣主は恐入つたといふ傳說が載つてゐる。此の事に就いて、宣長は縷々解說してゐるが、要する

にカツヲと稱した防風用の設備は、其の初、貴賤上下一樣に行はれてゐた事であつたらうが、世も進んで、雄略天皇の時代には、民屋には漸次其の風も廢れたらうし、一方天皇の宮殿には古式を遺して莊嚴なカツヲギが取附けられるやうになつてゐたらうと想はれる。そこで臣下にも拘らず、身分に過ぎた構へしてゐたのをお咎めになつたのであらう。

草葺から板葺へ

それから屋根も後には、草葺が板葺になつて行つた事は、皇極紀に、飛鳥板蓋新宮（アスカイタフキノニヒミヤ）といふのが見えるのでも分る。飯田武郷の日本書紀通釋には、此の板葺を檜皮葺と釋いてゐる。民間でも其の頃となると、次第に粗末な板屋根を作ることが行はれたであらう。

床

それから大殿祭の祝詞に、御床（ミユカ）の事があるが、原始的民家は、土間（ドマ）の物が多かつたらうと思ふ。神武紀に、菟狹津彦（ウサツヒコ）、菟狹津媛（ウサツヒメ）が一柱騰宮（アシヒトツアガリノミヤ）（古事記には足一騰宮）を造つて、天皇を御饗應申上げたとある、其のアシヒトツアガリノミヤと云ふのは、宣長が古事記傳（卷十八）に言ふ所は、アシを柱の意として、其に拘泥し過ぎた解釋のやうで、語の方から考へると、床の高さが片足かけて上る程であると云ふ意らしい。とにかく床を構へることの起つたのは、自然の趨勢である。

産屋

家を建てるにはいろ〳〵な場合があつた。出産に際しては、産屋を建てたのである。神

代記（黄泉の段）に、千五百産屋の語が見え、又鵜羽を葺草にして、産殿を造られたこと

妻屋

も、同記に在る。それから婚嫁に際しても新しい家を拵へた。「伏屋立て、妻問しけむ云々」（萬葉集巻三）とあるのでも分る。「妻籠る」を枕詞として、屋に續けるのも、妻屋と云つて、妻と同棲する所を意味するのも、皆さう云ふ思想に基づいてゐる。萬葉古義に、土佐の田舍では、賤しい者でも、妻を迎へるには、二人が住まる程度の小さい家を造る遺

喪屋

風があると註してゐるのは面白い。又死亡の際には、喪屋を設けた。天若日子の死亡の時に喪屋を作られた事が、神代記に見えてゐる。高貴な方が崩御ましました時には、アラキノミヤ（殯宮）と申したのである。

方位

上代人は殊に日光を喜んでゐたので、住宅に朝日、夕日のさすのを、好い事に考へてゐた。龍田風神祭の祝詞に、「朝日の日向ふ處、夕日の日隱る處の、龍田の立野の小野に、吾が宮は定め奉りて、」とあるのは、神の御宮であるが、其も建築の思想の反映で、一般に朝日の直射する東向、巽向、南向を好の方位として、家屋を營んだのである。萬葉集の采女の歌に、「纏向の、日代の宮は、朝日の日照る宮、夕日の日がける宮云々」とあり、萬葉集巻二に、「旦日照る・島の御門に云々」とあるのは、皆其の例である。

家屋に關する語を考へて見るに、イヘよりもヤが古く、ヤの敬語がミヤ（宮）である。ミヤは天皇の御所を申上げると共に、神社の事にも云つた。Roof をもヤといふから、ヤはハウスの意が本か、ルーフの意が元かと一寸惑はれもするが、ヤネは琉球語では「家ノ上」の義で、ya nu wwi と云ふから、國語では ya no ue で、約つて yane となるわけで、（チャンバーレンに從ふ）屋根と書く根の字に Root の意義は無いといふ事を考へると、ヤの本義は家であると認めなくてはならぬ。而してハシラ（柱）と云ひ、ケタ（桁）と云ひ、ムネ（棟）といふ語の如きは、互に聯關したもの、而も人體に關する語と相通じてゐるものと私に考へてゐる。即ち

ハシラ（柱）＝カシラ（頭）

ケタ（桁）＝カタ（肩）

ムネ（棟）＝ムネ（胸）

といふ關係であらう。われ〳〵が試に手を下げて仰臥するとき、釣合上、カシラ（頭）は柱の如き重要な地位に在ることが考へられるし、（神祇を數へるのに一柱、二柱などと云ふのも。ヒトカシラ、フタカシラの義と考へると、能く分る。）カタ（肩）は丁度桁の位

置に合ふし、又胸は大體中高で、胸骨の所が棟のやうである。ムネはミネと音が通じるから、山の峯（嶺）の意味も、自ら分つて來る。其の他、ウツバリ（梁）は、ウチハリ＝打張＝タルキ（椽）はタリキ（垂木）で、此等はコムパウンドであるだけ、比較的晩出の語であると思ふ。

火

カグツチ

衣食住に關しては、ざつと上述の次第であるが、さういふ生活上の、重要な物を併せ考へると、炊爨用の火と、飲料の水との事に及ばなければならぬ。大和民族は夙に火の利用を知つてゐたと思ふ。國語のヒ（火）は、日（太陽）の意味の、ヒと同一語であらうと思ふ。今日ヒと發音してある此の語に、琉球語では Fi であるが、尙それよりも古い形は Pi であつたらうと云ふのは、言語學上今や殆ど疑を容れないのである。我が國で火の語原を說いたのは、伊弉冉尊の神話に、命が火之迦具土（此の字は古事記に據る）を產み、爲に燒かれておかくれになるといふ一條である。併し此のカグツチと名づけられた火の意義は、予自身は人爲的の火で無く、自然的の火であらうといふ解釋を下してゐる。と云ふのは、カグツチのカグは、香山のカグと同一語らしいが、カグは尙カガで、動詞の「輝く」「耀ふ」と同一語原のものであらうといふのは、先づ古說のまゝでよいとして、ツチは通

具土とある土が、必ずしも假借で無く、文字通りの義であらうと、予は考へるのである。上代人が畏れ且崇めた火は、自然的の火で、雷電か、又は火山の火であつたに相違無い。冉尊の屍に八雷神が居たといふ傳があるから、雷火に關係があるやうに見えるが、カグツチの名義から推量すると、火山の爆破と云ふ自然現象が神話化せられたらしいのである。諸尊が火神を五段に斬られた傳の方では、其の結果山祇（ヤマツミ）が五柱生れてゐるのである。山の火の威力、熔岩（Lava）の流出、此等がメタホアを以て神話となつたのは、敢て怪しむに足りないと思ふ。羅馬神話にバルカン（Vulcan）と稱する神が有るが、此は希臘神話のヘファイストス（Hephaistos）の崇拜が羅馬に齎されて一致した結果、鍛冶の神ともなつたのである。而して、それが獨逸語の Vulkan では、火山の義を有するのである。英語の Volcano（火山）も羅甸語の Vulcan から出たのである。かういふ旁例から類推しても、カグツチに火山の義が有らうと信ずるのである。然らば人爲的の火の件はと云ふに、我が國では、自然民族間に存するやうな他から火を盜み來た說話も無く、又支那のやうに燧人氏が民に火食を敎へたといふ類の殊更めいた古傳も無い。我が民族は、新鮮な魚肉や貝類の如き、之を生（ナマ）で食べるといふ風を、今に存してゐるけれども、火食といふ事は、固より

以上に述べたことであらう。併しそれを考へる前に火鑽の方法は如何であつたかと云ふと、出雲方面に於ける古い傳承であるが、古事記大國主神の國讓の段に、「海布の柄を鎌りて燧臼に作り、海蓴の柄を燧杵に作りて、火を鑽り出でて云々」とあるやうに、臼と杵とを以て鑽揉みをすることは注意して置くべきことである。次田潤氏の古事記新講（熊野久須毘命の註）には、此の事に關して左の如く述べてある。

熊野神社は俗に火出利神社といふ。其の由來は、此の神社の鎮座する熊野山の檜を切つて火切臼、火切杵を造り、それによつて燧り出した清淨な火を以て、此の神社の祭事に用ゐる古い神事があり、又出雲國造家には、古來火繼と稱して、此の神社の火切臼、火切杵を持ち來つて神火を繼ぎ、それによつて食膳をとゝのへたものを食する儀式があつて、今に至るまで、出雲大社の神職の上首によつて保存せられて居るのである。

此の臼と杵との材は檜であるといふが、一體かういふ方法は、出雲民族が何處から傳へたものであらうか、一考を要する。それから右の方法と全く違ふのは、火打石と火打金とを打合せて火を鑽り出す仕方で、此の方が一段進歩したもので、簡便でもある。是も其の

起りは頗る古いと思はれる。日本武尊の故事に見えるのは一例で、事實はずつと古くからあつたであらう。官幣中社金鑚(カナサナ)神社に於ては、此の火鑚が重要な神事で、例へば一般に御幣を戴かせて鑚をするところを、其處では火を鑚りかけるといふ風である。此の方法も我が民族が何處から傳へたのであらうか。とにかく淨火を鑚り出すといふ風習は、火の作用を重んじ、且水と同樣火に Purification の思想を託して居た事を知るに足るのである。篝や焚火は又別に照明用ともせられ、暖を取る料ともせられた事は勿論である。

水が禊(ミソギ)の用として神事に重きをなすことや、農業上灌漑用として大切なことは次節に述べるが、こゝに飲料としての事を略述しよう。ミヅといふ語は、ミに其の意味が有り、ヅは添加せられたもので、意義上極めて輕いやうに、予は思ふのである。ウミ（海、湖）といふ語も、ウは琉球語から類推すると、國語のオ（御）に相當する敬語で、廣大な意の美稱で、ミは水の意に違ひあるまい。ミ並にミヅに就いて、A vocabulary of the most ancient words of the Japanese language. に左の如く註してあるのは、最も能く語意が究明せられてゐる。

mi or *midu* rarely *mitu*, water. It is hard to say which of the two first-given forms

of the word is the original one. *mi* occurs in all the oldest compounds, sush as *mi-na-to*, an estuary ; *mi-na-moto*, a river source ; *mi-zo*, a ditch. At the same time, if *midu* is itself a compound of *mi* and *du*, what is the signification of *du*?

扨庶民階級では、山水を筧で引いたり、流れ川の水を汲んだりして飲用としたことは、昔から今の通りであつたらうが、清淨な水を得る爲めに、ヰ（井）を掘る事は、夙に行はれた。此は山や川の便の乏しい平原地方では、殊に必要であつたらう。天之眞名井の事が古事記に見える。（書紀一書には天渟名井とある。）宣長は此の語を釋いて、（古事記傳十）マナヰ、ヌナヰを併せ考へると、元來マヌナヰで、（眞渟之井の義）畢竟井を美めた稱であると云ひ、且古、井と云つたのは、泉でも川でも、用ゐる水に汲む場所を指したのであると云つてゐる。それで宣長は此の眞名井を堀井戸とは見ず、川と同一視してゐる。併し假令淺いにしても、土を穿つた井を設けたのであらう。祈年祭の祝詞の生井、榮井、津長井といふのは、掘井戸の事に相違無く、やがて座摩の御巫の祭る神と稱はれてゐるが、特に生や榮は美稱で、津長井は綱長井とも書かれたから、釣瓶の綱の長く、隨つて其を象徴として、やはり祝福の意の含まれた語と見える。萬葉集一の藤原宮御井歌は、皇居の御

井を稱(タヽ)へたもので、古意を存し、格調も至つて高雅である。

やすみしゝ、わごおほきみ、高ひかる、日のみこ、麁妙(アラタヘ)の、藤井が原に、大御門(オホミカド)、始めたまひて、埴安(ハニヤス)の、堤の上に、あり立たし、めしたまへば、やまとの、青香具山(アヲカグヤマ)は、日の經(タテ)の、大御門に、青山と、しみさび立てり、畝火(ウネビ)の、此のみづ山は、日の緯(ヨコ)の、大御門に、みづ山と、山さびいます、耳無(ミヽナシ)の、青すが山は、そともの、大御門に、宜しなべ、神(カム)さび立てり、名ぐはし、吉野(ヨシヌ)の山は、かげともの、大御門よ、雲居にぞ、遠くありける、高知るや、天(アメ)のみかげ、天知るや、日のみかげの、水こそは、常磐(トキハ)にあらめ、御井(ミキ)の清水(マシミヅ)。

鹿持雅澄が是に註して、

始には、持統天皇の藤原に大宮をはじめ給ふことをいひ、中には、この天皇常々埴安の堤に幸して、四方を見はるかさせ給ふに、山なみのよろしく、世に勝れたる地なるよしをいひ、終には、御井の眞清水のたぐひなく、きよらなるよしをたゝへて、さて大宮地の、萬代にとこみさかえむことを祝たり。

と說いたのは當を得てゐる。右の如く清水の湧く井が珍重せられたのは尤である。同集謠

に、

馬酔花(アシビ)なす、さかえし君が、穿(ホ)りし井の、石井(イハヰ)の水は、飲めど飽かぬかも。

とあるのも、水質の良い井水を、褒めた語である。シミヅのシはスミ（澄）の約つたのだと、宣長は解してゐる。（古事記傳巻[illegible]）シに何か純粋な（pure）といふ意義が有るらしい。

海宮神話には、海神の宮の門前に、一つの井があり、一本の湯津桂樹(ユツカツラ)が井を蔽りて茂つてゐる。彦火々出見尊が其處に行かせて御出でになると、豊玉毘賣が水を汲みに出て、ふと尊を覗みるといふ美しい情景がある。（古事記上巻）萬葉集巻一には、長田王(ナガタノオホキミ)を伊勢の齋宮に遣された時、

山邊の、御井(ミヰ)を見がてり、神風の、伊勢處女(イセヲトメ)等(ドモ)、あひ見つるかも。

と詠ませられた、其の少女等も恐らくは水汲でもしてゐたのであらう。又、

もののふの、八十(ヤソ)少女(ヲトメ)らが、汲みまがふ、寺井の上の、堅香子(カタカゴ)の花。（同集巻十九）

といふ歌もある。昔も今の如く、井戸に婦女子は、とかく附きものであつた。

以上略(ホボ)衣食住並に是に附帯した風習の事を考察したが、尚、祓神の習俗とか、其と共に

ト占、禊祓の事とか、若しくは家族關係の慣習とか云ふやうな精神的方面の考究を要するのである。併し此等の諸件は、總て次節に於て論及しようと思ふ。それでこゝに附加して置きたいのは、宴遊歌舞の事、海陸交通の事等である。

ウタゲ

上代人が集團的生活に入るや、其の間にいろ／＼な交渉が生じる。吉凶は相互に慶弔する。それで宴遊の如きは最も有りがちである。ウタゲがそれである。ウタゲは拍上（ウチアゲ）で、拍手から起つた語と思はれる。（古事記傳七之卷參照）顯宗紀の「手掌摎亮拍上（タナソコモヤラヽニウチアゲ）」とあるので分る。記・紀に樂、宴、讌などと用ゐてある字は、何れもウタゲと訓まるべきものである。

歌、舞

宴遊に際しては、謠ふ事も、舞ふ事も共に行はれた。ウタフは動詞であるが、元は名詞のウタで、其のウタは又動詞のウツ（拍つ）の第一活用形ウタであらう。ウタにフといふ活用語尾が添加してウタフが出來たと思はれる。マフは立つて廻る動作であるから、マハルと語原の同じい動詞で、その第二活用形のマヒが名詞となるわけである。又音樂の意で、アソビといふ語の用ゐられたのも極めて古いことである。宴樂の行はれる場合は新室（ニヒムロ）を設けた祝の如きが最も著しい。其は景行紀や顯宗紀に見えるし、山城國風土記逸文の如きにも

酒

見えてゐる。而して宴遊歌舞には酒が附き物である。我が國で酒が釀造せられ、飲用せら

れた事は、極めて古いと想はれるが、天照大神が新嘗を聞召すといふ一條には、未だはつきり御酒の事が見えてゐない。大蛇神話に至つて、明に酒の事が見えてゐる。「醸二八醞酒一」とある。（此の語は山城國風土記逸文にも在る。） シホリと云ふのは、幾度も折返し醸む意であらうと云ふ。其のカムと云ふ語は、カモスともなるが、カモスは氣産の意であらうとの鈴木重胤の説がある。仲哀記に酒樂といふ字があつて、サカホカヒと訓むが、此は酒宴で、ホカヒはホカフといふ動詞の名詞形で、ホク（壽）といふ動詞の第一活用形ホカに活用語尾のフが添加したのである。仲哀記の酒樂の歌は、

此の御酒は、わが御酒ならず、くしの神、常世にいます、石立たす、少名御神の、神壽ぎ、ほぎくるほし、豊壽ぎ、ほぎもとほし、獻り來し御酒ぞ、あさず食せさせ。

（息長帶日賣命の御歌）

此の御酒を、醸みけむ人は、其の鼓、臼に立てゝ、うたひつゝ、かみけれかも、舞ひつゝ、かみけれかも、此の御酒の、みきのあやに、うたぬしささ。（建内宿禰命の答へ奉つた歌）

である。右に見える「くしの神」のクシの意義には、諸説が有るが、「くしの神」を少彦名

命の冠稱とし、造酒の始祖としてある點は、注目すべきであると共に、更に崇神紀に、
大神（オホミワ）の掌酒活日（サカヒトイクヒ）が、自ら御酒（ミキ）を捧げて天皇に奉つた時、

この御酒は、わがみきならず、大和なす、大物主（オホモノヌシ）の、かみしみき、幾久々々。

と謠つたのを考へ合せると、上代人は造酒の起原を、主に出雲民族側の事として、認めて居つたやうである。尤も應神紀の吉野の國栖の來朝談には、國栖人も醴酒を釀して獻上したとあるから、さういふ土民等も、旣に製法を心得てゐたのであらう。

サケ、サカ

一體サケと云ふ語は、音韻上から考へて、サカの方が古い。酒の字の古音 Tsiak 若しくは汁の字の訛音 Sek とか Tsak とかから來たと云ふ說も有るが、(日本外來語辭典參照) 如何であらう。支那語起原よりも、ウラルアルタイ語族の、系統のものであらうが、委しく分らぬ。賀茂眞淵は、其を飲むと心が榮えるから、サカエ卽ちサケだと說いたが、さういふ動詞(サク(咲)なども)は同一語原の語かも知れぬ。

キ、クシ

又サカと共にキが兩立してゐるのは、兩者別系統の語であらう。而も尙別に「くしの神」のクシが存する次第で、此のクシを横井千秋などは酒の木の名と見てゐる。(古事記傳 卷三十一 參照) 此のクシは、

kushi = kui = ki

つ関係で、キと同一系統の語と思はれるのである。

此の酒宴の事から思ひ浮べられるのは、歌垣並に嬥歌(かゞひ)である。此は昔の東國の言葉のやうなものである。宣長曰らく、ウタガキのカキはカヾヒの約つた語で、カヾヒは元来カヾフといふ用言で、其が體言となつたのである。萬葉集東歌の「未門入(みといり)に、諸こそ行く、よりかぐれ、人の言ふ時」の「かぐれ」(妻を呼ばふ意)と同様で、カヾヒはカガレアヒであると。清寧記に志毘臣(しびのおみ)が歌垣に立つた事があり、又攝津國風土記逸文に歌垣の行はれたと云ふ歌垣山の事が見えてゐる。肥前國風土記の杵島郡の左の一條は、殊に注目に値する。

縣南二里有二一孤山一。從レ坤指レ艮三峯相連。是名曰二杵島一。坤者曰二比古神一、中者曰二比賣神一、艮者曰二御子神一。郷閭士女、提レ酒抱レ琴。每歲春秋、携レ手登望、樂飲歌舞、曲盡而歸。歌詞云。(著者曰、以上原漢文のまゝ) あられふる、きしまがたけを、さかしみと、くさとりかねて、いもがてをとる。

此に確に歌垣とは書いて無いが、文面に明に其の事實を傳へてゐる。萬葉集卷九の左の歌は、筑波嶺に登つて嬥歌をした當時の人の作として、委曲を盡してゐる。

鷲の住む、筑波(つくば)の山の、もはきつの、其の津の上に、率(あども)ひて、をとめ壯士(をとこ)の、往き集

ひ、かゞふ嬥歌（カガヒ）に、ひとづまに、あれもあはむ、あがつまに、ひとも言問（コトト）へ、此の山を、うしはく神の、いにしへよ、禁（イサ）めぬ行事（ワザ）ぞ、けふのみは、めぐしもな見そ、事も咎むな。

此はいかにも蕃風を語つたやうであるが、場所と時日とを限つて、男女交際の自由が認められてゐたといふ一古俗を示したものである。中田薫氏は、此は Corroboree（濠洲や新西蘭の土民の語で、原義は Dancing party のこと）で、昔時猶太でも行はれ、支那の周代でも存した風習だと考證して居られる。此の歌垣で私約婚姻が行はれたといふのである。（法制史論集）此の筑波嶺も前の杵島が岳も、男女に性を分つた兩峯が存する點から見ても、sex に關する一種の崇拜觀念から、さういふ事が行はれたのであらう。それから右の數例を以てしても、ウタガキは畿內以西、カヾヒは東國といふ風に、自ら用語の使用範圍が分れてゐたやうである。

上代に於て、海陸の交通が極めて不便であり、隨つて旅行が困難であつた事は、スピード時代と稱せられる今日からは、殆ど想像も附かない位であつたらう。

家にあれば、笥（ケ）に盛る飯（イヒ）を、草枕、旅にしあれば、椎（シヒ）の葉に盛る。（萬葉集二）

と云ふ歌は、齊明天皇時代の有間皇子（アリマノミコ）の作であつて、固より大分時代も進んでゐるのであるが、それでもかなり不自由で、心細い事であつたに相違無い。

神風（カムカゼ）の、伊勢の濱荻、折りふせて、旅寢やすらむ、荒き濱邊に。（同集四）

道路

と云ふのは、家に留つた妻が、旅中の夫の辛勞を想ひやつたのである。上代史には、大和朝廷から、隨分遠隔の地に向つて、高貴な方々が旅に出で居られるのが、頻々と見えるが、寧ろ驚異な感を催す程である。山岳の多い國柄であるから、道路の良からう筈は無く、凹凸の甚だしい山道は到る處にあつた。「磐根、木根履（フ）みさくみて」（祈年祭の祝詞の語）といふのが其である。それで坂を越え、峠を越すには、神明の加護を頼むのである。石上（イソノカミ）乙麿が土佐國に配流せられた時の詠（萬葉集六）に、

父君に、吾（アレ）はまな子ぞ、妣刀自（オモトジ）に、吾は愛兒（マナゴ）ぞ、參上（マヰノボ）り、八十氏人（ヤソウヂヒト）の、手向（タムケ）する、恐（カシコ）の坂に、幣奉（ヌサマツ）り、吾はぞまかる、遠き土佐路（トサヂ）を。

とあるのでも、其の一斑が分る。尚、かういふ點は、次節の敬神思想の所でも述べよう。

塞神

一體道路には守護神が居る。それで其に幣を手向けるといふのが古い風習である。道饗祭（ミチアヘノマツリ）の祝詞を見ると、「大八衢（オホヤチマタ）に湯津磐村（ユツイハムラ）の如く塞（サヤ）り坐す」所の八衢比古（ヤチマタヒコ）、八衢比賣（ヒメ）、久那斗（クナト）

と申す神があつて、「根國底國(ネノクニソコノクニ)より麁(アラ)び疎(ウト)び來む物に、相率(マジコ)り、相口會(クチア)ふ事無くて、下行かば下を守り、上往かば上を守り、夜の守、日の守に守り」給ふのである。八衢比古、八衢比賣は、道反大神(チカヘシノ)(諸尊が黄泉から歸られた時、引塞がれた千引石を神としたもの)を男女二柱に呼んだ名と併せられてゐる。久那斗は又、岐(フナトノ)神とも稱せられる。右の三神は、今日も俗に塞(サヘノ)神と申してゐる神の事である。地勢上、山岳が多く、隨つて峽谷も亦多いから、河川の横たはつてゐる事は、通路としては厄介で、徒渉出來ない處には、どうしても橋を設ける必要が起る。「上つ瀨に、石橋(イハハシ)渡し、下つ瀨に、打橋(ウチハシ)渡す云々」(萬葉集卷二)といふ語があるが、石橋は、淺い流に、上の平たい石を跳び〳〵に置いて、それを傳ひ渡るやうにしたものらしく、打橋は、丸太か何かを兩岸に架け渡したものらしいが、宣長は移し橋の義で、川瀨の具合で、時々移動し得る手輕な橋と考へて居る。それから「石上(イソノカミ)布留(フル)の高橋、高々に、云々」(同集卷十二) と詠まれてゐる橋は、川床が低い爲に、かなり高く構へられたものと思はれる。又「眞野(マヌ)の浦の、淀の繼橋(ツギハシ)、情(ココロ)ゆも、思へや妹が、夢(イメ)にし見ゆる」(同集卷四) と云ひ、「足(ア)の音せず、行かむ駒もが、葛飾(カツシカ)の、眞間(ママ)の繼橋(ツギハシ)、やまず通はむ。」(同集卷十四) とある繼橋は、間に島や洲があつて、橋板を繼ぎ渡したものであ

らう。さういふ橋も、同集(卷九)の河内の大橋の如くなると、時代も進んで、立派になつたらしく、「級照(シナデル)、片足羽河(カタアスハガハ)の、左丹塗(サニヌリ)の、大橋の上從(ヘヨ)云々」とある位で、丹塗の裝飾が施されてゐたのである。かなり廣い川で、而も橋の設の無い所では、渡船が行はれたといふのは、自然の勢である。

渡船、舟橋

宇治川を、船渡せをと、呼ばへども、聞えざるらし、楫の音もせず。(萬葉集卷七)

渡守(ワタリモリ)、船渡せをと、呼ぶ聲(コヱ)の、いたらねばかも、楫の音せず。(同集卷十)

とあるのでも、其が分る。渡船を操る人は、古語でワタリモリと云つた。而して場所によつては、舟を水面に並べて、所謂舟橋を仕掛けたのもあつた。

上野(カミツケヌ)、佐野(サヌ)のふなはし、とりはなし、親はさくれど、わはさかるがへ。(萬葉集卷十四)

と詠まれてゐる如きである。

浮寶

一體木を水に浮かせて乘用とする事は、木材運搬の爲の筏が、同時に乘用となるのでも分る。舟の工夫も、さういふ點から起つたであらう。神代紀一書に、浮木(ウケキ)といふ語があつて、舟の意に用ゐられてゐるのは面白い。素戔嗚尊が杉と櫲樟(クス)とを浮寶(ウキタカラ)の料材とせられた說話がある。(神代紀一書) 浮寶とは、舟を尊んだ稱である。海上の交通には最も之を重んじ

たのである。フネの語は、古形がフナであるが、尙フの古音はPであつたと想はれる。此は扁平な桶形の物を指した語で、酒槽（サカフネ）などの用例がある。世界的に造船の歴史を觀ると、六千年以前に埃及人は五十人乘の船を造つてゐたと稱せられ、カルデヤ、印度、若しくは支那に於ても、其の用ゐられたことは古いのである。併し我が國では、最初頗る原始的の

丸木舟

舟を使つたやうである。卽ちやはり浮木の語通りで、Conoe（丸木舟、刳舟（ウツボフネ））であつたと思ふ。琉球には今も此の形式のがあつて、鹿兒島あたりでは之を琉球人舟と稱へてゐる。

巨木傳說と造船傳說

仁德記に、兎寸河（古事記傳に、此の川は何と訓むか分らないと云つてゐる。）の西の一高樹は、之を伐つて船に造つたら、船脚が速かつたとあり、又、仁德紀に、大井河の流木は、大さが十圍、本が一つで末が兩岐（フタマタ）であつた。是も御料の船に造られたとある。此等は丸木舟であつたと考へられる。其の後外來文化の影響で、規模の整つた帆船の如きが、段々發達したのは勿論である。

棚無小舟

　何所（イヅク）にか、船泊（フナハテ）すらむ、安禮（アレ）の崎、榜（コ）ぎたみ行きし、棚無小舟（タナナシヲブネ）。（萬葉集卷一）

大船

かういふ「棚（フナダナ）」の無い小舟もあつたが、又かなりな大船も行（イ）はれて行つたので、萬葉集を見ると「大船の」といふ枕詞が頻々使用せられてゐるので、其の樣子が分る。「赤（アケ）のそほ

船」（萬葉集三卷）といふ語があるが、此は朱塗で、官船であつたと云ふ。又「伊豆手ぶね」（同集廿卷）といふ語もあつて、其には諸說があるが、橘守部の山彥冊子に據ると、伊豆人の造つた船の意と考へられる。尚、造船地を名に負うた語としては、熊野船、松浦船などが行はれた。

第二節　上代文學に現れた日本的諸觀念

(1) 神、靈魂、神籬、神主、神社、祭祀

カミ（神）の語義

先づカミ（神）と云ふ語、此は頗る古いらしい。國語の古形を多く保存してゐる琉球語に於ても、やはり Kami であることは、一の證左となり得るであらう。而して Kami よりも更に Kamu が古いかと思はれる。Kamu の發音は、はつきり Kamu で、Kan でない。「味酒（ウマサケ）を」といふ枕詞から「神名火山（カムナビヤマ）の」と、醸（カム）を掛詞として續けられてゐるのが、其の證である。而してアイヌ語では Kamui と云つてゐるが、此は國語の移入せられて轉訛したものか、それとも Kamu や Kami の古形を保存してゐるものか、確には分らないが、是に就いて上田萬年氏はかういふ說を示された。それは Kamui こそ原形で、それが Kamu(i) となり、Kam(u)i となり、Kamo（賀茂）ともなつたのであらう。さうすると

我が古語に ai の如き Diphthongs が有つたと肯定することになるが、それは有つたらしい。鹿兒島方言で、サムイ（寒）アツイ（暑）などをサミ、アチなどと云ふ事からいつて、ai の二重母音の如きは、古く存在したと見てよからうと云ふのである。神に關しての語と思はれる。一體神の意味の語に、語頭音に K を帶びるのは、ウラルアルタイ語族共通の現象かも知れぬ。北部亞細亞の東方に弘まつてゐるシャーマニズムでは、人の祖たる神を Kaira Kan と云ふ。（ホップキンスの書に據る。）又、アルタイ土耳其語に神を Kaan と云ふ（日本外來語辭典）事などを考へると、さういふ感じを深うするのである。偖、國語のカミの意義に就いては、從來諸家の說がいろ〳〵あつて、其は故[illegible]氏の「[illegible]に關する說」の如きに網羅せられてゐるのでも分るが、新井白石の東雅[illegible]に、

我國の語、凡ソ稱してカミといふは、尊尙之義也ければ、君上の如き、官長の如き、皆是をカミといひ、近く身に取りても、頭髮の如きをいひ、遠く物に於ても、上(カミ)たる所をさして、カミといふ。ましてや婦人の尊貴なる、これを尊び稱しては、カミといひ、また大神とも、大御神ともいひける也。

と云つて、上(カミ)の義と釋いたのが、大體當を得てゐると考へられる。此の白石の說の系統に

屬する觀の有るものとして、最近新進學者によつて唱へられた左の言は、多くの人の興味を持つ所であらう。

日本語の「かみ」はアイヌ語のカムイと通ずるところがあり、恐らく自然神としての「かみ」はアイヌのカムイと融合したものであらう。しかし日本語の「かみ」は神であると同時に、上にも髮にも通じ、また嚙にも微にも通ぜしめることができ、その語原を決定することは極めて困難である。しかし「かみ」に聯關して「きみ」とか「おみ」とか「みみ」とか、いはゆる「み」といふ意味は、日本人の宗教意識に於て重要な意味を有するものではないかと思ふ。國語の「み」は身であり、實であり、また見でもあり、御ともなる。要するに「み」は身であつても、實であつても、現實に顯はれ、また顯はるべきものである。故に之を體言として表現すれば身であり、また實でもあるが、これを用言として表現すれば見でなければならぬ。そして美稱として用ゐられる御はこの用言の見が形容詞として用ゐられたもので、見事の見は御の原型であり、「まこと」といふ詞も「みこと」からきた詞である。「みこと」は御事または御言であつて、神に對しては命として表現される詞であるが、この「みこと」の「み」

はやはり身即ち顯身といふ意味を表現した詞である。神は現實を超越した存在として見ることができなくても、それが信仰の對象となる場合には何らかの方法で見らるべきものに顯現されねばならぬ。日本の神話ではこれが命として言葉に表現されるのであるが、言葉は同時に身振りとしての身體にも表現される。故に神に對する命は、顯身としての神でなければならぬ。（城戸幡太郎氏著古代日本人の世界觀）

宣長の說いた神の概念

本居宣長は、其の古事記傳三に、カミ（神）と云ふ名義は「未ダ思ヒ得ず。」と謙退してはゐるが、其の概念に就いては、

凡て迦微とは、古御典等に見えたる天地の諸の神たちを始めて、其を祀れる社に坐ス御靈をも申し、又、人はさらにも云ハず、鳥獸木草のたぐひ海山など、其餘何にまれ、尋常ならずすぐれたる徳のありて、可畏き物を迦微とは云なり。

と言つてゐる。尚、彼が右の概括的解釋を細說してゐる所を見るに、「すぐれたる徳」即ち神性といふ事を、「尊きこと、善きこと、功しきこと」の一面と、「悪しきもの、奇しきもの」の一面と、此の雙方から考へてゐる。換言すると、善神と共に、悪神若しくは邪神の存在を認容してゐるのである。それで其の考へ方は、Monotheism では無くして、

Pantheism であつて、此は能く上代人の思想を體得してゐると思ふ。而して彼が具體的に言ふ所は、天皇は神であること、神である人は古今にあること、神代の神々も多くは其の代の人であること、雷や龍や樹靈（魑魅）や狐など、總て畏る可き物は神であることに及んでゐる。上代人が天皇を神とした事は、柿本人麿が「玉襷、畝傍の山の、橿原の、ひじりの御世ゆ　生れましゝ、神のことごと」と謡つた神が、歴代の天皇の意である事によつても分る。尚、此の事は次節で述べよう。而して神は人であり、又人は神であるといふ神人無差別同性の思想は、殊に日本的であつて、新井白石も既に東雅卷一に、「上古の時、神といひしは人也。」と道破してゐる所である。「ちはやぶる」と云ふ枕詞は、神に冠らせるが、轉じては、人の上にも附けることが、萬葉集卷二の「ちはやぶる、人を和せと」とあるので知られるが、神人同性の點を肯定しなければ、此うは用ゐられぬ。國家に勳功のあつた人が、既に神として所謂廟食してゐるのは、何よりの證で、爲に崇祖と敬神とが合致するのである。此の上代思想は、一の Anthropomorphism である。それから神の觀念が延長せられて、動物などに及んでゐるのは、萬葉集卷十六の「韓國の、虎云ふ神を」の語句でも證せられ、又水の神罔象女などといふ思想の存在は、上代人が低級神を意識してゐ

靈魂

和魂・荒魂

ることを證するものである。

宣長が説いたやうに、人も亦神であるといふと、一旦、形體に實在が認められるけれども、神の神たる點が、幽界に在つて奇怪不可思議な作用をする、而も、目には見えないが、頗る強い力を持つてゐると云ふ、其處に重點を置くと、第一に靈魂の存在を肯定せざるを得ない。ミタマ（御魂）のタマは、谷川士清の倭訓栞には、「身の主の義也」としてゐるが、常識的解釋と想はれる。宣長は古事記傳卷[illegible]に、恩頼、萬葉集卷[illegible]の「みたまたまひて」の意であるとしてゐるが、却つて本末顛倒ではなからうか。どうも確に分りかねる。此の言葉に就いて、我が上代人は、和魂、荒魂と云ふ兩面の見方をしてゐる。

例へば、日本書紀卷九（神功紀）に、

既而神有レ誨曰。和魂服二王身一而守二壽命一。荒魂爲二先鋒一而導二師船一。

とある。此は神（古事記を併せ見ると、住吉の神である。）が自ら神靈の兩作用を告げられたとする一種の信仰である。ニギとアラとの兩者は、互にアントニムを成してゐて、本居宣長が古事記傳卷三十に詳述してゐるやうに、ニギに修治めた意、物の精しき意、柔なる意、饒はふ意、靜まり和ぐ意があり、アラに修治を加へぬ意、物の麁き意、強き意、業る

ゝ意、騷ぎ暴るゝ意がある。尙、アラに現の意が有り、隨つて、進出の意も有るといふのは、飯田武郷の日本書紀通釋（卷三十四）に述べてゐるので肯はれる。而して宣長は渾然たる一體の靈は靈として、此く和魂、荒魂の兩様としたのは、全く其の德用に名づけたものであるとしてゐる。それから日本書紀（卷一）の一書に、大己貴神が、光を放つて海上から來る者にお呼び掛けになると、吾は汝の幸魂、奇魂であると答へた事が出てゐる。

幸魂 奇魂

此の幸魂、奇魂と云ふのは、宣長の解釋（古事記傳卷三十）では、共に和魂の名で、サキ、クシは其の德用を云つたので、二魂では無いと論じてゐる。卽ち二魂ならば、二神と現れなければならぬのに、現に一柱であると云ふのである。此の和魂が本の身を離れて浮動し、更に別個の顯身となると考へたのは、如何にも神秘的であるが、上代人の思想としては、靈魂の浮遊性を信じてゐたので、やがては神が動物の形態を取つて、人間に近づくといふ神婚傳說の心理にも接近する次第である。

天翔る

又此く浮動する神靈は、常に天空を飛び翔つて、下界を照覽すると考へてゐたから、「天翔る」と云ふ語が行はれたのである。萬葉集（卷五）の山上憶良の好去好來ノ歌に、

天地の、大御神等、倭の、大國靈、久堅の、あまのみそらゆ、あまがけり、見渡し

たまひ、

とあるのでも分る。此の思想は神靈のみで無く、肉體を持つた人の死後に於ても、其の靈魂は、やはり同樣であるとした。續紀の宣命（第四十五詔）に、

朕必ず天翔り給ひて、見行し、退け給ひ、捨て給ひ云々

とある。此は先の天皇の御魂が天翔り給ふことを仰せになつたものである。それから「天翔る」と對の語には、「國翔る」が使はれた。此の翔ると云ふ動詞は、いかにも鳥を聯想する。日本武尊が薨ぜられた時、白鳥になつて去られたといふ傳説は著名である。スペンスの古代埃及の神話及傳説といふ著書に、此の思想に就いて論述してある。曰く、

The ability of the bird to make passage for itself across the great ocean of air, the incomprehensibility of its gift of flight, the mystery of its song, its connexion with heaven, render it a being at once strange and enviable. Such freedom, argues primitive man, must have the liberated soul, untrammelled by the hindering flesh.

と。又曰く、

In Bohemian folk-lore we learn that the soul is popularly conceived as a white bird.

The Malays and the Battas of Sumatra also depict the immortal part of man in bird-shape, as do the Japanese and Borneans. Thus we see that the Egyptian concept is paralleled in many a distant land. But nowhere do we find the belief so strong or so persistent over a prolonged period of time as in the valley of the Nile.

と。

鎭魂

靈魂の遊離が信ぜられた以上、其の魂を、身體の眞中に落ちつける意で、タマシヅメ（鎭魂）と云ふ事の行はれたのも當然である。宮中では仲冬寅日鎭魂祭の御儀が行はせられてゐた。鎭魂の起は、舊事紀の天神本紀に、饒速日尊に對して、天神御祖が詔して瑞寶十種を授けられ、敎へて宣らせられるには、若し痛む處が有つたら、此の十の寶で、一二三四云々と數を唱へ、ふるへ、ゆら〳〵とふるへ、さうすると死人も蘇生するであらうとある。尙、同紀天孫本紀にも、此の故事に基づいて、猨女君等が神樂を主どり、一二三四云々と言を擧げて歌儛するとある。鎭魂の事は、普く民間でも行はれたので、

魂は、あしたゆふべに、魂ふれど、吾が胸いたし、戀のしげきに。（萬葉集 卷十五）

と云ふ歌もある位である。天武紀に招魂の字がミタマフリと訓んである。

ヒモロギ（神籬）

尙、此の神靈の宿る所を、上代人は、ヒモロギ（神籬）と稱し、又神座をイハクラ（磐

境）と申したことは、日本書紀（巻二）の天孫降臨の章に、天津神籬、天津磐境の語が見えるので
分る。ヒモロギは、[illegible]の説では、神籬といふ漢字から[illegible]して[illegible]ち籬で、[illegible]
は白竹を守り囲ふからモロギと言み、つまり神を守る所と云ふ意であるとしてゐるが、此の
宣長の説
儘には信ぜられぬ。本居宣長は[illegible]木の意とし、フシが約つてヒとなり[illegible]
と見たのであるが、是亦語原説としては、遂に首肯出来ない。[illegible]
[illegible]の[illegible]として[illegible]としてゐるのは[illegible]に
主として、斎に神を祀る斎場の設備の方からの見方で、又一方に於て、何れか特定の自然
守部の説
の樹林を以て、神霊の宿り給ふ所とする考もあつたわけで、[illegible]が其の[illegible]から之を立て
ゝある「籬のひもろき（巻二）」のは、頗る傾聴に値する。其の[illegible]
當否は暫く措いても、[illegible]の[illegible]（ミタマ）[illegible]（ヤドリトヤマ）[illegible]としたの
は、能く古意を得てゐると思ふ。而して後は、上代には[illegible]以外には、[illegible]宮殿
ミモロ
といふ程の物は無く、三輪山などの如く、生ひ茂つた森が即ち神の御社であつたといふ事
カミナビ
に及び、更にミモロ（御室）もヒモロギのモロにミ（敬意の接頭語）を添へたもので、室
の意では無く、又ミモロをカミナビ（神南備）と云ふのも、神之森の約つたので、モリと

いふのも、畢意隱(コモリ)の義だと說いてゐるのである。カミナビの義は、カミノモリだとするのは、既に賀茂眞淵の唱へた所である。金澤庄三郎氏の如きは、此の說を諾ひ、且ナビは朝鮮語の Namu（木の意）と同系語で、カミナビ即ち神木の義であらうとせられた。而して同氏は國語のモリ（森）は朝鮮語の Moi（山の意）と同系語として居られる。（國語の研究）因みに琉球語の Mui は Wood とか Grove とかの意であつて、國語のモリやモロの原形を暗示してゐると考へる。とにかくヒモロギ、ミモロ、カミナビに、皆共にたゞし樹林の義があり、樹木としては森の宿る所の義が有るのは、殆ど疑を容れない。神木の思想は頗る古いことで、「味酒(ウマサケ)を、三輪の祝(ハフリ)が、忌(イハフ)杉」（萬葉集四卷）とか、「天飛(アマトブ)や、輕(カル)の社の、齋槻(イハヒツキ)」（同前十一卷）とか、いろ〳〵例が見える。又「味酒(ウマサケ)、三輪の祝(ハヒ)の、山照す、秋の黃(モミ)葉(チバ)、云々」（同前八卷） と云つたのもあるが、此は神を齋(イハ)ひ祀つた山の意味で、祝の山と云つたのである。守部も言つたやうに、概ね太古の神社は、後世に見るやうな社殿は整備しなかつたもので、官幣大社大神(オホミワ)神社（奈良縣三輪町鎭座）を始め、官幣大社諏訪神社上社（長野縣諏訪郡中洲村鎭座）や官幣中社金鑽(カナサナ)神社（埼玉縣兒玉郡青柳村鎭座）など、現に最近參拜して見ても、全く古式が保たれて、拜殿の後に別に本殿が無く、背後の樹林・山

岳が自然の神殿とせられてゐるわけである。故栗田寛氏の神祇史料（巻下）若狭國遠敷郡の條に、彌和神社を註して、「今賀茂村の大戸に神籬のみありて、社なし。三輪大歳茂同神と云。蓋大物主神を祭る。」と云ふ事もある。稲村眞里氏（官幣大社安房神社宮司）の直談に、靜岡縣下の倭文神社と稱するものは、多くは本殿を有せず、單に榊を立てゝ神を祀つてゐるとの事である。是も亦古式の遺存と察せられる。（特選神名牒（上）に、此の事を「何の頃よりか神殿もなくなり、杉の木を神木として、前に假初なる拜殿あるのみたり。」としてゐるのは、却つて古意に外れて居ると思ふ。）そこで逆に、神社と書いて森の義とするといふ事も起るわけで、萬葉集（七巻）に、「木綿懸けて、齋ふ此の神社云々」とある。凡そ神木は極めて神聖であるから、妄に手を觸れると、祟を蒙るといふ信仰も行はれてゐた。

味酒を、三輪の祝が、忌ふ杉、手觸りし罪か、君に遇ひ難き。（萬葉集四）

と云ふので、其が能く分る。アイヌの如きも餘程 Tree worship を有つた民族で、柳や樫や樺などを善い木と考へてゐた。抑ゝ宗教上樹木崇拝は、穀物崇拝に先だつて、根源が古いことで、其はフレーザアの説にも徴せられるのである。

But Osiris was more than a spirit of the corn; he was also a tree-spirit, and this

may perhaps have been his primitive character, since the worship of tree is naturally older in the history of religion than the worship of the cereals. (The golden bough. Part IV. vol. II. p. 107.)

畢竟するに、上代に於ては、自然崇拜と祖先崇拜とが結合して、神社と云ふ具體的形態の顯現を見たのである。

イハクラ（磐境）

尙一つ、磐境の語であるが、此は本居宣長は、イハキと訓むので、崇神紀の磯堅城神籬とある・磯堅城と同じことで、神を祭る場を、石で築周らしたのだと解釋した（古事記傳卷十五）のであるが、橘守部はイハサカと訓んで、神の御魂を齋ひ祭る時、榮樹に鏡を懸けるが、其の時の樹の稱名で、イハヒサカキの略だとしたのである。（鐘のひゞき卷一）是に就いて、飯田武郷の日本書紀通釋卷十八には、イハキ、イハサカ兩訓を排して、イハクラの訓を採り、大三輪神三社鎭坐次第に、「奥津磐坐大物主神。中津磐坐大己貴命。邊津磐坐少彥名命云々。今少彥名命來臨于邊津磐坐。與吾和魂。共能可傚祭守皇孫濟人民矣。於是起立磐境。崇祭少彥名命。云々」とある磐坐、磐境が同訓である可きを證としてゐる。先づこれでよいと思はれる。而して宣長の言の如く、必ずしも磐石で座を構へる

のでは無くして、たゞ神の御座をさういふ風に稱へたのだと云ふ武郷の説も、首肯せられる。

神主

偖又、神を祭るに當つては、神に奉仕する主人(ウシ)として、カムヌシ(主又は神主)が最も重い地位を占める。神主の意義は宣長の説(古事記傳卷)に、神の命を請ふ時、其の神の託(カヽ)りて宣らせられる人を、豫め設定する、其の人が神主であるといふ事を第一義とし、神に奉仕する人の稱とするのを第二義としてゐる。神功皇后が、御親ら神主とならせられた(神功紀)のは、前の例で、又大田々根子を以て、大物主(オホモノヌシノ)大神を祭る主(カムヌシ)とせられたことや、市磯長尾市(イチシノナガヲチ)を以て倭ノ大國魂ノ神を祭る主とせられたこと(崇神紀)は、後の例に當るのである。それから神主の下に祝部(ハフリ)があることは、祝詞の文句に、「集侍(ウゴナ)はれる神主、祝部等云々」とあるので知られる。

ヤシロ(社)

神社の起原に就いては、前に崇神天皇の御事蹟として述べたが、其は正史の表面上最も顯著な事としての傳承で、原始的な神社は、恐らくは夙に民間に於て徐々行はれたのであらう。ヤシロ(社)の語義は、新井白石の説くやうに、屋代(ヤシロ)に違無からう。(東雅卷)是造物の方から云ふヤシロで無く、場所を主とした方には、別にユニハ(齋庭)の語が用ゐ

られた。神代紀下に在る此の語は、「高天原所御齋庭之穗」と使はれてゐるが、凡て齋ひ淨めた地域をさう云ふのである。而して特定の地域を占めて、其の庭に設けられた柱も、前に言ふやうに、初は由緒ある木を標としたのであるから、大した建造物の要は無かつたが、古事記の頃は既に進んで來た結果、本殿の設けもあるやうになつたのであらうし、拜殿などは其の後の物であらう。其の様式が發展して上屋となつても、所謂住吉造とか春日造とか云ふ類は、例證すべき後世に發達した様式で、當初は極めて簡單で且質素なものであつたと想はれる。社地を清淨な齋庭と考へる以上、其の周圍に垣を回らすことは、自ら有り得べきことで、例へば、

(瑞籬)

處女等を、袖ふる山の、水垣の、久しき時ゆ、念ひ來し吾は。(萬葉集卷十一)

とあるのを見ても、石上布留の社に水垣の設けられてゐたことの久しいのが認められるのは、宣長の言つた通である。垣が有ると、必要上出入口たる門が出來、而も扉の無い簡單な物が立てられてゐたのであらう。其の様式が次いろ〱に發展して、種々な鳥居となつたのであらうが、トリヰといふ語は上代文獻に見當らないと思ふ。鳥居に就いては、ティユーク(Samuel Tuke.)と云ふ人が、倫敦日本協會雜誌(一八九八年發行の分)に極めて

詳細な考證をしてゐるが、此の語は多分印度の Toran の移入語かも知れぬ。我が國の辭書に、元來鷄木の名で、鷄を棲ませるから云ふらしいとしてゐるのは、鳥居と云ふ文字に因由するホルクスエティモロギーに過ぎない。フローレンツの Der Shintoismus. と題する論文(Die Religion des Orients. の内)に、左の言が有るが、大に傾聽しなければならぬ。

So spezifisch shintoistisch das Torii zu sein scheint, ist es doch nicht japanischen Ursprungs, sondern vom Festlande herübergebracht; auch der Name ist kein japanisches Wort, sondern vom indischen Toran entlehnt; die landläufigen Etymologieen wie „Vogelsitz“ sind daher nichts weiter als volkstümliche Verlegenheitsetymologieen.

マツリ(祭)

次に、神祇の祭祀の事、之をマツリと云ふが、此は神に奉仕る(ツカヘマツ)義である。政事もマツリで、此は臣連等が天皇の大命を奉じて、其の職を以て奉仕るので、マツルの語義に變りは無い。又齋(イハ)ふと云ひ、齋(イツ)くと云ふ動詞もあるが、畢竟祭ると同じ意味である。記・紀の胸形(ムナカタ)(宗像)三女神に關する條に、記の方には伊都久(イツク)といふ語が見え、コンテツキストの同じ

所に、紀の方には斎祭の字を用ゐてイツキマツルと訓ませてゐるので、イツクもマツル義と分るが、イハフ、イツクのイには忌み清める意があると思ふ。祭儀の模様は、岩戸神話に見えるものが、最も古くして委しく、且後世の典例となつてゐる。日本書紀の傳へてゐる所を左に摘錄しよう。

時に八十萬神天ノ安ノ河邊に會合ひて、其の禱るべき方を計らふ。故思兼神深く謀り遠く慮りて、遂に常世の長鳴鳥を聚めて互に長鳴せしむ。亦手力雄神を以て磐戸の側にかくし立てゝ、中臣連遠祖天兒屋命、忌部首遠祖太玉命、天香山の五百箇眞坂樹をねこじにして、上枝に八坂瓊の五百箇御統を懸け、中枝に八咫鏡を懸け、下枝に青和幣、白和幣をとりしでゝ、相與に祈禱まをす。又猿女君遠祖天鈿女命手に茅纏の矟を持ち、天石窟戸の前に立たして、巧に作俳優す。亦天香山の眞坂樹を以て鬘にし、蘿を以て手繦にして、火處燒き、覆槽せふみとゞろかし、顯神明之憑談す。

右に就いて、其の要素を考究すると、次のやうである。

一、鷄鳴　此は闇黑を厭うて、光明を欲するのが、人情の常であることの表徴と想はれ

る。

二、祭司の職掌　天兒屋命と太玉命が與つてゐる事は、傳統上から重大な意義を持つてゐる。殊に一書に據ると、前者はそこで祝詞をも奏してゐる。

三、鏡玉　根こじ榊を立て、其の枝に玉と鏡と和幣とを懸けてゐる。（鏡を懸ける事は、「祝部等が、齋ふ三諸の、まそ鏡、懸けて偲びつ、あふ人毎に。」（萬葉集、十三）ともあるのでも分り、又劍を懸ける例も、仲哀紀の筑紫の伊覩縣主の祖五十迹手が天皇のお迎へをした條に見えてゐる。）一書には此の瓊や鏡や和幣を捧へた神々の名をも舉げて居る。それから榊や野篶の八十玉籤の事も、やはり一書に在る。青ニギテは麻を以てし、白ニギテは木綿（楮）を以てした。ヌサと云ふ語は、「幣取向けて」（萬葉集、一）などと、用ゐられてゐるが、此の語はアイヌにも存する。アイヌは柳を以て削りかけを作り、其の一本をイナウと呼び、イナウの一群をヌサと呼んでゐる。祝詞の言句で見ると、ミテグラ（幣帛）は、一の供物の總稱となつた。祭器の事は、右の本文に見えないが、神武紀に、新に平瓮、嚴瓮を造つて、天神地祇を祭られたこと亦載つてゐる。

四、神樂　ワザヲギは喜劇的所作で、後のカグラである。

五、神憑　カムガヽリの事は後節で述べる。こゝは一種の狂態、痴態を意味する。

(2) 敬　神

神祇崇敬

自己よりも力強いものに縋る心、さう云ふと極めて宗教的な解釋になるが、さう云つたやうな心境と態度とを以て、神靈を信仰し、神明の加護を祈請する。此が神祇崇敬である。我が國では特にこゝに祖先崇拜の觀念が結合してゐる。皇室に於かせられては、皇祖神として伊勢大神宮を崇敬せられる。畏多いが、我々も民族の大祖神として大神宮を崇敬する。又之を小にしては、古來一氏族が其の氏神を崇め祭つたのも同じ意味である。故栗田

氏神

寛氏の氏族考に、其の意義と實例とを左の如く示してゐる。

皇國人は殊に忠孝篤厚にして、祖先を念ふ心深く、其氏人を率て遠つ祖なる氏神を崇まへ祭る事も篤かりけむ、故竹田川邊連は、仁徳天皇の御世頃より竹田神社を氏神と祭り、（姓氏錄）大伴宿禰は伴氏神社に仕へ、（續日本後紀・萬葉集）大春日、布

邪、栗田の三氏は、小野朝臣を氏神と崇き、（續日本後紀・延喜式） 作淺朝臣、猪名部連は、猪名部神社、大伴氏の族なる林氏は伴林氏神社、（三代實錄） 當宗氏は、當宗神社、（寛平御記） 百濟宿禰、御春朝臣は飛鳥部神社、丹比眞人は丹比神社を氏神と以斎るが如く、（三代實錄・延喜式） 氏々の人々、皆そのほと〱に、二月と四月と十二月毎に、其祭を修して禮儀を盡す事なりしが、云々

氏神の祭も[illegible]には、[illegible]日[illegible]に暇を[illegible]ければならぬ。さうして、此の御神は、[illegible]の奉幣をも得たのである。

一般に民間で、何か事の有る時には、神を祭ひ祝つた。其の状況が左の様で能く窺はれる。

民間の神祭

久堅の、天の原より、生れ來し、神の命、奥山の、賢木の枝に、しらかつく、木綿取付けて、いはひへを、いはひほりすゑ、竹玉を、しゞに貫き垂り、しゝじ物、膝折り伏せ、手弱女の、おすひ取懸け、此くだにも、吾は祈ひなむ、君にあはぬかも（萬葉集三）

此は殊に左註に、「供祭大伴氏神之時云々」とあるもので、氏神を斎いたのが、注目に

値する。

前にも述べたやうに、上代に於ける旅行は眞に困難であつたから、山坂を越えるにも、海を渡るにも、ひたすら其の平安無事を神祇に祈請したのである。

天地の、神も助けよ、草枕、旅行く君が、家に到るまで。(同集四卷)

かう云ふ思想は、旅行者に對して誰でも抱いた所であらう。又左の歌は、石上乙麿が土佐に配せられた時、其の妻の詠んだもので、衷情が能く顯れてゐて、あはれを催す。

大君の、命恐み、さしなみの、國に出でます、愛しきやし、わが背の君を、かけまくも、ゆゝしかしこし、住吉の、荒人神、船の舳に、うしはき給ひ、附きたまはむ、島の崎々、依りたまはむ、磯の崎々、荒き浪、風に遇はせず、恙なく、身疾有らず、すむやけく、かへしたまはね、もとの國べに。(同集六卷)

それから遣唐使關係のもので、山上憶良が詠んだ好去好來ノ歌がある。天平五年多治比ノ眞人廣成が渡唐するのに餞したのである。

神代より、云傳けらく、そらみつ、倭の國は、皇神の、いつくしき國、言靈の、さきはふ國と、かたり繼ぎ、いひつがひけり、今の世の、人もこと〴〵、目の前に、見た

り知りたり、人さはに、満ちてはあれども、高光る、日の御朝廷、神ながら、愛での盛に、天の下、奏したまひし、家の子と、撰びたまひて、勅旨、戴き持ちて、唐の、遠き境に、つかはされ、まかりいませ、うな原の、邊にも奥にも、神づまり、うしはきいます、諸の、大御神等、船舳に、道引まをし、天地の、大御神等、倭の大國靈、久堅の、あまのみそらゆ、あまかけり、見渡したまひ、事了り、還らむ日には、又更に、大御神等、船舳に、御手打掛けて、墨繩を、はへたるごとく、阿庭可遠志、（著者曰、此の一句未詳）ちかの岬より、大伴の御津の濱びに、たゞ泊に、み船は泊てむ、つゝみなく、さきくいまして、速歸り坐せ。（同集卷五）

神助の樣をいかにも具體的に表現してゐるのが注目せられる。左の歌も同じ場合のもので、遣唐使の船が出帆する時、一行の人の誰かの母親が詠んだのである。

秋はぎを、妻問ふ鹿こそ、ひとり子を、持たりといへ、鹿兒じもの、吾が獨子の、草枕、客にし往けば、竹珠を、しゞに貫き垂り、いはひへに、木綿とりしでゝ、いはひつゝ、吾が思ふ吾子、まさきくありこそ。

反歌

客人(タビヒト)の、宿りせむ野に、霜降らば、吾(ア)が子羽裹(ハグク)め、天(アメ)の鶴群(タヅムラ)（同集卷九）

これには神祭の様が前の「久堅の云々」のと同様に見えてゐる。反歌の詠みぶりが、流石に女性的で、感が深い。

凡そ神を祭つて祈請する所が有るには、幣帛(ミテグラ)を供へる。前にも一言したが、少しく詳述しよう。祝詞を見ると、供物(ソナヘモノ)は、初穂即ち新穀の外に、一般には、

御酒(ミキ)
甘菜(アマナ)、辛菜(カラ)即ち蔬菜類
奥(オキ)つ藻菜(モハ)・邊(ヘ)つ藻菜即ち海藻類
鰭(ハタ)の廣物、鰭の狹(サ)物即ち大小の魚類
御服(ミソ)（明妙(アカルタヘ)、照妙(テル)、和妙(ニギ)、荒妙と稱してゐる。）

の五類が最も普通である。（神寳として鏡や兵仗を奉ることもあるが、）神祇令の明文に、「凡供二祭祀一幣帛飲食。及菓實之屬。所司長官。親自(ミツカラ)檢校。必令二精細一。勿レ使二穢雜一。」とあるのは、物事に清淨を尊ぶ民性としては、洵に當然である。處で右の如き品々では、いかにも温和であると思ふ。一體支那の風習を旁證としても、鬼神を祀るには犧牲を以てす

る次第で、それが寧ろ普通である。Gebet と Opfer とは相伴なつたものである。それで「毛の和物、毛の荒物」と云つて、大小の獣類（此は宣長の解、眞淵は馬獣としてある。）を供へる事の見える祝詞があり、特に祈年祭で、御年の皇神（素尊の御子大年神の御子）に對しては、白馬、白猪、白鷄といふやうな白色動物を奉る風習が存するのは、蔬菜や魚類を供へるよりも、もつと血腥い風を傳へたもので、捕り立ての野獣を供する風習の一傳樸であらう。原始的には、山野に獵をして、其の獲物を以て祭祀を行つたに相違無い。現に長野縣の官幣大社諏訪神社の如きに、御狩始の神事（上の宮で、二月廿八日行はれる。）が遺存し、又御頭祭と稱して、（上の宮、四月十五日）猪鹿の頭を七十五、俎に載せて供へる。此は古代では、狩をして得た猪鹿を其のまゝ供犠とした遺風に外ならぬ。（諏訪神社誌參照）さういふ遺風が、農を主要生業とする民業の間に次第に緩和せられて、徐々平和な祭儀となつたものと想はれる。

(3) 國　土

諾冉神話の國生み

大八洲國

我が古史神話は、劈頭に於て天地開闢を語つてゐるが、此の思想は世界の始りを說いたもので、我が國だけの事では無い。我が國だけに就いて國土の始を說いたのは、諾冉二尊の神話に於てしてゐる。卽ち國生みの話である。二尊が天の浮橋の上に立たせられ、共議して、矛を以て探つて先づ海を得、矛の滴りで出來た磤馭盧島（オノコロ）に天降られ、此の島を根據として、遘合（ミトノマグハヒ）なして、先づ淡路洲（アハヂノシマ）を手始に、大日本豐秋津洲（オホヤマトトヨアキツシマ）、次に伊豫二名洲（イヨノフタナノシマ）、次に筑紫洲（ツクシノシマ）それから其の他の島々をお生みになつたと傳へられてゐる。此の大八洲國（オホヤシマノクニ）が二尊から生れた、言ひ換へると、二尊は我が國土の親（オヤ）でましますと、上代人は思考し且つ語り繼いだのである。言ふまでも無く、二尊は皇祖天照大御神の親であつて、同時に我が國土の本源であると云ふ古傳は、いかにも日本的であつて尊い。國土が、神の意志に基づいて成つた。人民は神のお生みになり、御開拓になつた國土に、其の生を享け、國土の御兄弟たる皇祖からの一系の皇室の統治なり保護なりの下に、それぞれ生業を立てゝゐる次第である。

國と神名

我が國土が二尊の御子であるから、是亦神である以上、古事記に見えるやうに、神名が附いてゐるのは、上代人の思想として洵に當然である。例へば、

淡道之穗之狹別

伊豫之二名島
- 伊豫國　愛比賣
- 讚岐國　飯依比古
- 粟國　大宜都比賣
- 土佐國　建依別

筑紫島
- 筑紫國　白日別
- 豐國　豐日別
- 肥國　建日向日豐久士比泥別
- 熊曾國　建日別

大倭豐秋津島　天御虛空豐秋津根別

といふやうである。何ヒメと云ひ、何ヒコと云つて、男女の性を別けて言ひ傳へた點は殊に面白い。而も男性名にワケの稱の多いのは注目せられる。此は後々、皇子の御名に多く用ゐられたが、本居宣長は古事記傳（卷二十六）に、かう云ふワケは吾君兒（ワギエ）の意であらうと解してゐる。柿本人麿は古意を體得した人であつたから、讚岐國を讚美して、萬葉集（卷二）に、

玉藻よし、讃岐國は、國からか、見れども飽かぬ、神からか、幾許貴き、天地、日月と共に、足り行かむ、神の御面と、云ひつげる、（著者曰、此の句古義に據る）なかの水門ゆ、船浮けて、わがこぎくれば、云々

と謡つた。國土を神と言つてゐるのである。鹿持雅澄が是に註して、「この國土はすべてみのうち神の生ませるによりて、山川國土を即神と云ること多し。故事を熟知ぬ人は、其は思ふことゝいふべし。」と云つたのは、洵に適切である。

尙、人麿が筑紫に下つた時、海路で詠んだ、

大王の、遠の朝廷と、あり通ふ、島門を見れば、神代し念ほゆ。（萬葉集三卷）

と云ふ歌も、神の國造りを追想したものと見るべきで、やはり古意を得た作である。

クニ（國）

クニ（國）の語は、新井白石の東雅三卷に、天に對する語で、クムともクモともクとも云つた。古語に分界の事をクマリと云つたから、其の語の轉じたのだと説いてゐる。處が賀茂眞淵は久爾門對考の中に。クニはカギリ（限）で、カギの約ギをクに通はし、リは同韻でニに轉じたのであるとしてゐる。クマリやカギリの意で解くのは、國郡の如く、境界を設けて區劃した方の見方で、天に對する國は、土地の意が強いから、其の方のクニには別

の意味が含まれてゐるであらう。私に思ふに、クはクガ（陸）のクと同様、ク（黄）の意で、ニはハニ（埴）のニと同様、土の意で、つまり黄土の義であらう。

出雲神話の方でも、國造りの古傳が存する。夫の出雲風土記に載つてゐる臣津野命（素尊の四世の孫）の國引の說話は、最も能く古意を窺ふに足るのである。卽ち、

意宇と號くる所以は、國引き坐る八束水臣津野命（著者曰、八束水は冠辭也）の詔りたまはく、「八雲立つ出雲ノ國は、狹布の稚國なるかも。初國小さく作らせり。故作り縫はむ。」と詔りたまひて、栲衾志羅紀（著者曰、新羅也）の三埼を、國の餘有りやと見れば、「國の餘有り。」と詔りたまひて、童女の胸鉏取らして、大魚の支太（著者曰、腮也）衝別けて、はたすゝきほふりわけて、三身（著者曰、三縒也）の綱打挂けて、霜黑葛くるやくるやに、（著者曰「へな〳〵に」とする說有り）河船のもそろ〳〵に、國來々々と、引來縫へる國は、去豆の打絕よりして、八穗米（著者曰、米は爾か、八百土也）支豆支（著者曰、杵築也）の御埼也。此くて堅め立てし加志（著者曰、桛杙也）は、石見ノ國と出雲ノ國との堺なる名は佐比賣山是也。亦持引ける綱は、薗の長濱是也。

亦北門佐伎（著者曰、埼か若しくは地名か）の國を、國の餘有りやと見れば、國の餘有りと詔りたま

ひて、童女の胷鉏取らして、大魚の支太衝別けて、はたすゝきほふりわけて、三身の綱打挂けて、霜黒葛くるやくるやに、河船のもそろ〳〵に、國來々々と引來縫へる國は、多久の打絶よりして、狭田の國是也。

亦北門良波（著者曰、良は農か）の國を、國の餘有りやと見れば、國の餘有りと詔りたまひて、童女の胷鉏取らして、大魚の支太衝別けて、はたすゝきほふりわけて、三身の綱打挂けて、霜黒葛くるやくるやに、河船のもそろ〳〵に、國來々々と引來縫へる國は、手縫の打絶よりして、闇見の國是也。

亦高志（著者曰、越也）の都々の三埼を、國の餘有りやと見れば、國の餘有りと詔りたまひて、童女の胷鉏取らして、大魚の支太衝別けて、はたすゝきほふりわけて、三身の綱打挂けて、霜黒葛くるやくるやに、河船の、もそろ〳〵に、國來々々と引來縫へる國は、三穗の埼也。

持引く綱は、夜見島是也。堅め立てし加志は、伯耆國なる大神岳是也。「今は國引き訖へぬ。」と詔りたまひて、意宇の杜に御杖衝立てゝ、「意恵」と詔りたまひき。故意宇と云ふ。（標注本に據る。）

と云ふのである。國が稚く小さいから、補修の必要が有るといふわけで、新羅の餘つた土地をこちらに引張り寄せたなどといふのは、いかにも上代人らしい考方である。其處に日本上代人の具體思考が明瞭に浮き出てゐる。それから日本書紀（神代紀上）一書ニ曰の中に、大己貴命（オホナムチノミコト）と少彦名命（スクナヒコナノミコト）とが力を戮（アハ）せて天下を經營（ツク）られたとある。此の經營といふ字をツクルと訓んでゐるのは道理で、古事記には「作ニ堅此國ー」としてある。國造りの功は、殊に此の二尊が多大なのである。大三輪神三社鎮座次第に、

初伊弉諾伊弉冉二神。共爲ニ夫婦ー。生ニ大八洲國及處々小島ー。而塊稚ク如ニ水母ノ浮漂之時。大己貴命與ニ少彦名命ー。戮レ力一レ心。塡ニ生蘆葦ー。固ニ造國地ー。故號曰ニ國造リ大己貴命ー。因以稱曰ニ蘆原國ー。（三輪叢書に據る。）

とあるのを見ると、諸冊神話と大國主神の神話とが結合せられてゐる點で、一入の興味を覺えしめる。萬葉集卷七に、

大穴道（オホナムチ）、少御神（スクナミカミ）の、作らしゝ、妹勢（イモセ）の山は、見らくしよしも。

の如きも亦其の意を傳へた歌である。

それから國土に關する古語の二三を考へて見るに、主として神が或土地を占めて領つて

ゐる意の動詞に、ウシハクと云ふのがある。

汝がうしはける葦原の中つ國は、(神代記)

うなばらの、邊にも奥にも、神づまり、うしはきいます、諸の、大御神たち、(萬葉集五)

此の山を、牛掃神の、むかしより、禁めぬ行事ぞ、(同九)

などに見える所で、又ウスハクとも音が轉じて、

山川の清き地に遷り出で坐して、吾が地と宇須波伎坐せと、(遷却崇神の祝詞)

とある例もある。此の語を宣長は、ウシは主の意、ハクは刀を佩くのハクで、身に着けて持つ意と釋いたが、安藤正次氏は其の著古代國語の研究の「國語史上より見たるシラスとウシハク」と題する論文で、ウシといふ名詞に、活用の有る語尾のフが添加し、其のウシフからウシハクが出來たので、(今ユフ(結)からユハクが生じてゐるやうに、) 意義上からはヲス(食)ヲサム(治)ヲシム(惜)ヲシフ(敎)と同系であるといふ說を立てゝ居られる。此のウシハクが主に神の鎭座の方の意になつてからは、天皇の統治の方には、專らシルの敬語のシラスやシロスが用ゐられた。又天皇の統治し給ふ天下を意味するヲスク

ニ（食國）と稱する語も古い。

高ひかる、日の皇子、荒妙の、藤原がうへに、食國を、めしたまはむと、（萬葉卷一）

ウブスナ

の如きで、かういふ古語を有するのは、我が國の誇である。[illegible]り
ブスナといふ名詞も、かなり古く[illegible]古事記に本居といふ文字があつて、古くからさういふ訓が附けられてゐる。此の語の解説に、新村出氏の[illegible]
記所收）に述べられてゐると思ふ。[illegible]たのは
ムスニウムに[illegible]
土の義（地震のナで、野、根、土、皆相通じてゐる）で[illegible]それ故にウブとスナとに分けて、スナを砂と解する如きは、最早信用し難い解釋である。

(4) 天皇、神器、宮殿

萬世一系

帝國憲法の第一條に、

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

と定めさせられ、又皇室典範の第一條に、

大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

と定められてゐるのは、洵に忝い事であつて、われ〳〵臣民は此の天皇の統治の下に、それ〴〵分に安んじて生活してゐることを光榮とし愉悦とするのである。新渡戸稻造氏の、Japanese traits and foreign influences. の冒頭に、

Japan prides herself on enj ying twenty-six centuries of continuous national existence under the same dynasty.

と云つてあるのは、全く其の通である。

鹿持雅澄は其の萬葉集古義の總論中に、天皇尊號辨と題する一章を置いてゐる。以爲らく、

スメラミコト

集中題詞に天皇とあるのを、總てスメラミコトと申すが、歌詞にスメラミコトと申し

スメロキ

たのは一つも無い。スメロキと申すのは、字には皇御祖、皇祖、皇祖神、皇神祖、天皇など書いて、正しく皇祖の天皇の御事をさして申すは勿論、皇祖から御代々々の天皇、當代

オホキミ

迄を兼ねて申した事も多い。オホキミと申すのは、字には皇、王、大皇、大王、大君など

書いて、正しく當代天皇を指し奉つて、皇祖の天皇等を申した事は無いと。而してから云ふ事も考證してゐる。古語に、皇祖神の男女相並びませるを尊んで、神漏岐(カムロギ)、神漏美(カムロミ)と申すが、(眞淵がカムロキはカムスベラギキミ、カムロミはカムスベラメキミの轉と釋き、又宣長がカムロキは神生祖君(カムアレオヤギミ)、カムロミは神生祖女君(メギミ)の義と釋いたのに對して、雅澄は賛成してゐない。) 此のカムロキ、スメロキ兩語の發達の先後は分らないけれども、スメロキのスメも至つて尊んだ辭とは思はれる。眞淵がスメは統(スベ)で、天下を統治せられる意としたのは、さうでもあらう。とにかくスメロキは本來皇祖の天皇を指し、轉じては皇祖から當代までをかけて廣くも申したのであると說いてゐる。

スメラミコト、スメロキのスメに統(ス)べる意があるとするのは、眞淵以後の學者が大抵用ゐる處である。A vocabulary of the most ancient words of the Japanese language. にも、

Subu or sumu, to control, to be chief. Hence *Sumeru*, or *Sumeragi*, Sovereign.

と解說してある。又スメミマノミコト(皇御孫尊)と云ふ稱が、多く祝詞に見えてゐる。

スメミマノミコト

鈴木重胤の說に、天照大神を天照皇大神、又天照坐ス皇大神とも崇め奉るから、天神御子を皇御孫尊と申し、隨つて皇御孫尊をさして天皇と崇び奉る事となつた。それで天皇と神

スメロキ即ち神

祇との間では、皇御孫尊と申し奉り、天皇と臣下とでは、スメラミコトの方が多く用ゐられたとある。故栗田寛氏は、皇孫命は續紀十五に、美麻乃彌己止とも、常陸國風土記に、珠賣美萬ともあるから、スメミマノミコトと訓まなければならぬ。ミマは御愛で、御子孫を愛み親しみ給ふ由の名であらうか。（古語拾遺講義稜威男健）と述べて居られる。又スメロキ即ちカミで、上代人の用語例では、兩者を結びつけてゐるのである。「玉襷、畝傍の山の、橿原の、ひじりの御代ゆ、生れましゝ、神のこと〴〵云々」と詠じた神は、歴代の天皇を申上げたのである。宣命にアキツミカミ（現御神）とあるのは、現人神と同意で、俗に生神様のことで、天皇を申上げたのである。それから大伴家持の「喩レ族歌」の中に、「高千穂の、嶽に天降りし、すめろきの、神の御代より云々」とあるスメロキは、皇祖皇宗を申すのに、御自ら天皇の意を以てしたのである。此の上代思想に特に注目すべきものであると、故芳賀矢一氏が嘗て著者に直談せられたことがあつた。又大君と申す時、「やすみしゝ」といふ枕詞が加へられた。萬葉集に「八隅知之、我大王」「安見知之、吾大王」などと書いてあるが、八隅や安見などは當字で、雅澄は、安み知らす義であると説いた。

ミヤ、ミアラカ

畏くも皇室典範第十條に、

天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

と定めさせられてゐる。神器は天津日嗣の皇位の表徴で、最も尊厳である。三種の神器の起は、神代紀一書に、

故天照大神乃賜天津彥彥火瓊瓊杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物。

とあるのが明徴である。古語拾遺には、

即以八咫鏡及草薙劍二種神寶、授賜皇孫、永爲天璽。所謂神璽劍鏡是也。矛玉自從。

とあるが、此は齋部氏の家に傳へてゐた舊說と想はれる。

天皇の常に住まはせられる所は、ミヤ（宮）である。ミヤのミ（御）は、敬意の接頭語で、ヤは家の義であるのは勿論である。又別にミアラカ（御舍）と云ふ語があり、一層敬語を以て瑞の御舍とも稱した。大殿祭の祝詞に、御殿を阿良可と訓み、古語拾遺に正殿を美豆能美阿良可と訓み、尙、同書に正殿を麁香と訓むやうに註してある。神武紀に大壯といふ字（周易から出たもの）が、やはりミアラカと訓ませてある。池邊眞榛の古語拾遺新註に、アラカはアリカ（在所）で、大御體の御在所を云ふのが本で、大殿の上にも轉し云

つたのであるとしてゐる。ミヤもミアラカも神殿の事に云ふが、天皇は神でいらせられるから、天皇の御所も亦ミヤであり、ミアラカである次第である。離宮は古語ではトツミヤ（外宮）と云つた。上代人は天皇の御所を仰ぎ崇めた。其の結果が幾多讃美の歌となつてゐる。持統天皇が吉野の離宮に幸せられた時、柿本人麿は次の如く稱讃した。

やすみしゝ、わが大王（オホキミ）の、きこしをす、天の下に、國はしも、さはに有れども、山川の、清き河内（カフチ）と、御心（ミ）を、吉野（ヨシヌ）の國の、花散らふ、あきつの野邊（ヌ）に、宮柱・太（フト）しきませば、百磯城（モヽシキ）の、大宮人は、船並（ナ）めて、旦川（アサカハ）渡り、舟競（フナギホ）ひ、夕河渡る、此の川の、絶ゆる事なく、此の山の、彌高（イヤ）からし、おちたぎつ、瀧のみやこは、見れど飽かぬかも。（萬葉集卷一）

笠朝臣（カサノ）金村（カナムラ）も左の如き同じやうな口吻の歌を貽してゐる。其は元正天皇の行幸の折である。

瀧の上（ヘ）の、御舟の山に、水枝（ミツエ）さし、しゞに生（オ）ひたる、つがの樹の、彌（イヤ）つぎ〳〵に、萬代に、かくし知らさむ、三芳野（ヌ）の、蜻蛉（アキツ）の宮は、神からか、貴（タフト）かるらむ、國からか、見（ミ）がほしからむ、山川を・あつみ清（サヤ）けみ、（著者曰、古義に據る）大宮と、（著者曰、此の一句古義に補つてゐる）

うべし神代ゆ、定めけらしも。

反歌

年のはに、此くも見てしか、み吉野の、清き河内の、たぎつ白波。

山高み、白木綿花に、落ちたぎつ、瀧の河内は、見れど飽かぬかも。（同集六）

又同集十三の「ぬさまつり、ならより出でゝ云々」の反歌の

月日は、ゆきかはれども、久に經る、三諸の山の、とつ宮ところ。（著者曰、古本に據る）

は、神南備の離宮を讃歌したのである。本章の第一節に引用して置いた藤原宮御井歌は、藤原宮を謳つてゐるが、宮殿を讃嘆し、延いて清水の清く御井に及んだので、高古の調を帶びた祝言である。

皇祖皇宗の威靈に、儼として皇室を護らせられるが、山川國土の神々も、其の時々の皇孫の御上に幸有れかしと加護せられるのである。柿本人麿の左の歌は、此の意味を詠じたもので、能く上代人の信念を代表してゐる。

神と天皇

安みしゝ、吾がおほきみ、神ながら、神さびせすと、芳野川、たぎつ河内に、高殿を、高知りまして、のぼりたち、國見をすれば、たゝなづく、青垣山、山神の、奉る

御調と、春へは、花かざし持ち、秋立てば、黄葉かざし、ゆふ川の、神も、（著者曰、萬葉集新考に「川瀬の神も」などあるべきかと云ふ）大御食に、仕へ奉ると、上つ瀬に、鵜川を立て、下つ瀬に、小網さし渡し、山川も、依りて奉ふる、神の御代かも。

反歌

山川も、よりてつかふる、神ながら、たぎつ河内に、船出せすかも。（萬葉集巻一）

天皇が情義に於て臣民を親子關係に思召されることは、古今一轍である。例へば元明天皇慶雲四年七月御即位の宣命（續紀第三詔）には、

又遠皇祖の御世を始めて、天皇が御世々々、天つ日嗣と高御座に坐して、此の食國天の下を撫で賜ひ、慈み賜ふ事は、辭立つに在らず、人の祖のおのが弱兒を養ひ治す事の如く、治め賜ひ慈み賜ひ來る業となも、神ながら念ほしめす。

と宣はせられてゐる。何と云ふ畏多くも忝い事であらう。それから天平四年、節度使に饗宴を賜はつた時、聖武天皇の御製に、

食國の、遠の御朝庭に、汝等し、かくまかりなば、平らけく、吾は遊ばむ、手抱きて、我は在さむ、天皇朕、うづの御手もち、掻撫でぞ、ねぎたまふ、打撫でぞ、ねぎ

たまふ、還り來む日、相飲まむ酒ぞ、此の豐御酒は。（萬葉集卷六）

とある。之を拜誦すると、天皇が臣僚を信頼せられた御樣子が能く分り、君臣の間柄の實にうるはしい事が、涙ぐましい程である。又左大臣藤原永手の薨逝を悼まれた光仁天皇寶龜二年二月の宣命（續紀第五十一詔）を拜誦すると、功臣を惜しませられた思召が、今に忝く偲ばれるのである。實に神人合體、君民和樂こそは美しい我が國風である。

(5) 祖先、親子、家族

オヤ、コ

オヤ（親）とコ（子）とは、相對した語である。而してオヤはミオヤ（御祖）とかトホツオヤ（遠つ祖）とか云ふ場合には、祖先の意となり、コはウミノコノヤソツヾキ（生子八十連屬）とかウミノコノイヤツギ〱などと云ふ場合には、おのづから子孫の意ともなる。此のオヤと云ふ語は、琉球語ではウヤであつて、其のウは、我がオ（御）に相當する Honorific prefix であるから、ヤに本來の意味が有る。さうすると其はヤ（家）と同一語で、家主たる意で、親の意となつたのかも知れぬ。ウヤマフ（敬）といふ動詞、ウヤ〱

シ（恭）といふ形容詞が、昔から今に至る迄行はれてゐるのを考へると、我が古語にもウヤといふ名詞が存在したであらう。親指、子指のアントニムから見て、親に大の意が有るから、コ（子）は小の意であらうが、オヤの古形をウヤとすると、コの古形も琉球語の母音關係から推して、クであつたかも分らない。

チ、、ハ、、其の他

　オヤは Parent の意であるから、性別には、チ、（父）ハ、（母）の語がある。此の二語が本となつて、直系尊屬の方で、オホヂ（祖父、大なる父の意）オホバ（祖母、大なる母の意）の語が生じ、傍系の方でヲヂ（伯叔父、小なる父の意）ヲバ（伯叔母、小なる母の意）の語が生じたのである。直系卑屬の方で、子の子はマゴ又はウマゴ（孫）である。自己の同胞で、年上の者がアニ（兄）アネ（姉）で、Ani と Ane とが母音の違だけで性別を示してゐるのは注目すべきで、元は同一語であつたらしい。年下の者がオト（弟）イモ（妹）であるが、此は相互に音韻上の密接な關係は無く、其の含んだ母音を見ると、而もかなり後れて生じた語らしい。兄弟姉妹の子を指すヲヒ（甥）メヒ（姪）の二語は、ヒが共通し、語頭音のヲ、メに性別を示してゐるから、對立した語である。それから夫婦を意味する語に、ヲ（夫）メ（妻）があり、（熟語としてはメヲ）又夫から妻を指し、妻か

ら夫をさしても、同じくツマと稱した。倘、夫妻の義にイモセといふ語があるが、其のセは兄の意の古語で、今も關東方言に殘留してゐる。イモは妹と同語である。而してかやうな一切の家内を引括めて云ふ語に、ウカラ若しくはヤカラ（族）がある。

右の諸語で、基本的なのは、チ、とハ、とである。チ、は元來チ一音の語であつたらしく、應神天皇の時、國栖（クズ）人が來朝して謠つた詞の中に、「まろがち」といふのがある。マロは我とか己とかの意であり、ガは助詞のノに當り、チは父で、こゝは天皇の事を親しんで申上げたのである。此のチはイカツチ（雷）ミヅチ（虬）などのチも同樣で、尊嚴なものを指したのであるが、又一方大戸之道尊（オホトノチノミコト）、大戸之邊尊（オホトノベノミコト）の如き神名に見るやうに、ベが女性の意を有するのに對して、チは男性の意を持つのである。つまりは此のチは血、乳などとも語原を同じうしてゐると思はれる。チ、を支那語（廣東語）の Te（爹）に基づくとする說もあるが、容易に贊し難い。ハ、は古くはF音であつたらしく、更に溯つてはP音であつたらしい。是も本來は一音であつたかも知れぬ。今、ハ（葉）をハツパと云ふことのあるのから、さう類推せられるのである。A vocabulary of the most ancient words of the Japanese language. に次の如き註がある。

papa, a mother. This word is remarkable, for most languages possessing it or a similar one use it to denote, not mother, but father.

此は頗る興味の有る考說である。英語の Father 獨逸語の Vater 羅甸語の Pater といふやうに、（漢字も父(フ)）P, V, F などの語頭音を帶びた語で、親を意味する語の行はれるのは、我が國のは其等と直接の緣故が無いにしても、心理的には、一脈相通じてゐるのであらう。日本外來語辭典の母の註に、白鳥庫吉氏の說として、サモエド語の Apa, Afu（姉の義）などが示してあるが、さう云ふ語と何か交渉が有るのかも知れぬ。

父母の慈愛

父母が其の子に慈愛を垂れ、其の子を加護するのは、もと人情の自然から出たもので、此の上も無い尊い事である。

父母が、頭かき撫で、幸(サ)くあれて、（著者曰、「有れと」の意）言ひしことばぞ、忘れかねつる。

（萬葉集 卷二十）

と云ふ歌は、父母に暇乞して出かけた防人の詠んだもので、いかにも純な表現であると思ふ。又

家にして、戀ひつゝあらずは、（著者曰、「戀ひつゝあらむよりは」の意）汝(ナ)が佩(ハ)ける、刀(タチ)になりても、齋(イハ)

ひてしがも。(同集卷二十)

とあるのは、太刀となつてでも汝の身に着いて、無事を希ひ守りたいといふ親心の歌はれたもので、太刀を詠み込んだ點が、いかにも防人の父の作としてふさはしいのである。

親子の間柄は、殊に母と子とが親密であつた。其は上代の風習として、父たる男が、母たる女の家に通つて來る、生れた子は母の家で母の愛育を受けるといふ次第であるからである。古史に存する三輪式神婚神話に、通つて來る男の素性を、當の女が知らず、傍に追跡して、其を確めるといふ筋が有るのは、其の風習の反映とも見られる。だから生れた子が、母を知つて、父を知らないといふことも有り勝ちであつた。山城國風土記逸文の丹塗矢の神話で、玉依日賣が丹塗矢に感じて、男子を生んだ。其の成人した時、外祖父賀茂建角身命が、八尋屋を造り、八つの扉を堅め、八醞酒を釀して、神集へ集へて、七日七夜樂遊をせられたが、其の集つた中に、父たる人は居ないし、且又誰も知らなかつた爲に見える。殊に女の子は、母の膝下に養はれたもので、

たらちねの、母がよぶ名を、白さめど、路行く人を、たれと知りてか。(萬葉集卷十二)

此くのみに、戀ひば死ぬべみ、たらちねの、母にも告げつ、止まず通はせ。(同集卷十一)

たらちねの、母が手はなれ、かくばかり、すべなき事は、未だせなくに。（同集巻十一）

かういふ歌を味つて見ると、女の子は專ら母に附隨してゐて、其の名を呼ばれるのも、父よりは母の方が多かつたこと、漸く成人して、母親の手を離れて行つた事等が分るのである。

家庭

たらちねの、母を別れて、まこと我、旅の假廬（カリホ）に、安く寢むかも。（萬葉集巻二十）

此は防人（サキモリ）の詠んだ歌で、母に名殘を惜しんだ眞情が偲ばれるものである。

親子、兄弟の血族が集團的生活を營む、卽ち其がイヘ（家）である。イヘは有形的の住居（建築物）の意であると共に、家庭の意味にも使はれる。それは獨逸語の Haus の用法と似てゐる。House と Home とのやうな使ひ分けは無い。

一族

一家に限らず、一族（Family）は古語で、ウガラ、ヤガラと云つた。神代紀には、族の字に宇我邏（ウガラ）と訓註が加へてある。萬葉集註では、親族共の字をウガラドチと訓んでゐる。宣長は古事記傳巻四十に、ウガラは生族（ウマレカラ）、ヤガラは家族（ヤカラ）の意であらうと見てゐるが、飯田武鄕は日本書紀通釋巻六に、ウガラのウは内（ウ）の意としてゐる。カラは、トモガラ（輩）のカラも同樣で、予は此のカラに本體の意、卽ち Body の如き意があるものと考へる。（亡骸（ナキガラ）のカラ、體（カラダ）のカラの如く。）それで

ウガラ、ヤガラは血族團體の意味に用ゐられてゐるものと思ふ。上代に於ては、二男以下が分家すると云ふ事が少かつたらしいから、同じイヘに住んだヤガラの數の多いのが常例であつたらう。それは今も飛驒國の僻邑には、數十人の大家族が一家を成してゐる所がある。又分家しても、先祖以來の屋敷を分割して、お互に隣近所に住居するのを常とするから、現に東京の近郊に於ても見る如く、軒並同苗であるといふやうな間柄であつた。宗家は支族を保護監督し、支族は宗家を憑みにして、何かに寄り合つて生活をするのであるから、我が國位家族主義を以て古今を貫いてゐる國は珍しいであらう。此の家族主義は、敬神、崇祖の信念を以て支へられ、一定の土地を必要とする農の如き生業とも結合して、發源し、繼續してゐるので、そこに大に意義がある。さういふ民族であるから、個人主義が家族主義を凌駕する筈はない。

家族主義

相續

家族制度上、重大な問題は、相續の事である。今日法律上の規定は、ともかくとして、常識上、嫡出の長子が家督相續をするのを誰でも當然と考へてゐる。處が上代に於ては、必ずしもさうと限つて居ない。試に古史古話に徵するに、大國主神にしろ、彥火々出見尊にしろ、長子では無い。即ち幼子（若しくは末子）が兄を超えて成功した事件を以て說話

のモーティーフとしてゐるので、此の如きは全く上代の社會現象を反映してゐると見るの外は無い。此の事は實は世界的である。バーリンググールドの A book of folk-lore. には數種の例話を擧げ、且古代希臘に於て、クロノス（Kronos）とツォイス（Zeus）とに關するヘシオッド（Hesiod）の物語に徴して、Youngest son の運命の卓越な思想を看取し得ると言ひ、又末子相續の慣習がナポレオン法典（Code Napoleon）の優勢な日耳曼（バーデンに於ける如く）に存してゐると說いてゐるのは、頗る傾聽すべきである。洵に畏多いが、我が皇室の御系譜を見ても、神武天皇には、同母の御兄君が御三方もいらせられた。又綏靖天皇は神武天皇の第五皇子で入らせられるし、懿德天皇や孝安天皇や孝靈天皇や開化天皇や皆兄君が在したのである。尙、崇神天皇は開化天皇の第二皇子でおはしまし、垂仁天皇は崇神天皇の第四皇子でおはしました。上代の皇位繼承がさういふ風であつたといふ事實は、民間の相續上の慣習も亦同樣であつたと推定するに十分であらう。(此の問題は、既に太田亮氏の日本古代史新研究の如きにも論及せられてゐる。)

以上の言、おのづから我が民族が骨肉相親しみ、一族相睦み、隣保相和し、延いて國家の大を致した事に及んだが、是畢竟血族的團體であるからである。祖先崇拜の大義が古今

遍ねる所無く行はれてゐるからであらう。祖先崇拝といふ事は、元来人の情誼に基づいた事であるから、特に母親が幼児を哺育して、其身同様の思をしつゝ愛護するが如き、又児の方ではひたすらに母を慕ふが如き、斯る自然的な純真な感情の発露で、随つて宗教的性質を有する Ahnenkult は、何国、文化の程度、何民族の間にも発達するのである。さうして古代の印度や支那にも夙に行はれたし、欧洲の古い国々にも其の事が認められる。併しながら我が国にあつては、もと／＼血族的集団たる関係上、其の精神に牢乎として抜くべからざる基礎を有し、大篤に醇化せられつゝ国民道徳の根本となつたといふ點に、非常な意味が存するのである。

昔穂積八束博士は、我が国が神国たる真意義は、全く祖先崇拝国たるに帰するといふ言を爲された。是は最も適切な見解である。即ち、

神国とは民族祖先の神霊を崇拝するの国を謂ふ。（中略）廣く謂へば、我が国は民族過去の祖先皆神たるの意義に於て神国なり。過去幽界の祖先の威霊は、現在子孫民族を保護するの意義に於て神国なり。一个の子孫民族は、過去祖先の威霊を仰ぎ、之を中心として、家国鞏固の団結を為すの意義に於て神国なり。家に祖先あり、国に天祖あ

り、家長の位は、祖先に代りて其の子孫を保護するものとし、萬世一系の皇位は、祖宗に代り民族を保護し給ふものとし、之を神靈なりとして崇拜するの意義に於て神國なり。家國の基礎、國體の尊嚴、忠孝の大本、皆祖先の神靈を崇拜するの一義に歸するの意義に於て神國なり。（大日本神祇史序文）

と云ふのである。タイローアの左の言も大に參考となる。

Manes-worship is one of the great branches of the religion of mankind. Its principles are not difficult of understand, for they plainly keep up the social relations of the living world. The dead ancester, now passed into a deity, simply, goes on protecting his own family and receiving suit and service from them as of old; the dead chief still watches over his own tribe, still holds his authority of helping friends and harming enemies, still rewards the right and sharply punishes the wrong. (Primitive culture.)

祖先の意志

抑〻子孫の行爲は祖先の敎命に基づく。換言すると、祖先の委任する所を、唯〻として子孫が行つて行くのである。かう云ふ崇祖の精神が古史に徵せられる。諸冉二尊が此の國

にお降りになつたのも、天神の思召に叶つたのである。（神代紀一書）皇孫瓊々杵尊の御降臨も、高皇產靈尊の御意志に發したのである。祝詞の文面で見ると、代々の天皇が神祇の祭祀を行はせられるのも、皇親神（神漏岐命、神漏彌命）の詔命であると解せられる。かういふ古傳は實に尊いことである。

又天照大神が御手に寶鏡を持たせられ、之を天忍穗耳尊にお授けになつて、言祝いで、「吾兒此の寶ノ鏡を視まさんこと、當に吾を視るが如くすべし。與に床を同じくし、殿を共にし、以て齋鏡とすべし。」と仰せになつた。（神代紀一書）畏くも此の神勅に祖先崇拜の大義が含有せられてゐるのである。此の御鏡に大神の御精神が籠つていらせられる、御鏡は永久に大神の御靈代でおはしますといふ、さういふ信念が祖先崇拜の核心である。所謂形見（記念）の思想に、必ずしも品物のみに限らぬ。或事蹟でも、父祖の遺風を慕ふ種になるものは、皆形見である。

眞草刈る、荒野にはあれど、黄葉の、過ぎにし君が、形見とぞ來し。（萬葉集一）

と、柿本人麿が詠じたのは、輕皇子が御父草壁皇子の遊獵せられた遺蹟を追念せられて、安騎野にお出ましになつたのに感激した作である。

又神武天皇の四年春二月に、詔せられるには、皇祖の靈が天降つてお助けになつた。今や諸の虜が平ぎ、海内が事無きに至つた。故に天神を祀つて、大孝を申べなければならぬと。さう仰せになつて、靈畤を鳥見山中に立てゝ、皇祖天神を、お祭りになつたのである。（神武紀）此の如く神武天皇が建國の當初、皇祖大神を御親祭になつたのは、先づ祖先に報謝する道を垂れ示されたもので、當時の臣民の大に感泣した所であらう。實に先祖の祭祀は、孝道の大本である。尤も祖先の祭祀は儒教の方面の如きでは頗る濃厚な思想が認められる。例へば中庸第十九章に、

子曰。武王周公。其達孝矣乎。夫孝者。善繼人之志。善述人之事者也。春秋脩其祖廟。陳其宗器。設其裳衣。薦其時食。宗廟之禮。所以序昭穆也。序爵。所以辨貴賤也。序事。所以辨賢也。旅酬下爲上。所以逮賤也。燕毛所以序齒也。踐其位。行其禮。奏其樂。敬其所尊。愛其所親。事死如事生。事亡如事存。孝之至也。郊社之禮。所以事上帝也。宗廟之禮。所以祀乎其先也。明乎郊社之禮。禘嘗之義。治國其如示諸掌乎。

とあるのなどは、委曲が盡されてゐる。併し祖宗の神靈は子孫を加護し、子孫は何處迄も

祖宗を信憑して、其の恩頼を蒙るといふ信仰の強烈な點に於て、我が日本精神は、儒教の形式的儀禮を主とするものよりも、遙に人間味に富み、情的で温みがあると考へる。

(6) 愛

異性愛

神婚傳説

丹塗矢

異性愛に關する上代人の思想を考察するには、先づ古史に含まれてある神婚傳説及び求婚傳説を吟味することを要する。神婚傳説の一例には、神武紀に存する。三島溝咋の女勢夜陀多良比賣が、容姿が麗しかつたので、美和の大物主神が之に感で、丹塗矢と化つて近づかれる。比賣は其の矢を持つて來て、床に置くと、矢は忽ち麗しい男となり、比賣に婚して、やがて富登多々良伊須々岐比賣命又の名比賣多々良伊須氣余理比賣がお生れになつたと云ふ話である。女子に近づかうとする神が、一旦、矢の如き器物の形態を取るのは、神話、傳説に有りがちのモーティーフたる Metamorphosis の思想で、それが愈々成婚に進んとするや、人間的體貌に還元せられるのである。此の如く、神人の肉體的結合の可能は、上代人の思想としては、さも有つたであらう。其は神人靈感の信仰は、同時に神人肉交の

聯想を致してしたであらうと思はれるからである。又應神記所見の天之日矛(アメノヒボコ)に關する傳說中に在る一話は、一賤女が晝寢した時姙(ハラ)んで生んだ赤玉が、日矛の手に得られると、美しい嬢子(ヲトメ)となつて、其の嫡妻とせられたとある。此は右の丹塗矢傳說程、完全な筋を備へてゐ

赤玉

ないけれども、やはり神婚傳說的であつて、丹塗矢が男神の變形たるに對して、赤玉は女神の變形たる關係に在る。矢が男性的で、玉が女性的であることは、自ら首肯せられる所

フェティシズム

で、そこに上代人の庶物崇拜（Fetishism）の思想が働いてゐると考へられるが、一方に於て、Phallic worship の觀念が潛在してゐるとも見られるのである。而して此の神婚傳說

三輪式

の最も特色の有るのは、崇神記の活玉依毘賣(イクタマヨリビメ)に關する所謂三輪式である。それは容姿端正な活玉依毘賣の許に、威儀無比なる神壯夫(カミヲトコ)が、夜毎に通つて來る。やがて女は姙む。父母は其の男を知らうとして、女に誨へるには、赤土(ハニ)を床に散らし、卷子(ヘソ)の紡麻(ヲ)を針に貫いて男の襴(スソ)に刺せと。そこで其の通りにして、早旦に之を見ると、殘つた麻(ヲ)は三勾(ミワ)だけであつた。絲を迹つて尋ねて行くと、美和山の神社に至つた。通はれた神壯夫は大物主神であつたのである。（故に其の地を美和と謂ふとの地名傳說も結びついてゐる。）此は前の丹塗矢と化(ナ)られたのと同じ神であるが、此の傳說では、神が人間的に現はれたのである。

尙、崇神紀には、箸墓本緣譚たる別個の神婚傳說が存するが、神はやはり大物主神である。其は倭迹々日百襲姫命の許に神が通はれたが、夜ばかり來て、晝は姿をお見せにならぬので、姫は神に、はつきりお顏を見ないから、暫くお留りになるやうに、さうして明日美麗な威儀を仰ぎたいと請られると、神は其は尤な事である。それでは明日汝の櫛笥に這入つて居らう。併し吾が姿を見て驚いてはならぬと制せられる。處が姫は不思議に思つて、夜の明けるのを待つて櫛笥を覗かれると、下紐位な麗しい小蛇があるので、大に驚かれる。神は恥ぢて人の形に化り、虛空を踐んで御諸山に登られた。姫は之を悔い、慌てゝ坐らうとして、箸で陰を撞いて、到頭薨ぜられた。其の墓を箸墓と呼んだといふのである。此の傳說では、神の變形が蛇とせられてゐる。廣い語を以てすると、動物とせられてゐるのである。神が假に動物の形態を取つて、女子に近づくといふのは、故高木敏雄氏も旣に其の比較神話學に例示せられたやうに、希臘神話のツォイス(Zeus)がオイローパ(Europa)に愛着するや、牡牛の形になつたといふ類がある。而して箸墓傳說は禁制破棄のモーティーフをも含んでゐる點は、諾冉神話や海宮神話に似てゐるが、此の方の、男神の禁制を女性が破棄した事は、右の兩神話の場合と正反對である。而も禁制破棄が夫婦離

間のモーメントとなつたといふのは、總て同樣である。

求婚傳說　如上の神婚傳說は、神人の結合を語つたもので、著しく超自然的要素を包含してゐるが、求婚傳說に至つては、兩性が共に人性其の儘に浮出てゐるものである。所謂妻覓の事は、既に大國主神の神話に見えてゐるが、該神話は、同神が、人文神であるだけ、人間味が强く、爲にさういふ說話が結びついてゐるのである。此の妻覓に於て、競爭者の存する時、所謂妻爭が生じるのである。其の折、戀の勝利は、優秀者又は勇者として成功する者の手に歸するのを常とする。大國主神が八十神と共に八上比賣を婚はれた時、八上比賣は八十神を斥けて、大國主神に從はれたのである。同神は尙、沼河比賣にも求婚せられた。かういふ場合に、嫡妻があると、男性が其の嫉妬を受けることも有りがちで、同神の嫡妻須勢理毘賣命に就いて、其の事が傳へられてゐる。それから男性に對する女性の方に、姉妹のやうな競爭者があると、美女の方が選ばれるといふのも自然的で、其れは邇々藝能命が、石長比賣と木花之佐久夜毘賣との姉妹に對して、醜い姉を斥けて、麗しい妹を娉せられたのに徵せられる。（古事記に據る。） 右の如き神話の趣は、後の傳說に幾つも存する。神武記の、七媛女の中から伊須氣余理比賣を選び覓かれた說話もそれである。大久米命

（妻覓）（妻爭）（嫉妬）（七媛女の一）

が、

　倭の、高佐士野を、七行く、をとめども、誰をしまかむ。

と天皇に申上げ、天皇が、

　かつがつも、いやさきだてる、愛をしまかむ。

とお答へになつたのは、其の時の事である。又古事記の、宮主矢河枝比賣を得られた話もそれである。而して此等の處女に初めて出會はれたのは、いづれも途上偶然の事とする筋は、木花之佐久夜毘賣の場合と同様である。

春山の霞男

　尚一つ面白いのは、古事記に見える伊豆志袁登賣に關する求婚傳説である。此は戀の競爭者の多かつた點に於て、八上比賣の場合に似てゐる。其の競爭者中、指折の者は、秋山之下氷壯夫と春山之霞壯夫との兄弟で、恰も生と死との象徴である。此の際に兄は賭をしたが、弟の方が母の助力で伊豆志袁登賣を得たのである。處が、兄は賭の物償を拒んだ爲に、母の呪詛を受け、甚だしい不幸を招いた。其の詛は、伊豆志河の、河島の節竹を取つて、八目の荒籠を作り、其の河の石を取り、鹽に合へて、其の竹の葉に包んで、『此の竹葉の青むやうに、此竹葉の萎むやうに、青み萎め。此の鹽の盈ち干るやうに、みち干よ。

此の石の沈むやうに、沈み臥せ。」と言つたのである。此の呪詛も一要素であるが、美しい少男が戀の成功者となる點が傳說のケルンである。此の說話は、陽氣な春が、陰氣な秋よりも好きであるといふ上代人の思想の反映とも認められる。

萬葉集にも求婚傳說を取扱つたものが見える。卷一に、中大兄の三山(ミツヤマ)の御歌がある。此は女山(メヤマ)たる畝傍山に對して、男山(ヲヤマ)たる香山と耳梨山との二山が、妻爭をしたといふ古傳說（三山の性別は古義の所說に從ふ。）があつたので、其の爭の事は播磨國風土記にも載つてゐる。さうして「うつせみも、嬬(ツマ)を、あらそふらしき。」と詠じてあるので、上代に於て妻爭の事實の多かつた證になる。かういふ事は、地方傳說としてかなり夥しかつた爲に、詩材ともなつた次第で、卷三に、勝鹿眞間(カツシカノマヽ)娘子(ヲトメ)を詠つた山部赤人の長歌があり、卷九にも同樣の歌がある。此の眞間の手兒名(テコナ)は美人で、多くの男子から云ひ寄られたが、自ら身をはかなんで入水したと云ふ古傳說に據つたものである。此の趣は、卷九の菟原處女(ウナヒヲトメ)の事にしても、又卷十六の櫻兒(サクラコ)並に縵兒(カツラコ)の事にしても、同樣で、いづれも二人若しくは三人の男子に懸想せられた女子が、思ひ餘つて死んだといふラブ　ストーリーである。それで求婚者の成功を以てめでたく納る筋のものとは、形式の相違が有る。

以上縷述したやうに、上代人は種々な戀愛談を傳承してゐた。其の情趣はいかにもローマンティックであつた。マグハヒ（目合）といふ古語があるが、中山博士は之を男女相對(アヒタイ)づくの self betrothal と解された。（法制史論集）

以下主として萬葉人の體驗した戀愛心理を一瞥しよう。萬葉集卷九に、

したてる、片足羽河(カタアスハカハ)の、（著者曰、河の名を井上通泰氏の新考にはカタシハカハと訓む）さ丹塗(ニヌリ)の、大橋の上(ヘ)よ、紅の、赤裳すそびき、山藍(ヤマヰ)もち、摺れる衣(キヌ)きて、たゞ獨、い渡らす兒は、若草の、夫か有るらむ、橿(カシ)の實(ミ)の、獨か宿(ヌ)らむ、問はまくの、欲しき我妹(ワギモ)が、家の知らなく。

と云ふ頗る美しい歌がある。かういふやうに偶然眼に觸れた美人に對して戀情を持つ、それが戀の初である。中には間合に幼い少女をも、愛の對象とする場合もあるのが、

三島菅、未だ苗なり、時待たば、着ずやなりなむ、三島菅笠。（同集卷十一）

で知られる。氣永にしてゐたならば、他人に奪はれようも知れぬと氣遣つたのである。

概して上代人の戀愛は、精神的と云ふよりも、寧ろ官能的で、「玉藻(タマモ)なす靡(ナビ)き寢(ネ)しく」とか、「玉藻なす、依り宿(ネ)し妹」とか云ふやうな表現が用ゐられ、

蒸衾(ムシブスマ)、なごやが下に、臥せれども、妹とし宿(ネ)ねば、肌し寒しも。（同集卷四）

と云ふやうに謡はれてゐる。而も頗る現實的で、

こひ死なむ、後は何せむ、生ける日の、爲こそ妹を、見まく欲(ホ)りすれ。(同集四卷)

と云ふ類である。だから餘に煩悶するなら、寧ろ、死を以てしようとまで決心するのである。

わぎもこに、戀ひつゝあらずは、苅薦の、思ひ亂れて、死ぬべきものを。(同集十一卷)

戀は誠でなくてはならぬ。眞劍でなければならぬ。虚僞を挿むことは出來ぬ。それで、

念はぬを、思ふと云はゞ、大野(オホノ)なる、三笠の杜(モリ)の、神し知らさむ。(同集四卷)

想はぬを、想ふと云はゞ、眞鳥住む、卯名手(ウナテ)の杜の、神し知らさむ。(同集十二卷)

と神明に誓言まで立てるのである。

場合によつては、思が屆かないで、

伊勢のあまの、朝菜(アサナ)夕菜(ユフナ)に、潛(カヅ)くちふ、鰒(アハビ)の貝の、片思(カタモヒ)にして。(同集十一卷)

と、自ら怨み歎くことはあるにしても、固より熱烈な愛情に、物質慾の伴なふ筈は無いから、

玉敷ける、家も何せむ、八重葎、覆へる小屋(ヲヤ)も、妹(イモ)と居りてば。(同集十一卷)

と、贅澤を言はぬのである。後世の言種（イヒクサ）が夙に萬葉人の詠に見えるのは、人情は時（タイム）を超越してゐるとも云はれよう。

一夫多妻（Polygamy）といふ事は、上代に於て其の例が多いが、概して妻の方は、貞淑であつた。須勢理毘賣命が、大國主神に對して、吾は女であるから、あなたの外に、男も無ければ、夫も無いといふ意味の歌を詠ぜられてゐるので、能く分る。又弟橘比賣命が倭建命に代つて、走水で入水せられたのは、殊に烈女の典型として賞歎せられるのである。一般に夫婦間の愛情の濃密であつたことは、柿本人麿が妻の死を悼んだ歌を見ても知られる。防人（サキモリ）の物部龍（モノノベノタツ）といふ者の歌に、

大君の、みこと畏み、いでくれば、わぬ取着きて、（著者曰、「わぬ」は「我に」の意）言ひし子らはも。（著者曰、「子ら」は妻をさす）萬葉集（卷廿）

とあるのを見、又椋椅部刀自賣（クラハシベノトジメ）といふ女（防人の妻）の歌に、

草枕、旅行くせなが、（著者曰、「せな」は夫）まる寢せば、いはなるわれは、（著者曰、「いは」は家の意）紐解かず寢む。（同集同卷）

とあるのを見較べると、既婚者間の愛情は、頗る理智を交へてまじめになつてゐるのであ

る。

(7) 名

人名

人名は其の人の代表的符號であるから、古來大切なものと考へられてゐる。而して名は當人が自ら呼ぶ場合は尠くして、多くは相手方之を呼ぶのであるから、其の點から見て、予はナ（名）といふ名詞は、ナ（汝）といふ代名詞と、元來同一語で、而も用を異にしてゐるものであらうと思ふ。オホナムヂノ神を、延喜式に大名持と書き、萬葉集に大汝と書いた古人の用字法は、右の意味を以て理解せられるであらう。

先づ名を知らんと欲す

女子と名

交際上、人に接近しようとして先づ其の名を知らうとするのは、名を其の人の代表と見做する程大切なものであるからである。萬葉集劈頭第一の雄略天皇の御製に、岡で菜を摘んでゐる少女に對して、名を告（ノ）れと仰せになつてゐるのを見ると、其の意が分る。假令父母は知つても、恐くは敢許らはないからと、

雎鳩（ミサゴ）ゐる、磯回（イソミ）に生ふる、名告藻（ナノリソ）の、名は告（ノ）らしてよ、親に知るとも。（萬葉集卷三）

と、名を告ることを迫つた歌がある。女の身として、男に名を明かすことは一大事で、其に自己の身を委ねる事になるのである。斯の如く、名は特に女子に取つては、其生命と貴重の差が無い位であつた。だから一旦名を明してしまふと、女の身としては、頼む所は、ひたすら夫としての男ばかりである。其の意味が、

隼人の、名に負ふ夜聲、いちじろく、吾が名はのりつ、つまとたのませ。（同集卷十一）

といふ歌に、能く現れてゐる。

母、其の子に命名す

上代に於て、人名は其の母親之を命けるのを通例とした。垂仁紀に、「天皇、皇后に命詔らしめたまはく、凡て子の名は、必ず母なも名くるを、云々」とある通である。古い所では、豐玉姫が御子に彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と御名に名つた事が見える。（神代紀）前にも述べたやうに、幼小年期の子女に於ける關係には、母親の方には父子の關係以上であつたので、育兒上の全責任は母親に屬してゐた爲、かう云ふ風習もあつたのである。

命名法

本居宣長は上代の王等（皇子、皇女、男王、女王等）の御名に就いて、其の命名法を研究して、（古事記傳卅三）左の三種と考へたのである。

一、由縁に就いて、物の名などで命ぜられた場合

二、居ませる地の名を以て命ぜられた場合

三、美稱へて命ぜられた場合

而して其の證例を左の如く擧げてゐる。

垂仁天皇の御子火中に生坐し故に、本牟智和氣ノ御子と着られ、景行天皇の御子雙生坐るを、父天皇異み坐て、碓に誥し給へりし故に、大碓命、小碓命と申し、應神天皇は、生坐し時に、御腕に鞆のごとくなる御肉の坐ける故に、大鞆和氣命と申し、仁徳天皇と建内ノ宿禰の子と同日に生坐て、木兎と鷦鷯との祥ありしに因ッて、其祥を相易て、御子を大鷦鷯、建内ノ宿禰の子を木菟と名け坐し、清寧天皇は、生坐ながら御白髪坐ける故に、白髪命と申し、反正天皇は、御齒の奇びに坐しに因ッて、水齒別命と申しゝが如きは、由縁の物ノ名を取て着奉れりし證例なり。（中略）次に開化天皇の御孫沙本毘古王の、沙本に坐し、應神天皇の御子宇遲能和紀郎子の、山代の宇遲に坐し、仁賢天皇の御子春日山田郎女の、春日に坐し、雄略天皇の大后若日下王の、河内の日下に坐る、又此ノ天皇長谷宮に坐しゝ故に、大長谷若建命と申し、安康天皇は、

石上ノ穴穂ノ宮に坐る故に、穴穂ノ命と申せし類は、皆居ル地ノ名を負ヒ申せる御例なり。(中略)次に神武天皇、初は豊御毛沼命、又狭野ノ命と申せしを、後に天ノ下所知看て、神倭伊波禮毘古命、又神倭伊波禮毘古穂々手見命と申し、倭男具那王は、武キ御功によりて、倭建ノ命と申せる類は、美稱で奉れる御例たり。

宣長の此の考說は、大體に於て當を得てゐる。一體さういふ命名の由來に就いて古史に記載してゐる所は、地名の起原を語つたものと同樣に、名稱起原說明傳說に屬するもので、上代人の思想や信仰の反映せられてゐるものが尠くない。

これから名は重んずべきものであつたから、高貴な方の御名を後世に傳へる爲に、御名代を設定せられた事がある。中田薰氏は此の現象を名の相續の思想とせられた。即ち「無嗣名絶」が其の根本思想であると云ふのである。(法制史論集)栗田氏の氏族考證に、

御名代とは、まづ天皇又皇后、皇子等など、御子坐サざる時に、其御名を後世まで遺さむ爲に、其御名を負せて、某部と云物を立テ置るゝなり。故レ又之を御子代とも云り。

とある。其事は、例へば仁徳記に、大后石之日賣命の御名代として、葛城部を定められ、(葛城は大后の御里であつたからである。)又太子伊邪本和氣命の御名代として壬生部を

定められたといふ類である。（宣長は、壬生部は御產部で、生坐る時の御產殿に仕へる諸の部を云ふが、こゝに定二壬生部一とあるのは、後に此の御子の御產部と名を負せて、其の民戸を定め置かれるのであると註してゐる。）併し御名と部の名との一致したのは、他の例で首肯せられる。其は垂仁天皇の時に、御子の伊登志和氣王は、御子が無かつたから、御子代として、伊登志部を定められたといふ如きである。（垂仁記割註）

名は亦名譽を意味する。殊に男子に取つては、名は身命以上に重い。

　士やも、空しかるべき、萬代に、語りつぐべき、名は立てずして。（萬葉集卷六）

と、山上憶良が病床で吟じたのは、男子として尤な事である。此の憶良の如きは、既に「蓄二於竹帛一」（淮南子本經訓）と云つたやうな、支那思想の影響も受けてゐたらうけれども、やはり凜々しい日本男子的の氣象が具つてゐたものと見なければならぬ。憶良の此の歌に追和して、大伴家持は次の如く詠じてゐる。（同集卷十九 慕レ振二勇士之名一歌一首幷短歌）

　ちゝのみの、父のみこと、はゝそばの、母のみこと、おほろかに、情盡して、念ふらむ、其の子なれやも、ますらをや、空しくあるべき、梓弓、末振起し、投矢持ち、千

尋射わたし、劍刀(ツルギタチ)、腰に取佩(ハ)き、あしひきの、八峯(ヤツヲ)ふみ越え、差任(サシマ)くる、情障(コヽロサヤ)らず、後の代の、語りつぐべく、名を立つべしも。

反歌

ますらをは、名をし立つべし、後の代に、聞きつぐ人も、語りつぐがね。

此は雄々しいますらを心を奮ひ起すのを勸めたのであるが、名の重んずべきことを中心思想としてゐる。是が單に一身の名譽に止らず、延長せられると、一家の名譽といふ事に及んで來る。同じ家持の作の喩レ族(サトスヤカラヲ)歌(ウタ)(同集廿)に、左の如く、家名尊重が强調せられてゐる。

ひさかたの、天(アマ)の戸開き、高千穗の、嶽(タケ)に天降(アモ)りし、すめろぎの、神の御代より、はじ弓を、たにぎり持たし、眞鹿兒矢(マカコヤ)を、たはさみ添へて、大久米(オホクメ)の、ますらたけをを、先に立て、靫(ユキ)とり負(オ)ほせ、山河を、岩根さくみて、ふみとほり、國覓(クニマギ)しつゝ、ちはやぶる、神を事向け、まつろはぬ、人をもやはし、はき淸め、つかへまつりて、あきづしま、やまとの國の、かしばらの、うねびの宮に、宮柱、ふとしり立てゝ、天(アメ)の下、しらしめしける、すめろきの、あまの日繼(ヒツギ)と、つぎてくる、きみの御代々々、隱

さはぬ、赤き心を、皇辺（スメラヘ）に、きはめつくして、つかへくる、祖（オヤ）の職（ツカサ）と、言立（コトダ）てゝ、さづけたまへる、生みの子の、いやつぎ〳〵に、見る人の、語りつぎてゝ、きく人の、鑑にせむを、あたらしき、清き其の名ぞ、おほろかに、心思ひて、虚言（ムナコト）も、祖（オヤ）の名断（タ）つな、大伴の、氏と名に負へる、ますらをの伴（トモ）。

反歌

しきしまの、やまとの國に、あきらけき、名に負ふ伴（トモ）の緒、心つとめよ。

劍たち、いよゝとぐべし、古（イニシヘ）ゆ、さやけく負ひて、來にし其の名ぞ。

先祖代々武を以て忠勤を勵んだ大伴氏の家名を、失墜しないやうにと、一族を教誡したのであるが、慷慨の口吻の見えるのは、一門の古慈悲（コシヒ）が、罪有つて任を解かれた折の事であつたからである。かう云ふやうに、一家の面目を云爲する精神は、家族主義の行はれてゐる我が國の如きで無くては、發源もせず、存續もしないであらう。

(8) 智力崇拜

思兼神

上代人は相當に思慮を重んずる風を備へてゐた。それは文化の進展につれて、益々其の度の加つて行つたことは勿論である。神代にオモヒカネノ神（記は思金神、紀は思兼神）といふのがある。宣長は古事記傳〈八〉に、之を解說して、

名義は書紀に、時有二高皇産靈尊息思兼神一有二思慮之智一と有て、思は萬葉〈三〉に、歌思辭思爲師と云る思にて、思慮なり。兼は兼にて、數人の思慮る智を、一の心に兼持る意なり。故國造本紀には、八意思金命ともあり。

と云つてゐる。かやうな抽象語を以て神性を示した神の在すことは注目すべきであるが、智力優越を謳歌した思想が能く分る。而して古言に、「神集へ集へたまひ、神議り議りたまひて、」（大祓詞）などとあるやうに、衆智を集める思想の古いことも認められるのである。萬葉集（巻十三）の語に、「爲むすべの、たづきを知らに、もののふの、八十の心を、天地に、念ひ足らはし、云々」とあるのを、鈴木重胤が解釋して、八十の心と云ふのは、八意

八十の心を思ひ足らはす

智力の勝利

と同樣で、一人の心であり乍ら、多數人の心のやうに、種々思ひ慮るのだと云つてゐる。事に應じて、十分に思慮分別するといふ考は、かういふ詞遣にも現れてゐるのである。

古來勇者傳說には、其の一要素として、智力の勝利を語つたものが多い。大蛇神話に於て、素尊が酒を以て大蛇を誘はれたことを始め、道臣命が神武天皇の勅を奉じ、陰謀を以て、八十梟帥の殘黨を討つた時、大室を忍坂に掘つて、伴れて行つた大來目部を虜と雜居させ、酒酣なる時、命が起つて諷ふのを合圖に、一齊に拔劍して虜を殲滅せさせられたことや、日本武尊の傳說に、尊が童女の姿に假裝して、梟帥に近づかれたことや、又出雲建を討たれた際、木刀と眞刀とをすり換へるといふ謀計を以てせられたこと（古事記に據る。）などがそれである。出雲建の事は、次のやうである。

卽ち出雲國に入り坐して、其の出雲建を殺らむと欲ほして、到りまして卽ち結友したまひき。故竊に赤檮以て刀に作り詐して、御佩かして、共に肥河に沐し給ひき。爾に倭建命河より先づ上りまして、出雲建が解き置ける横刀を取佩かして、「刀易せむ。」と詔りたまふ。故後に出雲建河より上りて、倭建命の詐刀（著者曰、木刀の義）を佩きき。於是倭建命「いざ刀合さむ。」と誂へたまふ。爾各其の刀を拔く時に、出雲建

詐刀を得拔かず、即ち倭建命其の刀を拔かして、出雲建を打殺したまひき。爾御歌(カレミウタ)よみしたまはく、

やつめさす、出雲建が、佩ける刀、黒葛(ツヾラ)さは卷き、眞身(サミ)無しにあはれ。

故(カレ)此く撥(ハラ)ひたひらげて、參上(マキノボ)りて、覆奏(カヘリコトマヲ)したまひき。(景行記)

素より人智は萬能で無い。殊に迷信の強かつた上代人は、人力の及ばない點は、占卜を以て事を豫知し、若しくは神助を仰いで功を收めたのである。

三学期

(9) 卜占、夢、神託、神憑、誓約、探湯

龍田風ノ神ノ祭の祝詞にかういふ謂はれが見えてゐる。崇神天皇の御時、頻年穀物が不作であるので、祟る神がある爲であらうと、卜(ウラ)なはせられたが、一向分らなかつた。天皇は神祇崇敬を怠らないのに、何の神がかやうに穀物を損されるのかお悟しありたいと誓約(ウケヒ)をせられた。さうすると御夢に、神託があつて、天乃御柱乃命(アメノミハシラノ)、國乃御柱乃命と名のられ、龍田の立野(タチヌ)の小野に宮を定めて祀るやうにとの事であつた。此が龍田神社の起である。此

の故事には、卜占、夢、神託、誓約等上代人の思想として考へて見なければならぬ事項がいろ／＼と含まれてゐる。

ウラ　卜占は今專ら名詞でウラナヒと云ふが、元來ウラが名詞で、活用のある語尾のナフが附いてウラナフといふ動詞が出來た。ウラナヒはウラナフの名詞形である。ウラは裏で、隨つて心の意である。ウラム（恨）ウラヤム（羨）等は皆此のウラを含んだ語である。ウラゴト（卜事）は意義としては物事を divine するので、術としては magic であるのは勿論である。

フトマニ　フトマニ（太占）の事は記・紀に見えてゐる。其の方法は鹿の肩骨をハヽカといふ木で燒き、其の割目を見て判斷するのである。語義は、フトは固より美稱、マニはマニ／＼（隨）のマニであらう。北米印度人は、豪猪（ヤマアラシ）(Porcupine) の扁平な骨を火中に投入し、其の色によつて、豪猪の獵の成功するか否かを判斷するといふ例がタイローアの原始文化に出てゐるが、能く似てゐる。アストンの Shinto にも、此の慣習に就いて次の如く述べてゐる。

This practice is known not only to the Chinese, Kalmucks, Cherkeses, and other races of North-Eastern Asia, but to the ancient Germans and Greeks.

我が國に於ける此の技は後に支那式の龜卜に變つてしまつた。尙、民間で行はれた卜法は種々あつた。琴占、夕占（後世の辻占に相當する。これに足卜といふ事をした。萬葉集『卷』に、「月夜には、門に出立ち、夕占問ひ、足卜をぞせし、行かまくを欲り。」といふ歌がある。又石占といふ事も同集に見える。）などである。委しく伴信友の正卜考に考證してゐる。

夢

ユメ（夢）は夜目の義といふよりも、寢目の義であらう。睡眠を古語でイと云つた。睡眠中に見るのであるからイメであらう。夢見の如何を氣にし、又夢の告を信じるといふのは、太古に於ては、後世以上であつたらうと思ふ。神武紀に高倉下といふ人の夢の事が載つてゐる。其の夢の次第は、天照大神が武甕雷ノ神に仰せられるには、葦原の中つ國が猶騷がしい。汝は征伐せよと。神はお詫へするやう、私が參ります代りに、國を平げた劍を下したら、自然に平ぎませうと。大神はそれでよいと仰せになつた。時に神は高倉下に、自分の劍は韴靈と云ふが、今汝の庫の内に置くから、取つて天孫に奉れと語つたと云ふのである。此は奇瑞の方の夢である。

神憑、神託

神が Autointoxication になつた人體に乘り移つて神託を下される。之を神憑と云ふ。神

託(Oracle)の信仰の行はれたのは、必ずしも我が國だけでは無い。扨、仲哀紀に、神功皇后に神が託られた事が見えてゐる。此は古事記の傳承の方が委しい。仲哀天皇が香椎の宮にお出になつて、熊襲を討たうとせられた時の事で、天皇は琴を彈ぜられ、武内宿禰は、審神者となつて、神の命を請はれた。神功皇后に神憑があつた。西の方に寳の多い國があるから、其の國を賜はらうと云ふ神託であつたが、天皇は神を疑はれた。さうして、間も無く崩ぜられた。それから大祓をして更に神の教を請ふと、神は天照大神並に住吉の三柱の神である事が分つた。遂に新羅征討を決行せられたのである。播磨國風土記の逸文に、やはり新羅征討の折の事として、爾保都比賣命が國造石坂比賣命に懸つて託宣せられたと云ふ一件もあつて、神憑は通例女體に於て行はれる。さういふ女の方が神と人との媒となるのである。此の神憑なども云ふ事ばかりで無く、神道一般の事がシヤーマニズム系であると想はれる。序に云ふと、さういふ神憑の場合の神託の詞は、極めて古雅なものである。右の爾保都比賣の御教は、

好く我が前を治め奉らば、我善き驗を出して、ひゝらぎの八尋桙根底附かぬ國、をとめの眉引の國、玉匣かゞやく國、薦枕寳有る白衾新羅の國を、丹浪もて平伏け賜はむ。

と云ふのであつた。

一體 Divination と云ふ事は、心理學的に嚴密に言ふと、主觀的、直覺的のものと研究せられてゐる。さうして一、夢（Dreams）二、自己催眠（Autohypnotism）三、潜在意識の印象（Subconscious impression）四、巫術（Necromancy）といふやうに分類せられてゐる。卜占や神憑や畢竟するにネクロマンシイである。

ウケヒ

誓約(ウケヒ) (Oath) も古い風習の一つである。動詞のウク（請）の名詞形ウケに、更に活用を有する語尾のフが附いた其の名詞形であらう。 A vocabulary of the most ancient words of the Japanese language. に、

uku, to receive. Hence probably *ukepu*, to worship, to swear by.

とある通である。誓約の古い例では、天照大神が素尊に對して、何を以て汝(イマシ)の赤心を證するかと問はれた時に、素尊は誓約をしようと申出され、誓約の中に御子を生むに、吾が生む所女子たらば濁心が有ると思召せ、若し男子ならば清心が有ると思召せと云つて、相互に御持物を交換して御子を生ませられた事が古事記に見える。日本書紀には、盟の字がウケヒと訓んである。神明に誓はれる意と思はれる。さうして民間卜法がそれに伴なつてゐる

る。天皇は、嚴瓮(イツヘ)を丹生(ニフ)川に沈め、若し魚が大小となく醉つて流れることが、譬へば被(マキ)の葉の浮き流れるやうならば、必ず此の國を平定するであらう。若しさうで無かつたら、成就しないであらうと仰せられて、嚴瓮を川にお沈めになると、其の口は下を向き、魚は皆浮出て、水のまに〳〵喰喁(アギト)うたので、天皇は大に喜ばせられたと云ふのは、其の一例である。此の如く祈請に成否の豫占が結合してゐた。誓約から聯想せられる呪詛の事は、後に叙べよう。

探湯

誓約に關聯してゐるのは、クカダチ（探湯）である。此の語は金澤庄三郎氏が朝鮮語の kuk（湯）-chat（探る） に比較せられたやうに、朝鮮起原であらう。此は神明に誓を立てゝする一種の裁判法である。後の湯起請である。應神紀に、武内宿禰と弟の甘美内宿禰(ウマシウチノ)との是非曲直が分りにくいので、勅して、神祇に請(マヲ)して探湯(クカダチ)せしめられた。共に磯城(シキ)川の濱(ホトリ)に出て探湯をしたが、武内宿禰が勝つたとある。又允恭紀にも、姓氏の紊亂を糾す爲に、沐浴齋戒して盟神探湯(クカダチ)をせさせられた。實を得た者は何とも無く、實を得ない者は皆傷ついたとある。此の裁判法は Ordeal（獨逸語では Ordale で Gottesurteil である。） と稱して、古代のチュートン民族間にも存した。

(10) 罪、穢、禊祓、禁忌

祝詞の中に、六月晦若しくは十二月晦に執行はせられる大祓の詞がある。之を見ると、上代人の考へてゐた罪の觀念並に罪を除く方法即ち祓の思想が會得せられるのである。上代の用語例では、ツミ（罪）の意義が、今日よりも餘程廣かつた。古事記傳（卷十二）の宣長の說を摘錄すると、

凡て都美は、都々美の切まりたる言にて、古語に、都々美那久久、都々麻波受など云る都々美と一にて、諸の凶事を云。其は必しも惡行のみを云に非ず、穢又禍など、心と爲るには非で、自然にあることにても、凡て厭ひ惡むべき凶事をば皆都美と云なり。

と。罪の概念に、穢や禍が包含せられてゐるといふのは、最も妥當な見方である。尙、語原の說は寧ろ谷川士淸の倭訓栞に、「つみ、罪過をいふは、惡を積の義。」としてゐるツミ（積）の方が當つてゐるかも知れぬ。中田薫氏は蒙古語の Djime（罪過、非難）の如きと

天つ罪、國つ罪

比較して居られるが、元來さういふやうな語の移入せられた結果かも分らぬ。祝詞の文面では、罪が天つ罪と國つ罪とに二大別せられてゐる。天つ罪は、須佐之男命が天で犯された罪だから、此の類の罪を、後に此の國人がしたのでもさう云ふのであると、眞淵は見てゐる。天つ罪は、畔放、溝埋、樋放、頻蒔と云つた類で、大體農業に關係したものである。畔を破壞したり、灌漑用水の溝を埋めたり、溝の塞板を撤したり、重ねて種子を蒔いたりすることは、農事の防害で、大きな罪惡とせられたのである。國つ罪は、生膚斷、死膚斷の類で、生身や屍體を傷つけて、血の穢を見るのであるから、罪惡と考へられたのである。尚此の類には、男女の姦通も入れられ、又高つ鳥の災の如き災禍も加へられてゐる。（丁度大殿祭の祝詞に、「天の血垂飛鳥の禍無く」とある其の禍と同一である。）仲哀天皇の崩ぜられた直後に、大祓が行はれた事を古事記に徵すると、それには、罪の二大別をせずに、次の如く書いてある。

更に國の大奴佐を取りて、生剝、逆剝、阿離、溝埋、屎戸、上通下通婚、馬婚、牛婚、鷄婚、犬婚の罪の類を種々求ぎて、國の大祓して、云々

抑ゝ素尊の行はれた罪惡は、書紀本文に、大神の御田に對して、春は重播種子をし、畔を

贖罪

唾

毀ち、秋は天斑駒を川の中に伏せ、又宮殿を汚したりせられた。それが大神の岩戸籠りの原因となつた。其の後、諸神は尊に科するに千座置戸を以てせられ、鬚や手足の爪を抜いて贖罪せさせられたのである。一書には、尊に祓具を徴した。それで手端吉棄物、足端凶棄物がある。又、唾を以て白和幣とし、洟を以て青和幣として、解除へ竟へたといふ事も見えてゐる。此は澤山の科料を出して祓をせさせられた意である。古事記傳(九)に、

祓の二義

凡そ波良比に二あり。其一は、伊邪那岐大神の阿波岐原の禊祓の如し。一は此の解除(著者曰、千位置戸の件を指す。)の如し。是罪犯ある人に科せて、物を出し、贖するなり。かゝれば其事も意も二別なるに似たれど、本は一なり。書紀履中巻に、車持君に罪有二、負二悪解除善解除一。而出二於長渚崎一。令二祓禊一。とあるを以て見れば、犯ある者の波良比も、水邊に出て禊祓けり。(中略)さて罪あるにも穢あるにも、其重さ軽さに随て、同く波良閉するは、上代の法なり。さて其祓具を出さしむることは、今考るに二義あり。一には其祓に用ふる色々の物を科せて出さしむるなり。書紀に祓具と書れたる、具字を思ふべし。又以レ唾為二白和幣一云々とあるも、祓に用る物に取れり。又雄略巻に、歯田根命罪ありて、以二馬八匹大刀八口一祓二除罪過一とあり。(中

略）一ッには彼阿波岐原の禊祓の時に、御身に着たる物等を、盡に投棄たまへりし如くに、罪犯ある者も、身の穢たるなれば、其身に所有物も皆穢たるを、拂ひ棄る意にて出すなり。

と説いた。ハラヘもミソギも畢竟同一意義であること、ハラヘに出す物に、祓の料の物と、身より拂ひ棄てる物との二種有ることと等がこれで能く分る。

一體ハラヘ（祓）は動詞のハル（晴、張、墾）の第一活用形のハラに、更に活用の有る語尾フが附着して、ハラフとなつたので、元來四段活用だと想はれる。今の動詞「拂ふ」を較べてもさう想はれる。が、下二段活用として取扱つてゐる學者が多い。大祓詞に、罪の祓はれる狀を左の如く叙べてゐる。

高山の末、短山の末より、さくなだりに落ちたぎつ速川の瀬に坐す瀬織津比咩と云ふ神、大海原に持ち出でなむ。此く持ち出で往なば、荒鹽の鹽の八百道の、八鹽道の鹽の八百會に座す速開都比咩と云ふ神持ちかゝ呑みてむ。此くかゝ呑みてば、氣吹戸に坐す氣吹戸主と云ふ神、根國底の國に氣吹き放ちてむ。此く氣吹き放ちてば、根國底の國に坐す速佐須良比咩と云ふ神、持ちさすらひ失ひてむ。

クライマックスを用ゐた修辭で、壯大の氣があり、高古の調が備つてゐる。

ミソギ(禊)の最古の事件は、諾尊の古話に存する。諾尊は、崩ぜられた冊尊を追うて黄泉(ヨモ)にお出になり、其の視給ふなと止められるにも拘らず、其の變り果てられた御姿を御覽になり、意外にも汚い國(キタナ)に來たものだと仰せになつて、引返された。泉津醜女(ヨモツシコメ)が追ひかけて來たのを遁れてお歸りになり、穢を滌(ス)ひすてようと、筑紫日向小戸橘之檍原(ツクシノヒムカノヲドノタチバナノアハギハラ)で祓除(ハラヘ)をせられた。乃ち上つ瀬は甚だ速(ハヤ)い、下つ瀬は甚だ弱いと云つて、中つ瀬で滌がれた。(神代紀一書)汚穢を忌むのは、我が上代思想として特に顯著な事である。月夜見尊(ツクヨミノミコト)が保食神(ウケモチノカミ)をお殺しになつたのも、神が穢(ケガ)らはしいことをなさつたのを憤られたのに因る。(神代紀一書)それから一寸變つた方面でかういふ事もある。即ち世間からいろ／＼と噂を立てられた時には、人言(ヒトゴト)の穢に觸れたと考へられた。それでさういふ行にも禊の必要が考へられたのである。其の趣が、

君により言(コト)の繁きを、古郷の、明日香(アスカ)の河に、潔身(ミソギ)しに行く。(萬葉集卷四)

の歌に徴せられる。抑ゝケガレといふ語の本(モト)は、ケ(褻)で、形容詞としてケガシが出來、他動詞としてケガスが出來たと想はれる。ケガレといふ名詞は自動詞のケガルの名詞形で

あるが、ケガルは元來受身(パッシーブ)の言ひ方と想はれるから、古くはケガラエと云つたかも知れぬ。其のケガラエがケガレであらう。又ミソギのミは身で、(萬葉集に潔身、身祓の字が用ゐてある。) ソギはソヽギの略、ソヽギはスヽギと同語で、洗滌の意である。水を以て淨化する Purification. 又は Lustration. それが宗教的意義を持つことは、古代バビロニヤにも行はれたことで、又祓の字が示すやうに、支那にも存した風習であつた。

何かの行事を以て惡を除かうとすることは、原始民族にはとかく有りがちである。それが一方に於て、禁忌の風習をもなした。我が上代人が物事に緣起をかつぐといふ風のあつたのは、今も見る通である。素尊が高天原から追放せられた時、長雨が降つてゐた。尊は靑草を束ねて簑笠として、宿を諸神に請はれたが、誰も取合はなかつた。それからして、簑笠を着て人の屋内に入るのを諱むのであると傳へられてゐる。(神代紀一書)即ち Taboo の適例である。又神武天皇が、日に向つて虜を討つのは、天の道に逆つてゐる。日神の威を背に負ふ方がよからうと仰せになつたも、一種の禁忌である。(神武紀) 播磨國風土記に、麻打里(アサウチノ)の由來を述べて、二人の娘が或夜麻を打つた處が、麻を自分の胸に置いて死んだ。それでその山を麻打山と號けた。其の後其の邊の人は、夜になると麻を打たないと云

ふのである。是もやはりさういふ例である。

(11)農　耕

重農立國

現に我が國は、國民の三分の二が農を生業としてゐる位で、實に重農主義を以て立つてゐる事は、言ふ迄も無い。而も此の事たるや、今日に及んでゐる傳統的の諸事物中、最も重大な意義を持つものである。即ち天照大神が初めて稻其の他の穀物を御覽になつた時、此は蒼生（アヲヒトクサ）の生活の資源であると仰せになつて、播殖を始めしめられたといふ來歴があるからである。

稻作

此の農業中、殊に重要なのは古往今來稻作である。稻は何と云つても水田に作るのが主で、出來た米の味の如き、陸稻は到底是に及ばない。そこで水質の良否、水利の如何、田地の沃塉等が皆緊密な條件となるのである。隨つて又苗代の種蒔、本田の挿秧から、いよいよ秋の收穫に至るまで、手數のかゝる事は極めて多大である。そこで人力ばかりでも行かないから、神の加護に縋らなければならぬ。此く我が農業が敬神思想と結び附いてゐるといふ點が、如何にも日本的で、世界に類の無い事である。

神事

年穀の豐饒を祈請する祈年祭（トシゴヒノマツリ）は、今日重大な祭儀とせられ、又新穀を大神宮に獻られる神嘗祭と新穀を以て御饌（ミケ）、御酒（ミキ）を作らせられて、皇祖並に天神地祇を請饗せられる新嘗祭とも亦國家的重大祭祀である。殊に後者は、天皇御一代御一度の大禮に於かせられては、大嘗祭と稱へて、之を大規模に取行はせられるのである。廣瀨大忌祭（ヒロセオホイミノマツリ）は、灌漑用の水が甘くなつて米を美味にするやうに祈るのであるし、龍田風神祭（タツタカゼノカミノマツリ）は、風害の無いやうに祈るのである。又多くの神社で、正月に、粥占（カユウラ）をして、豫め豐凶を卜つたり、御田植神事と云つて、苗を神前に供へて祭つたりするのも、皆農業と神事との不可分を意味してゐる。

湯種

尙又、苗代に播く稻種を、湯種（ユダネ）と稱した。湯は固より當字である。五百（イホ）種と解する說もあるが、神を齋ひ祭つて蒔くのであるから、齋種（ユダネ）の義であらう。

湯種蒔く、新墾（アラキ）の小田を、求めむと、足結（アユヒ）は沾れぬ、此の川の瀨（セ）に。（萬葉集卷七）

青柳の、枝きりおろし、湯種蒔き、ゆゝしききみに、とひ渡るかも。（同集卷十五）

などで用語例が分る。後の歌の、青柳の枝を伐るといふのは、其の枝を挿して水口の神を祀る意と解せられて、興が有る。

水

上代人が灌漑用の水を重んじた思想は、祈年祭の祝詞に、水分（ミクマリ）の神々を祭る事が存する

ので分る。ミクマリは水配（ミツクマリ）の意と云はれ、分水嶺である。其處から水があちらこちらに流れ落ちて、溪流となり、相集つて大川となるので、天之水分神、國之水分神は此の水を掌る神祇である。廣瀬大忌祭の祝詞に、山口神々を祭つて、「山々の口より、さくなだりに下したまふ水を、甘き水と受けて」實（み）のりをよくして下さるやうに祈るのも、水の良否が稻作に大關係を持つと考へてゐた爲である。又前に述べたやうに、溝（ウナデ）や池を穿つて水利を圖られたことは、上代の史實として傳つてゐる。

田

田の良不良の觀念は上代人が夙に有した所である。神代紀一書に、日神の有せられた天安田、天平田、天邑幷田（ノムラアハセダ）は皆良田で、長雨や日照にも害が無かつたが、素尊の天樴田（ノクヒダ）、天川依田（ノカハヨリダ）、天口鋭田（ノクチトダ）は皆瘠地で、雨には流れ、日照には、焦（ヤ）けたと見えてゐる。是にはかなり後の世の思想が加つてゐるかも知れないが、とにかくさう云ふ思想の成りたちは古い。

ミトシロ

田に就いてミトシロといふ古語があるが、此は神功皇后紀に、神田の字をさう訓ませてあるやうに、神の稻を作る田である。ミトシロのトシロはトシシロで、トシは年穀の意であると見る說でよいと思ふ。

農民の勞苦

農夫の辛苦は、太古も今日見る通りで、田植、草取なか〳〵の辛勞である。新年祭の祝

新嘗

詞に、「手肱に水沫かき垂り、向股に泥かき寄せて、取作らむ奥津御年を云々」とあるのは、農民が水田に立つて、手や足を泥水で汚し乍ら働く状態を云つたので、昔から一入の骨折と考へられてゐたのである。

併し農民がともかく收穫を了へ、新穀を以て新嘗をする段に至つては、愉悦禁じ難きものがあつたらう。一體ニヒナヘは又オホニヘ（大嘗）といふ。ニヘはニヒアヘ（新饗）の約つた語と云はれてゐる。ニヒアヘのアを略したのが、ニヒヘである。天照大神が新嘗を聞召したといふのが最古の傳で、天稚彦が新嘗して臥したといふ事も見えてゐる。朝廷の年々の新嘗祭は畏いが、上代では下々に至るまで之を行つたので、神に供へ、人に饗し、自分も食べた次第である。萬葉集（卷十四）に、

にほ鳥の、葛飾早稲を、新嘗すとも、そのかなしきを、外に立てめやも。

誰ぞこの、屋の戸おそぶる、新嘗に、わがせをやりて、齋ふ此の戸を。

の如きが見える。此等に據ると、新嘗をする時には、忌み愼んで戸内に籠つた樣子が分る。新嘗に我が夫を遣ると云つたのは、村の里長の所とか郡家の新嘗祭などに、里民が集つた趣に解せられる。

米穀の収納には、骨が折れるわけでもあるし、又農作其の事が重大な意義を持つのであるにも拘らず、其の米をおろそかにし、又米を以て醸した酒を濫用することは、假令富豪にしても、許容し難い不徳とせられたのである。山城國風土記逸文に、伊侶具秦公(イロアハタノキミ)が稲を積んで富んで居たが、餅(モチイヒ)を的として弓を射たので、餅は白鳥となつて飛んでしまつたといふ傳説がある。豐後國風土記にも同一のタイプの説話が存し、尙結末に、水田が荒廢したとある。播磨國風土記には、伯耆の加具漏(カグロ)、因幡の邑由胡(オユコ)兩人が驕奢を極め、清酒で手足を洗つたりしてゐたので、公のお咎を受けたとある。上代人の奢侈は、かやうに米に關してゐたのである。

(12)武勇、刀劍崇拜

ヲ(男)とメ(女)
をとこさぶ、をとめさぶ

ヲ(男)とメ(女)とは相對的の名詞で、其が形容詞化すると、ヲヽシ、メヽシとなつて、ヲヽシは男らしく、勇ましく、メヽシは女らしく、物優しく、總て精神的のアントニムとなる。Männlich と Weiblich とが相對的であるのに似てゐる。上代語の「をとこさ

ぶ」「をとめさぶ」といふのも、青年が青年らしく、勇ましく、かひ〴〵しくいでたつ意であると共に、少女が少女らしく、優しく、美しく裝ふ意であつて、此の「さぶ」といふ接尾語には、身なりと精神との兩面が兼帶せられてゐると思ふ。

男性と勇健

男性は殊に心も動作も勇健でなければならぬといふ考は、上代人の齊しく持つた處であつて、其の意をタケ（古事記には健の省畫建の字、書紀には武の字を用ゐてゐる。）と云ふ名詞で表したのである。此のタケが形容詞としてタケシとなり、動詞としてタケブ並にタケルとなつたのである。予は此のタケは元來タカ（高）と同一語であらうと思ふ。

Taka→Take { Takeshi (a)
Takebu (v)
Takeru }

タケは神名や人名に形容詞的冠稱とせられてゐるものが頗る多い。古事記から數例を採つて左に擧げよう。

建依別（タケヨリワケ）　土左國の神號
建日別（タケヒワケ）　熊曾（クマソ）國の神號

建御雷之男神　伊邪那岐命の御子
建速須佐之男命　天照大御神の御弟
建御名方神　大國主神の御子
建沼河耳命　神沼河耳命（綏靖天皇）の別號
若日子建吉備津日子命　孝靈天皇の御子

神沼河耳命を建沼河耳命と申上げたといふのは、古事記を見ると、庶兄の當藝志美々命の不倫の行に對して、勇敢なふるまひをせられた事から起つた稱名である。其の時御兄の神八井耳命の方は臆病でいらせられたと云ふ。書紀に懦弱の字をツチナシと訓んだ所があり、續日本紀宣命（第十三詔）に揣の字を同樣に用ゐた所がある。ツチナシといふ古語は、全くタケシの反對である。タケブといふ動詞は、遷却祟神祠詞に、「荒び給ひ健び給ふ事無くして」と用ゐられ、萬葉集（卷十一）にも「ますらをの、思ひたけびて、」の如き例があつて、健く荒ぶる意であり、尚、ヲ（男）とコムパウンドになつて、ヲタケビ（紀に男建、紀に雄誥）といふ語も行はれてゐる。此は言動にをゝしい樣子を現すことである。タケルは、神武紀に八十梟帥とある。梟帥の訓詁に、多稽屢とあるから、古語に相違無い。動詞

ヲタケビ
タケル

のタケルの名詞形としては、タケリでなくてはならぬ道理であるが、終止形のタケルが慣用せられたのであらう。タケルは元來やはり勇猛の意であるから、倭建（日本武）と申すと美稱で、梟帥とあるのは惡強い一面から當てた用字法で、タケルといふ國語にぴつたりと合つた文字では無い。

武勇と忠君

神代紀に、經津主神を出雲に遣されることに評定のあつた時、武甕槌神が進み出て、豈唯經津主神だけが丈夫であらうかと、慷慨の辭氣を以て自薦せられたので、經津主神に配して遣されたといふ話が見えてゐる。さういふやうに、常にタケキ心を養ひ、事有るの日には、他に後れを取らず、振つてヲタケビするといふ、其の訓練が、大伴氏等の如き武を以て奉仕するグループを中心として行はれ、大和民族一般に及んで、君國に忠勤を勵むといふ大精神が成立つたのである。聖武天皇天平勝寶元年四月甲午の宣命の中に、

大伴、佐伯二氏の家訓

大伴、佐伯の宿禰は、常も云ふ如く、天皇が朝守り仕へ奉る事、顧みなき人等にあれば、汝だちの祖どもの云ひ來らく、「海行かば、みづく屍、山行かば、草むす屍、王の邊にこそ死なめ、のどには死なじ。」と云ひ來る人等となも聞召す。云々

と云ふ御詞があつて、大伴、佐伯二氏の忠君の家訓の事を仰せになつて居るが、更に大伴

家持は此の詔書を賀いで、長詠を賦した中に、家門の榮譽と自己の大決意とを高唱してゐる。

（前略）大伴の、遠つ神祖の、その名をば、大來目主と、負ひ持ちて、仕へし官、海行かば、水漬く屍、山行かば、草むす屍、大君の、邊にこそ死なめ、顧みは、せじとことだて、ますらをの、淸きその名を、古よ、今の現に、流さへる、祖の子どもぞ、大伴と、佐伯の氏は、人の祖の、立つる辭立、人の子は、祖の名絶たず、大君に、まつろふものと、言ひつげる、言の官ぞ、梓弓、手に取持ちて、劍太刀、腰に取佩き、朝守り、夕の守りに、大君の、御門のまもり、我をおきて、又人はあらじ、といや立て、思ひしまさる、大君の、御言の幸の、聞けば貴み。（萬葉集卷十八）

何と云ふ立派な庭訓であり、又何と云ふ堂々たる自信の言であらう。眞に懦夫をして奮起せしめるに足るものである。而してさういふ精神は單に名門の士だけのことでは無かつた。

防人と奉公精神

今日よりは、顧みなくて、大君の、醜の御楯と、出で立つ我は。（萬葉集卷廿）

と謡つたのは、下野國から出た身分の卑い防人であつた。一身を犧牲にするといふ奉公の

大精神は、寧ろ教へられないでも、自らにして感得してゐたであらう。かういふ結果を見るのは、敬神、忠君、崇祖、武勇等の思想が、渾然として合流してゐる爲である。例の家持が防人の身の上を思ひやつた歌を詠んでゐるが、頗る悲壯な感を催すのである。其は左の通である。

天皇の、遠の朝廷と、しらぬひ、筑紫の國は、あた守る、おさへの城ぞと、聞食す、四方の國には、人さはに、滿ちてはあれど、鳥がなく、あづまをのこは、出で向ひ、かへりみせずて、勇みたる、たけき軍卒と、ねぎたまひ、まけのまに〳〵、たらちねの、母が目離れて、若草の、妻をもまかず、あらたまの、月日よみつゝ、あしがちる、難波の御津に、大船に、眞梶繁貫き、あさなぎに、水手とゝのへ、夕汐に、楫ひきをり、率ひて、こぎゆく君は、波の間ゆ、いゆきさぐゝみ、まさきくも、早く到りて、大王の、みことのまにま、ますらをの、こゝろを持ちて、ありめぐり、事しをはらば、障はず、かへりきませと、齋瓮を、床べにすゑて、白妙の、袖をりかへし、ぬばたまの、黒髪しきて、長き日を、待ちかも戀ひむ、愛しき妻らは。（萬葉集廿）

東國の壯丁が武勇の名を博してゐた事が、これで能く分る。出征者の健氣な狀態にさる事

ながら、一面其の家族的私情から見ると、固より一掬の涙が灑がれるわけで、其の點が右の作に取扱はれてゐるのである。

武を以て立つ人に取つて、武器の尊ばれる事は當然である。弓矢は夙に使用せられ、狩獵の具としても永く行はれたが、取分け太古以來尊重せられたのは刀劍である。之をツルギと云ひ、タチと云ふが、ツルギは本居宣長の說では、ツムガリ（物を截斷貌を云ふ）の約つた語とし、其の他にも變つた說が有るけれども、ツルギは元來コムパウンドの語で、キの方に刀劍の意が含まれてゐるものと思ふ。それで新井白石の東雅等に、「凡物の鋒刄あるをば、キといひけり。」と提示して、

鉎といひ、錐といひ、釘といふの類、其鋒あるをいふなり。鑽讀みてキルといふも、亦此義によれり。鐇といひ、斧といひ、鋤といふの類は、其刄あるをいふなり。斬讀みてキルといふも、此義によれるなり。

と註してゐるのが、頗る參考に資するに足ると考へる。タチは白石以下の諸家の說が、殆ど動詞タツ（斷）の名詞形としてゐるのでよいかも知れぬ。併しツルギもタチも其の語原は熟考を要するのである。刀劍をミハカシと敬語にいふのは、ハク（佩）といふ動詞を本

としたもので、恰も「御執らし」を以て弓の事とするのと同じである。

諸尊の十握劒

刀劒の逸品は、所謂切れ味が優れてゐるから、其の威力が崇拜の起因となる。諸尊の神話（書紀一書に據る。）に、諸尊は、冉尊が火神軻遇突智の爲に焦かれてお隱れになつたのをお歎きになつて、十握劒を拔いて火神を三段に斬らせられた。其が各〻神と化られたのであるが、同時に劒から滴る血が、左の如くいろ〳〵の神となられたのである。

刄の血＝五百筒磐石（經津主神の祖）
鐔の血＝甕速日神（武甕槌神の祖）熯速日神
鋒の血＝磐裂神、根裂神、磐筒男命、
頭（柄のこと）の血＝闇龗、闇山祇、闇罔象

かう云ふ思想は、上代人が刀劒の威力を崇拜した結果に外ならぬのである。

神劒

素尊が十握劒で八岐大蛇を斬り殺された時、其の尾の中から神劒を得られ、私すべきに非ずと天神に獻上せられたが、其は畏くも熱田神宮に齋はれ給ふ所であることは、申す迄も無い。さうして其の十握劒は蛇之麁正と號けられて、今に官幣大社石上神宮に配祀してある。此の石上神宮の主な祭神は、韴靈といふ劒である。此は熊野の高倉下が、夢の告

で得て神武天皇に奉つた神劍である。さういふやうに刀劍崇拜の様、之を神として奉祀するといふ習であつた。地方傳説にも、靈劍崇拜の古話が存する。播磨國風土記に、昔苫編部犬猪(イヌヰ)が、丸部(ワニベ)具也の屋敷址から得た劍は、柄は朽ちてゐたが、刄は錆びずして鏡のやうであつた。鍛冶を呼んで其の刄を燒かせると、屈伸することが蛇のやうであつたと云ふ。是には大分怪異的分子が含まれてゐるが、由來崇拜的觀念には、神祕的思想は附き物である。

(13) 言　靈

言靈

我が國の一つの特徴を稱(タヽ)へた古語に、「言靈(コトタマ)の幸(サキ)はふ國」といひ、「事靈の佐(タス)くる國」と云ふのがある。此の言靈を、契沖は、「いふ詞に靈驗あるなり。」と解し、鹿持雅澄は、「いひ出る言のはに、自然微妙靈德(クシビナルミタマ)あるをいふ。」と見てゐるので、其の意は大體通じる

諸家の説

けれども、尚仔細に諸家の説を檢するに、契沖は代匠記總釋雜説に、我が國語の音韻の詳雅な事を説き、言語を尊重する國柄である事を言つて、萬葉集の歌は多く神語を存してゐると述べてゐるが、此は上代人の言語崇拜の精神に觸れたものである。富士谷御杖は古事

記燈大旨の言靈辨に於て、此の事を詳論してゐる。以爲らく、直言は中心に徹し難いから、神氣の妙用を旨とする。即ち倒語する時は神がある。是が言靈であると云ふのである。而して此の倒語と云ふのは、「いふといはざるとの間のもの」で、物事を直截に判然と言はない、即ち所思を語るが如くにして、然らず、其の上を指す如くにして、然らざるものだと説いてゐる。それで直言と倒語との關係を、

直言 ｝相反する
倒語 ｛諷
　　　 歌――諷の一段遠いもの

とし、直を靈として、言に發するのであるから、言から所思を忖度するのを、言靈の助け幸はふと云ふので、つまり言外の所思が言靈であると云つてゐるのである。此は餘程哲學的思索に傾いてゐるが、彼の所説は、神武紀に諷歌倒語とあるのから感得したのである。彼が言語の妙用を強調したのは良いが、言外の餘情を言靈であるとする根本原則から、萬葉集の歌を解釋してゐるのには、かなり無理が有ることを注意しなければならぬ。熊谷直好は古今集正義總論補註に於て、言靈論に及んでゐるが、言語に神靈があるといふ如き契

沖の考などに賛せずして、寧ろ眞實の事を直言せず、一種のあやを以て問答する如きを意味するとしてゐるのは、御杖の說に近い。而して彼は進退に滯らない自然の音調の妙を以て、言靈の幸と考へ、枕詞や序歌の存在を其の證としてゐる。雅澄は尚、古義中に、言靈(コトダマ)徳用(サキハヒ)一卷をものして、國語尊重論を高唱したが、言語の神靈の作用を重視したので、契沖說の系譜を引いてゐる。

語の魔術的能力

此の如く諸家の說には、見方からかなり差異が生じてゐるが、契沖や雅澄のやうに、主として言語の神聖を說いたものと、御杖や直好のやうに、主として言語の妙用を說いたものとの二派と認められるが、歸する所は、古語の尊重である。凡そ此の言靈といふ事は、上代人が神々しい語の魔術的能力を信じた所から起つたのである。かやうに言語の活用(ハタラキ)を畏敬し、是に一種の宗教的信仰を繋(カ)けたのであるから、全く言語の神聖觀であり、崇拜である。さういふ Wortkult といふ社會現象は、自然民族間には、得て有り勝ちである。邦人に分り易い一例を云ふと、眞言の陀羅尼(ダラニ)の如き、やはり言語の呪術的能力を信じた結果である。

一言主の神

こゝに面白い事として思ひ浮ぶのは、葛城の一言主大神(ヒトコトヌシノオホカミ)である。(雄略記) 此の神の名

のりに、「吾は惡事も一言、善事も一言、言離の神、葛城の一言主の大神也」とある。此は言語を聽き分けて、凶事でも吉事でも、一言を以て解決する能力を具へてゐる神であるといふ意に受取れる。言語崇拜の盛な上代の人が、かういふ神性の神を意識してゐたのは、洵に當然である。此の神の事蹟が神代に語られずして、雄略天皇の段に見えるのは、偶〻神話の遊離したレムナントが、此の天皇の御事の中に挿入せられたのであらう。

岩戶神話の一記載（神代紀一書）に據ると、天兒屋命の祈み申された詞に、大神が愛で感ぜられて、此の頃人が多く請すけれども、まだ是程麗しい詞は無かつたと仰せになつたとあるのは、美辭の感應を肯定した思想である。口づから言ふことを、神祇や長上に向つては、マヲス（申、白）と云ひ、又、勅命を奉じて云ひ聽かせるのを、ノル（宣）と云ひ、神祇に御願ひするのをイノル（祈）と云ひ、祝つて云ふのを、ホク（壽、祝）と云ふやうに、言語表白の意を、既に上代から場合々々によつてさういふ區別を立てゝ言つてゐるのは、用語の形式に頗る敏感であつたことを示してゐる。マヲスは、接頭語マ（眞）が動詞ヲス（食）に附いたものであらう。此のマヲスは、時には執奏の意ともなつて、太政を掌ることになつてゐる。ノルは、ノム（祈）と原を同じうしてゐるが、其のノは更に

遡ると、スであつたらう。又イノルは「祷宣る」の義に相違無からう。さうして亦ホギは別にホカフといふ活用もあつて、安榮の意は察せられるが、語原は分りかねる。其のホはホム（褒）のホと根原が同一であるかも知れぬ。宣る詞は即ちノリゴト（祝詞）であり、ノリトである。壽く詞はヨゴト（壽詞、賀詞）で、ヨゴトは吉詞の義である。祝詞には「稱辭竟へ奉らく云々」の語が、段末毎に繰返される。此は美稱を述べ盡す意である。壽詞に於ては、倘更有形的具體的の物に託して、美辭を列ね、其を象徴として、精神的に賀意を表白するのである。

言語の靈感は吉凶二途に岐れる。右の如く美稱や吉詞を以てすると、おめでたい方の效驗があるが、呪詛（Curse）の言を放つて、他を憎しむと、禍事が起るといふ風に、上代人は考へたのである。呪詛を古語で、トコヒと云ひ、又カジリと云つた。普通の語ではノロヒである。神代紀一書に、皇孫が、美しい木花開耶姫を寵して、醜い姉の磐長姫を斥けられた時、磐長姫は大に恥ぢて、私をお召しになつたら、御兒の御壽命は磐石の如く永久であらうに、妹だけお召しになつたから、御兒は木華のやうに散り落ちるであらうと詛はれたと見えてゐる。而して此の傳說は、人間の短命な事の由來を說明した話として傳へられ

てゐる。又海宮神話の一つの傳に據ると、海神が彦火々出見尊に對して、釣針を兄尊に御返しになる時の方法をお教へしてゐる中に、針を貶して、貧鉤（マヂチ）、滅鉤（ホロビチ）、落薄鉤（オトロヘチ）と唱へるやうに申上げてゐるのも、亦一種の呪詛である。トコヒの語義は、說き請ひ（コ）であるとの說も行はれてゐるが、さういふ見方は、最早滿足出來ぬ。此の語は音韻上タグヒ（比、類）と關係があるではなからうか。磐長姫の例にしても、又應神記の秋山之下氷壯夫（アキヤマノシタヒヲトコ）、春山之霞壯夫（ハルヤマノカスミヲトコ）兄弟の說話に存する呪詛の詞（本節(6)愛の條參照）にしても、多くは物に比擬して不吉な辭を發するのである。（比擬して言ふのは壽詞と同樣である。）カジリは、神武紀に、「嚴呪詛」の字があつて、怡途能伽辭離（イツノカシリ）と訓註があるから、古語には相違無からうが、其の語義は飯田武鄕の日本書紀通釋の如きにも不明としてゐる。アイヌ語に Kashirarapa といふ他動詞があり、壓（オ）しつける（To press down）義であると云ふが、かう云ふ語が何か交渉を有するのではなからうか。

語りつぎ言ひつぎ

言語を記載する手段を持たなかつた太古の人々は、子々孫々に向つて、所謂「語り繼ぎ言ひ繼ぎ」した。古謠も古傳說も、此の「語り繼ぎ言ひ繼ぎ」によつて、後世に傳承せられたことは、思へば極めて尊い事であつた。是全く言靈の德用に外ならぬ。併しながら我

言擧せぬ國

が民族は、故（コトサラ）に言擧（コトアゲ）せず、妄に言擧しなかつたのである。萬事穏で、言を愼んだのである。それは萬葉集卷十三の詞に、「あきつしま、倭の國は、神からと、言擧せぬ國、」とあり、「葦原の、みづ穂の國は、神ながら、ことあげせぬ國、」とあるので分る。止むを得ずして發言するといふ點に、頗る味が有る。

(14) 自然觀照

自然に對する驚異

自然界及び自然現象に對して、驚異の眼を以てし、そこにアニミズムが働いて、神話が發生する。神話は上代人の思考の全範圍とも目し得るもので、宗教や哲學や詩歌の一切の不可分的綜合體系であると云へるであらう。自然に對して、美的に觀照する前に、先づ信仰的に畏敬する。自然崇拜の觀念は、我が上代人に於て、歴々として之を徴し得る。例へば

たゝなづく、青垣山、山神（ヤマツミ）の、奉（マツ）る御調（ミツキ）と、春べは、花かざし持ち、秋立てば、黄葉（モミヂバ）かざし、（萬葉集卷一）

と云ふ歌句は、春花、秋葉を山神の所爲と考へて、柿本人麿の詠じたものである。又山部赤人の富士山を詠じた作（同集卷三）には、「神さびて、高く貴き、駿河なる、ふじの高嶺を云々」と、崇拜的語氣を以て形容したのである。高橋連蟲麻呂の歌集中に出てゐるといふ方の富士山の歌（同集卷三）には、一層さういふ思想が强烈で、「言ひもかね、名づけも知らに、くすしくも、います神かも、」と謠ひ、「日の本の、やまとの國の、鎭とも、います神かも、寶とも、なれる神かも、」と謠つて、富士を全く神として考へてゐるのである。それであるから單に嘆美に止まらず、信仰的に觀たものである。

嘆美的に詩的に觀照する基は、自然界に對して關心を持つといふ點に在る。山のたゝずまひ、水の流、雲の徂徠、風のそよぎ、凡そさういふ事物や現象に、心を寄せる所に、敍景詠物の詩興が起る。「木の葉さやぎぬ、風吹かねとす、」（神武記）といふ表現には、實際的事件を諷した點が有るにせよ、境地は自然界に關心を持つたものである。「一つ松」に呼び掛けたり、（景行紀の歌）「をちかたの、あらゝ松原、」を捉へて詠じたり（神功紀の歌）したのも、やはり同樣である。而して、

淡路島、いやふたならび、小豆島いやふたならび、よろしき島々、（應神紀）

や、

こもりくの、泊瀬の山は、いでたちの、よろしき山、わしりでの、よろしき山の、こもりくの、泊瀬の山は、あやにうらぐはし、あやにうらぐはし。（雄略紀）

などは、「よろし」と云ふ形容詞に思を託しただけで、餘に具體的であつて、部分的な細敍に乏しいが、それでも最早詩的自然觀照の域に入つてゐる。

國見と旅

敍景の歌は、自ら國見と旅行とに關してゐる事が多い。國見といふのは、萬葉集古義に、

凡國見は國狀の勝れる劣れる、また國民の盛たると衰とを、天皇の見そなはし給ふを主として、また意をはるかしやるがために、高き處に上りて、常人もすることなり。

と解してゐるのに、盡されてゐる。舒明天皇の天香山で國見をせられた御製（萬葉集一）に、「國原は、烟立ちたつ、うな原は、かまめ立ちたつ、」と詠ぜられたのは、全く敍景である。山部赤人が神岳に登つて見晴らし、飛鳥淨見原の故京を懷つた歌（同集三）の如きも、主要部は敍景で、「あすかの、舊きみやこは、山高み、河遠白し、春の日は、山し見が欲し、秋の夜は、河し清けし、あさ雲に、鶴は亂れ、夕霧に、蝦はさわぐ、云々」と列ねてゐる。

旅行中、佳景に接しては、田口益人が、

廬原の、清見が崎の、三保の浦の、ゆたけき見つゝ、物思もなし。（同集三巻）

と喜んだのは、誰でも同じであつたらう。萬葉人が「見れどあかぬかも」と謠つた心境は、全く自然に對する愉悦の表示に外ならぬ。

山高み、白木綿花に、落ちたぎつ、瀧の河内は、見れど飽かぬかも。（同集六巻）

萬葉集中の覊旅歌には、敍景詩として傑出したものが、かなり多い。

櫻田へ、鶴なき渡る、あゆち潟、潮干にけらし、鶴なき渡る。（同集三巻）

四極山、打越見れば、笠縫の、島漕ぎかくる、棚無し小舟。（同前）

此等は高市連黒人の作である。手法は客觀的描寫と曰し得る。

家離り、旅にしあれば、秋風の、寒き夕に、雁鳴き渡る。（同集七巻）

印南野は、往き過ぎぬらし、天傳ふ、檜笠の浦に、波立てり見ゆ。（同前）

をとめらが、織る機の上を、眞櫛もち、かゝげ栲島、波の間ゆ見ゆ（同前）

此等も趣致に富んでゐる。

文學趣味の發展は、支那文學の自然觀の移入と云ふ外的影響にも基づいた。花鳥風月が

詩材として大に行はれて行つた模様は、萬葉集の卷七、卷八などを繙くと能く分るのである。

ますらをの、弓上振起し、借高の、野邊さへ清く、照る月夜かも。（以下卷七）

此は月を詠んだのである。

大海に、島もあらなくに、海原の、たゆたふ浪に、立てる白雲。

此は雲を詠んだのである。

泊瀬川、流るゝ水脈の、瀨をはやみ、堰越す浪の、音の清けく。

此は河を詠んだのである。

山の際に、渡る秋沙（著者曰、小鴨の類）の、往きて居む、其の河の瀨に、浪立つなゆめ。

此は鳥を詠んだのである。かういふ趣味が段々複雜になり、随つて手法も纖巧になつて、

わがせこが、宿の橘、花を好み、鳴くほとゝぎす、見にぞ吾が來し。（以下卷八）

秋萩の、散りのまがひに、呼立てゝ、鳴くなる鹿の、聲の遙けさ。

のやうに、動植物の取合せも詠ぜられるやうになつたのは、殊に注目せられる。而して天平二年正月十三日、太宰帥大伴旅人の宅に觀梅の宴が張られ、會衆が各々詠歎してゐる趣

が、同集巻五に見えてゐるが、かういふ雅會の行はれたことを考へても、花鳥風月の鑑賞は、殊に知識階級の間に於ては、滔々として風を爲すに至つたと見てよい。杜鵑を詠み、七夕を詠ずるといふやうな、當時としては、頗るエキソティックな趣味が、一部の人士に大に喜ばれたであらうが、一方、日本趣味的題材を捉へて、氣を吐いてゐる者の存することも、洵に愉快である。其は左の櫻花の歌の如きである。

　をとめらが、挿頭(カザシ)のために、遊士(ミヤビヲ)の、蘰(カツラ)のためと、敷きませる、國の極(ハタテ)に、咲きにける、
　櫻の花の、匂ひはもあなに。（同集巻八）

自然界の象徴化

倘其後に附け加へたいのは、上代人が自然界の物象を象徴の用に供してゐる事である。是も亦自然に對する明敏な觀察と多大な嗜好とを持つてゐた結果である。即ち「櫻花」から「盛未通女(サカエヲトメ)」と續け、「つゝじ花」から「にほへる君」と續け、又「咲く花の」から「移ろふ」（老衰の意）と續け、「もみぢ葉の」から「過ぐ」（死ぬ意）と續けるやうな修辭法は、上の冠辭が、既に下の詞の意義を象徴してゐる點に妙味があるわけである。

　春楊(ハルヤナギ)、葛城山に、立つ雲の、立ちても座(キ)ても、妹をしぞ念ふ。（以下同集巻十一）
ぬばたまの、黒髪山の、山菅に、小雨零(コサメフ)り敷き、益々(シクシク)思ほゆ。

水底（ミナソコ）に、生（オ）ふる玉藻の、打靡き、心をよせて、戀ふる此の頃。
河千鳥、住む澤の上（ヘ）に、立つ霧の、いちじろけむな、相言ひそめてば。

かういふ類は、所謂序歌であるが、其の序詞は全く象徴的である。何といふ巧妙な詞遣であらう。

(15) 道、法

ノリ

凡そ道徳と云ひ、法律と云ふものは、文化の進展につれて、自然に徐々整つて行くものと考へられる。神代紀に、遺法とあつて、法の字が見え、孝徳紀に、法の字、令の字が見え、推古紀には内教（こゝは釋教の意）の字が見えて、何れもノリと訓むが、さういふノリといふ如き思想は、大陸文化移入後に發達したのであらう。推古紀の十七個條憲法に至つては、最早堂々たる立言となつてゐる。併し是とても、故有賀長雄氏の言の如く、形式並に實體の上から、今日の意義で謂ふ所の法律では無かつた。

ミチ、ヲシヘ

ミチ（道）と云ひ、ヲシヘ（敎）といふ事も、いつから始つたとは言ひ難いが、皇祖神の

教命といふ意味は、古史神話にも、祝詞にも見えるから、さういふ點が、我が道德思想の根源で、惟神(カムナガラ)の道、即ち敬神、崇祖の信念が漸次成熟した。と云ふのは、我が大和民族が親密にして且鞏固な血族團體である爲に、さう云ふ道が發達したもので、又敬神、崇祖の觀念には自ら忠君、愛國、孝悌の道も伴なつた次第であるが、何と云つても儒教思想が大にさういふ國民道德を進展せしめた事は、爭はれまいと思ふ。神功皇后の西征の御時に、「若し事就(ナ)らば、群臣共に功有らむ。事就らずば、吾獨罪有らむ。」と仰せになつた謙讓の精神の如きも、書紀の表現では、支那文學の影響が認められるやうである。聖武天皇天平元年八月の宣命（續紀第七詔）を拜誦すると、立后に就いて、

天の下の政に置きて、獨知るべき物ならず、必ずしもしりへの政有るべし。此(コ)は事立つに有らず、天に日月在る如、地(ツチ)に山川有る如、並び坐(マ)して有るべしと言ふ事は云々。

の御詞があるが、御夫婦の間柄をかやうに形容せられたのは、頗る道德的で、それには自然の人情から發して理性的となつた思想が窺はれる。山上憶良は令レ反ニ惑情一歌(シムルカヘサイドヘルコヽロヲウタ)（萬葉集五 八〇〇）を作つてゐるが、左の如き漢文の序が附いてゐる。

或有人。知レ（著者曰、知當作不）敬ニ父母一。忘ニ侍養一。不レ顧ニ妻子一。輕ニ於脱屣一。自稱ニ異俗先生一。意氣

雖レ揚ニ青雲之上一、身體猶在ニ塵俗之中一。未レ驗ニ修行得道之聖一、蓋是亡ニ命山澤一之民。所以
指ニ示三綱一、更開ニ五教一。遣ニ之以一レ歌、令レ反ニ其惑一。

とあつて、三綱五教の語も入つてゐる。儒教思想が國民道徳を整備せしめた料となつたのは明白である。其の歌に曰く、

父母を、見れば尊し、妻子見れば、愍し愛し、遁ろえぬ、兄弟親族、遁ろえぬ、老み幼み、朋友の、言問ひ交す、（著者曰、以上六句、古義に補ふ所）世の中は、此くぞことわり、もちどりの、かゝらはしもよ、ゆくへしらねば、穿沓を、ぬきつるごとく、ふみぬきて、ゆく云ふ人は、岩木より、生り出し人か、汝が名告らさね、天へ行かば、汝がまに〳〵、土ならば、大王います、此の照らす、日月のしたは、天雲の、むかぶすきはみ、谷蟆の、さ渡るきはみ、聞食す、國のまほらぞ、かにかくに、ほしきまに〳〵、しかにはあらじか。

と。道徳を蔑視し、生業をも抛擲した者に對して、さういふ風に誡めたのであるから、知識階級の間には、道徳的觀念は立派に發達してゐたのである。

唯こゝにくれ〴〵も注意しなければならぬのは、道徳は本來自然の人情に基づくもので

あるから、眞情流露、直情徑行を重んずべきことで、こと〴〵しい禮儀を整へて、却つて形式に捉はれるのは面白くない。そこになると、上代人が親子や夫婦の間に、誠を盡し、眞心を交換したのは喜ぶべき事で、其の例は、既に前々示した所のやうである。マコト（誠）は眞事又眞言の義である。神代紀一書に誠欵の字がマコトと訓んである。其の本源は心であるから、マコトの本はマゴヽロである。心は心中疚しからざる極めて公明なものでなくてはならぬ。續紀宣命に頻々と淨明心（キヨキアカキコヽロ）とか明淨心（アカキキヨキ）とか淸直（キヨキナホ）き心とか云ふ御詞が出てゐるのは、此のマゴヽロの謂に外ならないのである。水が淸洌であり、口あたりがよくあり、草木のすく〳〵と生ひ繁る國柄として、淸き、明き、直きの形容は尤至極である。

マコト、マゴコロ

律令

大化の改新で氏族制が廢せられた後は、漸次成文法の發達を見るに至つた。近江令廿二卷が成り、更に大寶令十一卷、律六卷が出來たのである。故有賀長雄氏の日本古代法釋義に、大寶令の意義を左の如く說いてある。

抑ミ大寶令大體ノ組織ハ、道德ヲ以テ國家制度ノ基本トシ、賢才ヲ擢ンデヽ官吏ト爲シ、人民ニハ門閥ニ依ラズ、一樣公平ニ國家ニ對スル義務ヲ負擔セシメ、唯仁愛ノ上ヨリ特ニ免猶スベキ者ノミニ、或ハ納稅ヲ免ジ、或ハ却リテ之ヲ扶持スル主義ナリキ。

大體ノ原則ハ此ノ如クナリシカドモ、之ヲ實施スル上ニ於イテハ、猶門閥主義ヲ混入スルモノアリキ。（下略）

上代人の法制思想は、是に由つて略想見せられるであらう。

餘　論

平安朝時代

太古以來發達した日本精神は、大體に於て、平安朝時代以後、決して沈滯しなかつた。沈滯したやうに見える期間があつても、其は一時的消長であつた。平安朝時代は概して貴族中心のペリオドであつて、文弱の風が滔々として漲つたけれども、神祇崇敬の事を始め、傳統尊重の精神は弛廢しなかつたのである。思想界は多岐で、文物典章の燦然たるものがあつたが、日本的のものが永續し、非日本的のものは存續しなかつた。淸少納言が其の草子に、種々な事項を數へ擧げたが、「社は」と擧げる事を忘れなかつた如きは面白い。和歌や物語や、純日本文學たるものが、漢詩文に優越して勝利者となつた。上代以來の自然觀照も大に纖細緻密になつて、文藝に風雅の一面を强調したのである。

鎌倉時代以後

鎌倉時代以後、明治維新迄は武家時代で、所謂覇道が榮えたが、武人は元來質實で、頭や口の人と云ふよりは、手足の人であつた。理窟よりも實行であつた。彼等の遺業を見て

も、中世以來、皇室尊崇が唯一の信條としてゐたので、貞永式目に徴しても其の點が能く分る。又一般民間に於ても、例へば古今著聞集の如きを繙くと、其の組織や立言が如何に日本的であるかは、一目瞭然たるものがある。知識階級の人が如何に皇室中心で、又尚古趣味を懐抱してゐたかは、兼好法師の徒然草を代表としても考へ得る。偉大の筆を揮つて神皇正統記を草した源（北畠）親房のことは餘に著名で、こゝに細說するまでもなからう。又軍記物の一頁が室町時代に亘つて生み出されたが、其が所謂武士道を鼓吹した事は非常なもので、平家物語に、齋藤別當實盛の口を假りて、東國武士の勇猛闘健の氣風を語つてゐるが如き、若しくは太平記に吉野朝の忠臣勇士の苦節を詳敍してゐるが如き、皆日本精神の磅礴してゐた消息である。殊に謡曲を見ると、敬神思想の顯現を始め、忠孝、貞操等の大精神は、實に歴々として掌を指すが如きものがある。中に仇討物の存する事も注目せられる。

近世（江戸時代）となつても、先づ同樣で、道德、世教は儒教（就中朱子學）の方針を以て貫いたが、日本精神は淨瑠璃の類の文學に依つて民間に弘まつてゐた。中でも義理と人情との葛藤をプロットとした作が多かつたが、これはいかにも日本的である。元來が情事を

主眼とした上代以來の民族であつて、そこへ義理固い一面も加つてゐたのだから、兩方のコンフリクトからディレンマに陷つたのは、止むを得ない。それが俗間に受けたと云ふ所に、日本人たる強みが有ると予は考へてゐる。本能の赴くまゝに物事を處置しない。大義には親を滅するのである。菅原傳授手習鑑の松王の苦衷に同情するといふ所に、日本精神が存するのである。近松巣林子の如きも國性爺を作り、其の和藤内の虎狩の段に於て、大神宮の御符に、猛虎が辟易することを仕組んだが、是も國民精神から出たものである。大當りであつたのも道理である。

之を要するに敬神・崇祖、忠君、愛國等の國民精神は、われ〳〵大和民族の祖先が夙に之を醸成し・其の芳醇の氣を其のまゝに後昆に傳へ、後世子孫も亦之を承けて、其の粹美を彌一層増加せしめて今日に至つたので、此の永久の生命を持つた大精神は今後と雖も、存續性を失はないものと豫想するが、同時に其の豫想を確實ならしめることは、現今の國民の齊しく努めなければならぬ大きな仕事である。予は上來述べた如く、文獻に傳へられた日本精神の有意義な事を思惟するにつけて、つく〴〵感じるのは、元々我が大和民族は、皇室を中心として、各種族が結合し、（中には極めて小さい部族も有つたらうが、）さう

して、出雲民族を始め、先住民たるアイヌにせよ、又熊襲にせよ、其の特有の長所や美點が皆打つて一丸とせられた爲に、鍛錬を經た大精神が出來上つたのであらうと云ふ事である。同化の結果、純一の觀の有る國民性が陶冶せられたと見るのである。時には己を空しうしてさへ他を包容する傾向、此が保守に偏せずして、進取に走る所以で、明治維新後の國狀も之を以て解釋せられる。だから今や思想界が混濁したやうであつても、落ちつけば再び淸澄になるものと信じて疑はない。あゝ若い日本、未だ若いが故に苦悶も少く無い。唯若い者も、時には復古の思想を良藥としなければならぬ。復古は第二の更新を齎す一方便となるものと考へる。

主要參考書

一　邦文の部（書名を五十音順に排列する）

古語拾遺講義稜威男健　栗田寛
古語拾遺新註　池邊眞榛
古事記新講　次田潤
古事記傳　本居宣長
古代國語の研究　安藤正次
祭祀及禮と法律　穗積陳重
上代日本文學史　武田祐吉
神祇史綱要　宮地直一

神祇志料	栗田寛
諏訪史（第二卷前編）	宮地直一
續法制史の研究	三浦周行
大日本神祇史	佐伯有義
特選神名牒	内務省
祝詞考	賀茂眞淵
祝詞新講	次田潤
法制史論集	中田薫
增訂日本古代法釋義	有賀長雄
日本書紀通釋	飯田武郷
萬葉集古義	鹿持雅澄
三輪叢書	大神神社社務所
歴朝詔詞解	本居宣長

II 歐文の部 (著者名をアルファベット順に排列する)

Achelis, T.——Die Religion der Naturvölker. 1913.

Anesaki. M.——History of Japanese religion. 1930.

Anesaki. M.——Japanese mythology. 1928.

Aston. W. G.——Shinto (The way of the gods.) 1905.

Batchelor. J.——Ainu-English-Japanese dictionary. 1905.

Batchelor. J.——Ainu Iife and lore. 1927

Chamberlain. B. H. and Ueda. M. —— A vocabulary of the most anciant words of the Japanese language. 1888.

Chamberlain. B. H. ——Essay in aid of a grammar and dictionary of the Luchuan language. 1895.

Florenz. K.——Shintoismus. (Die Religionen des Orients. の内) 1923.

Frazer. J. G.——The worship of nature. 1926.

Gundert. W.——Der Shintoismus im japanischen Nō-Drama. 1925.

Hammerton. J. A.——The concise universal encyclopedia.

Hara. K.——An introduction to the history of Japan. 1920.

Hopkins. E. W.——The history of Religion. 1928.

Hozumi. N.——Ancestor-worship and Japanese law. 1912.

Joseph. B.——Nationality: its nature and problems. 1929.

Kanokogi. K.——Der Geist Japans. 1930.

Katō. G.——A study of Shintō, the Religion of the Japanese nation. 1926.

Nitobe. I.——Japanese traits and foreign influences. 1927.

Nitobe. I.——The Japanese nation. 1912.

Spence. L.——Myths and legends of ancient Egypt. 1925.

Spence. L.——Myths and legends of Babylonia and Assyria. 1920.

Tylor. E. B.——Primitive culture. 1920.

索引

索　引

（数字は頁数）

ア

愛　一七四
麻　八九
兄　一六三
姉　一六三
粟　七七・七九
アハビ　八三
天翔る　一三九
天つ罪　一九九
アマテラス大神　七六・一四七・一七二・一九四・一九六・二〇四・二〇七
アマノコヤネノ命　一三九・一四〇
アマノムラキミ　七七
網　八四
アメノクマノウシ　七六
荒魂　一三八
アリテレーション　四四

イ（ヰ併合）

ヰ（猪）　八三
ヰ（井）　一一〇・一一三
イザナギノ尊　二〇〇・二〇二・二二五
イザナミノ尊　一〇六
嚴瓮　一四〇
イタケルノ命　九五
出雲國風土記　一一三
イナ（稻）　七九
イナウ　一四〇
稻作　二〇四
稻　七五・七七・七八・七九
イハクラ（磐境）　一三五
岩戸神話　五六・九九・一三九・二一九
イヒ（飯）　七六
家　一〇五
齋部氏　八七・九九
イモ（妹）　一六三

ウ

鵜　八四
ウガラ（族）　一六七
浮寶　一三〇
ウケキ（浮木）　一三〇
ウケヒ（誓約）　一九六
ウケモチノ神　六六・七七
ウシハク　一五二
歌垣　二一六
ウタゲ　二一三
歌の形式　五三
ウヂ（氏）　六六
氏神　一四一
ウヂノカミ（氏上）　七〇
ウブスナ　一五四
産屋　一〇三
ウムギ（蛤）　八三
ウラ（卜）　一九三
ウラルアルタイ語族　三三

エ

延喜式　一〇

オ（ヲ併合）

ヲ（夫）　一六三
敎　二二八
ヲスクニ　一五三
ヲタケビ（雄詰）　二一〇
オト（弟）　一六三
ヲトコサブ　二〇八
ヲトメサブ　二〇九
オホキミ　一五五
オホクニヌシノ神　五六・五八・七七・一八一
オホゲツヒメノ神　七五
大嘗祭　一五八・一九九
大伴氏　一九九
大祓　一九・二〇一
大神神社　二一三
大八洲國　一四七
オモヒカネノ神　一九〇
親　一六三
大嘗神話　五六
ヲヽシ　二〇八

音韻組織 三三

カ

カ（鹿） 八二
海宮神話 五九・一三二
楮 八八
カヾヒ（嬥歌） 一一六
カグツチ 一〇六
カザシ 九三
カジリ（詛） 一三〇・一三一
家族主義 一六八
語りつぎ言ひつぎ 一三一
鰹 八三
カヅラ 九三
カツヲギ 一〇二
金鑽神社 一三三
カバネ（姓） 六六
神 一三三・一五七・一六〇
カミナビ 一三一
カム（神） 一三三
カムイ（神） 一三三
神憑 一九四
神主 一三六
カムロキ 一五六
カムロミ 一五六
家名 一八八

キ

キ（酒） 七六・一一五
求婚傳說 一七七・一七九
キヨキアカキ心 一三一
禁忌 二〇三

ク

クカダチ（探湯） 一九七
クシ（酒） 一一五
奇魂 一二九
樟 九五・九六
クニ（國） 一四九
國つ罪 一九九
國引 一五〇
國見 二三四

ケ

ケ（饌）　七六
桁　一〇五

コ

子　一六二
語彙　二四
國語　三二
古今著聞集　二三四
古事記　一〇
古史神話　五六・一九六
言擧せぬ國　二三三
言靈　二二六
古風土記逸文　一四
米　七五・七八

サ

相續　一六八
サカホカヒ　一四
防人　二三
幸魂　一二九
酒　一三・一二五
塞神　二八

シジ

呪詛　二三〇
自然　二三二・二三七
氏族制　六六
シヅ（倭文）　九〇
倭文神社　一三四
シネ（稻）　七九
鮨　八三
鹽　八五
上代文學　九
淨瑠璃　一三四
狩獵　八一
儒教　二三九・二三四
續日本紀　二七
序詞　四二
神器　一六八
神劍　二二五
神婚傳說　一七四
神託　一九五

神勅　八〇
神木　一三三
神武天皇　六三
神話　五六

ス

杉　九五・九七
スサノヲノ尊　一九九・二〇三・二一五
鱸　八三
崇神天皇　六五
スナドリ（漁）　八三
諏訪神社　一三三
スメミマノミコト　一五六
スメラミコト　一五五
スメロキ　一五五・一五七

セ

先住民族　六〇
宣命　二七

ソ

ソ（衣）　八六
蔬菜　八一
祖先崇拜　一六九
杣　九七

タ　ダ

田　二〇六
道徳　二三九
道路　二一八
タク（栲）　八七
諸冉神話　一四七・一五二・一七六
タケ（建、武）　二〇九
タケル（建、梟帥）　二一〇
タヽヘコトバ（美稱）　三九
タチ（刀）　二二四
龍田風神祭　一九二・二〇五
タナツモノ　七七
鯛　八三
タブー　二〇三

タヘ（妙）　八七
玉　九一
タマシヅメ（鎮魂）　一三一

チ

チギ　一〇一
父　一六三・一六四

ツ

對句　四八
對語　四七
月草　九一
ツキヨミノ尊　七六
ツチクモ　六〇
ツマ（夫、妻）　一六四
妻爭　一七七
妻覓　一七七
妻屋　一〇四
罪　一九八
釣　八三
ツルギ　一二四
徒然草　一三四

デ

デイビネーション　一九六
疊語　四六

ト

トコヒ（詛）　二三〇・二三一
新年祭　一四六・二〇五・二〇六
トツミヤ　一九九
鳥居　一三七

ナ

名　一八三・一八七

ニ

ニギテ　八七・一四〇

ニギハヤヒノ命　八四
和魂　一六
新嘗　二〇七
新嘗祭　二〇五
日本書紀　二

ヌ

ヌサ　一四〇

ノ

農業神話　七六
ノリ（法）　三八
ノリト（祝詞）　三・二三〇

ハ

橋　二九
柱　一〇五
ハタツモノ　七七
母　一六三・一六四・一六六・一八四
祓　二〇〇
榛　九一
播磨國風土記　一三

ヒ

檜　九五・九七
火　一〇六
ヒギ　一〇一
火鑚　一〇八
肥前國風土記　一四
常陸國風土記　一三
ヒトコトヌシノ神　二八
ヒモロギ（神籬）　一三一
平瓮　一四〇
廣瀬大忌祭　二〇五・二〇六

フ　ブ

フサ（總）　八八
風土記　三
フトタマノ命　八七・一三九・一四〇
フトマニ（太占）　一九三

舟　一三〇・一三二
豐後國風土記　一四

ヘ

平家物語　一三四

マ

枕詞　四〇
マゴヽロ　一三一
マコト　一三一
祭　一三八・一四二
萬葉集　一五

ミ

ミ（水）　一〇九
ミアラカ　一五八
禊　二〇二
ミチ（道）　一三八
水　一〇九・二〇五
瑞籬　一三七
ミテグラ　一四〇・一四五
ミトシロ　二〇六
御名代　一八六
ミモロ　一三三
宮　一〇五・一五八

ム

麥　七七・七九
棟　一〇五
柴　九一
室壽詞　一〇〇

メ

メ（妻）　一六三
メヽシ　二〇八

モ

藻　八三
モ（裳）　八六
喪屋　一〇四

ヤ

ヤ（家）　一〇五
社　一三六
ヤフネノ命　一〇〇
大和民族　六一
山藍　九一

ユ

夢　一九四

ヨ

ヨゴト（壽詞）　三・二四・二三〇
ヨネ（米）　七九

リ

リズム　五〇
律令　二三一
旅行　一七・一四三・二二四

レ

靈魂　一三八
歴朝詔詞解　二七

ワ

ワカムスビ　七六

昭和六年十月二日印刷
昭和六年十月五日發行
昭和十年四月十日五版發行

上代文學に現れた日本精神

定價二圓

著者　野村八良

東京市麻布區一本松町二七番地
發行者　立木朋吉

東京市牛込區山吹町一九八番地
印刷者　萩原芳雄

發行　東京麻布區一本松町廿七
振替東京六四九五二番
大岡山書店

井上通泰著
播磨風土記新考
菊判七〇〇頁 定價七圓五十錢

後藤藏四郎著
出雲國風土記考證
四六判四二四頁 定價三圓三十錢

後藤藏四郎著
肥前國 豐後國 風土記考證
四六判二〇〇頁 定價二圓二十錢

栗田寛著 後藤藏四郎補
標註古風土記 常陸
四六判二三〇頁 定價二圓[illegible]十錢

栗田寛著 後藤藏四郎補
標註古風土記 出雲
四六判三八〇頁 定價三圓二十錢

栗田寛著
古風土記逸文
四六判四〇〇頁 定價三圓九十錢

彌富破摩雄著
萬葉集纘攷
菊判三五〇頁 定價三圓二十錢

豐田八十代著
萬葉地理考
四六判附地圖 定價三圓八十錢

著者	書名	判型・定價
竹内理三著	日本上代 寺院經濟史の研究	菊判六〇〇頁 定價六圓
竹内理三著	奈良朝時代に於ける 寺院經濟の研究	新菊四五〇頁 定價三圓五十錢
細川龜市著	日本中世寺院法總論	新菊二八〇頁 定價二圓
幸田成友著	日本經濟史研究	菊判九三〇頁 定價十圓
幸田成友著	讀史餘錄	四六判四〇〇頁 定價二圓八十錢
横山由清著 幸田成友校	日本田制史	菊判三七〇頁 定價四圓二十錢
橋本增吉著	東洋史上より觀たる 日本上古史研究	菊判六三〇頁 定價六圓
コルディエ著	日本書志 原本復製	四六倍判 定價二十五圓

雪山俊夫著
ニーベルンゲンの歌 基礎の研究
菊判六〇〇頁 定價六圓

シュタイシェン著 吉田小五郎譯
切支丹大名記
菊判四三〇頁 定價四圓五十錢

吉田小五郎著
聖フランシスコ・シャギエル小傳
四六判三九〇頁 定價二圓[illegible]十錢

占部百太郎著
聖地紀行
四六判一七〇頁 定價一圓八十錢

松村武雄著
民俗學論考
菊判五〇〇頁 定價[illegible]圓二十錢

フレーザー著 永橋卓介譯
社會制度の發生と原始的信仰
四六判三二〇頁 定價二圓[illegible]十錢

永橋卓介 内田元夫譯
フレーザー 呪術と宗教
四六判二三六頁 定價一圓八十錢

ベヤリンググールド著 今泉忠義譯
民俗學の話
四六判二五〇頁 定價一圓八十錢

國文六國史叢書　武田祐吉　今泉忠義　編著

日本書紀　上卷　武田祐吉著　新菊　三四〇頁　定價二圓五十錢

日本書紀　下卷　武田祐吉著

續日本紀　上卷　今泉忠義著　新菊　三九〇頁　定價二圓八十錢

續日本紀　中卷　今泉忠義著

續日本紀　下卷　今泉忠義著

三代實錄　上卷　武田祐吉著

以下續刊

國語學叢書　松尾捨治郎　今泉忠義　神保至純　校註

書名	著者・校註	判型・定價
かざし抄　附 よそひ抄	富士谷成章著　松尾捨治郎註	四六判三二〇頁　定價二圓五十錢
あゆひ抄　改訂版　附 索引	富士谷成章著　松尾捨治郎註	四六判三四〇頁　定價二圓五十錢
俳諧てには抄　附 てにはし網抄　同抄之抄　姉小路てには傳	富士谷御杖著　松尾捨治郎註	四六判三四〇頁　定價二圓五十錢
山口栞	義門法師著　神保至純註	
活語雜話	義門法師著　神保至純註	
活語指南　附 友鏡　和語說略圖	義門法師著　今泉忠義註	
玉緒繰分	義門法師著　神保至純註	